

TOHOKU ROKIN
DISCLOSURE
2024

東北労働金庫の現況

C O N T E N T S

	ごあいさつ	01
	ろうきんの理念と基本姿勢	02
	東日本大震災への取組みについて	03
	SDGs(持続可能な開発目標)と東北ろうきんの取組み	03
	第8期中期経営計画・2024年度事業計画	04
	2024年度事業計画におけるリスクアペタイト	06
	ろうきんのネットワークとセキュリティ	07
事業概況	ろうきんの事業概況	10
	自己資本の充実の状況	12
資産内容の開示	開示債権の状況	23
管理体制	法令等遵守の態勢	26
	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への取組み	29
	リスク管理の態勢	30
	内部統制システムの整備に関する基本方針	33
ろうきんの概要	ろうきんの概要	34
	当金庫のあゆみ	35
トピックス	トピックス	37
	お客さま本位の業務運営に関する取組み	39
営業のご案内	預金業務のご案内	43
	貸出業務のご案内	44
	自治体との提携融資制度のご案内	45
	各種サービス業務のご案内	46
	各種手数料のご案内	47
	店舗・ローンセンター・店舗外自動機のご案内	48
財務データ INDEX	財務データ(単体)	55
	財務データ(連結)	65
	索引(開示項目一覧)	76

◎金額・比率の表示方法

1. 金額単位

- (1)各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています(ただし、「労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権」については、金額単位未満を四捨五入しています)。
- (2)小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3)期中増減額(比率)、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、原則として各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しています。

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位以下を切り捨てし、第2位までを記載しています。

- 本誌の内容は、特に「現在日」の指定があるものを除き、すべて2024年3月31日現在のものです。
- 2021年度決算より、消費税の会計処理を従来の「税込方式」から「税抜方式」に変更しております。

本誌は「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)」および「労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権」に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ごあいさつ

会員・組合員・ご利用いただいている皆さまにおかれましては、日頃より東北労働金庫に対して、ご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

当金庫「第7期中期経営計画（2021年度から2023年度）」の最終年度となる2023年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行による社会経済活動の正常化が進み、日経平均株価が34年ぶりの最高値を更新する等、社会・金融面でも大きな変化が見られる年となりました。

そのような中、会員および地域の皆さまへのサービス向上をめざし、「ローンセンターの増設・移設」「アセットプランナー配置」による提案・相談業務体制の拡充を通して、生活応援運動の充実に向けた「資産形成や家計収支改善」に取り組むとともに、2024年1月に制度開始となった「新NISA」についても、セミナー等の積極開催による普及と金融リテラシー向上に向けた取組みを進めてまいりました。

2023年10月には東北労働金庫創設20周年を迎えることができました。これまでご支援いただいた会員・地域の皆さまへの感謝をお伝えするため、資産形成を支援する「東北ろうきん20周年キャンペーン」、便利なデジタルサービスとして「ろうきんアプリ&スマホ決済キャンペーン」等を行った他、社会貢献活動の取組みとして大学生ボランティア活動向け助成金制度「未来へのタスキ」の新設、「全部店への社会貢献担当者の配置」を行いました。あわせて、頻発する自然災害時への備えとして「移動金融車（ロッキーふれ愛号）」を導入し、福祉金融機関としての役割発揮に努めてまいりました。



2024年度から「第8期中期経営計画」がスタートしました。現在の金融環境においては「日本銀行によるマイナス金利政策の解除」「人生100年時代を見据えた貯蓄から投資へのシフト」「DX・キャッシュレス化の加速」等、目まぐるしく変化する環境に応じた事業展開が求められています。当金庫は、ろうきん理念の実現と福祉金融機関としての役割発揮をめざし、多様化するお客さまのニーズに応え、良質な金融サービスを提供し、地域で選ばれ続ける金融機関をめざしてまいります。

「Tohoku Rokin“3R”」visionをテーマに掲げ、新たな付加価値提供に向けたチャレンジを進め、地域社会との連携を強化しながら、多くの会員そして地域の皆さまに「選ばれ続ける存在」となる歩みを進めてまいります。皆さまのご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

ここに2024年3月期ディスクロージャー誌を作成いたしました。当金庫をご理解いただけますよう、事業内容・業績・今後の取組みなどを紹介しておりますので、ご一読いただければ幸甚に尽きます。

2024年7月

理事長 伊藤 啓志

ろうきんの理念と基本姿勢

— ろうきんの理念 —

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの経営理念

ろうきんは「はたらく人」のための金融機関です。

目的

ろうきんは、働く仲間がつくった金融機関

ろうきんは労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合っただけでなく、協同組織の金融機関です。日本に金融機関はたくさんありますが、純粋に働く人の福祉金融機関と呼べるのはただひとつ、ろうきんしかありません。働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりをめざしています。

運営

ろうきんは、営利を目的としない金融機関

ろうきんは労働金庫法というルールに基づいて、非営利を原則に公平かつ民主的に運営されています。会員は平等の立場でろうきんを利用するだけでなく、ろうきんの運営に参加し、自らの活動と協同組合の運動を築いています。

運用

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関

ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用がまったく違います。働く人たちからお預りした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

シンボルマーク



〈ろうきん〉のシンボルマークは、ROKINの頭文字のRをデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、親しみやすさとともに、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれる労働運動を意味し、はばたく鳥は、より発展する〈ろうきん〉の飛翔を表現しています。

シンボルマークのカラーはブルーです。〈ろうきん〉ブルーは「知性」「未来」「希望」を表現しています。シンボルマークには〈ろうきん〉の基本理念が表現されています。

ろうきんビジョン2035 ～共感と協創～

- 存在意義(パーパス) はたらく人とその家族の夢としあわせな暮らしの実現～共感と信頼の力で/会員・地域の仲間とともに～
- 提供価値(バリュー) はたらく人とその家族の生涯に寄り添い、一人ひとりの様々な課題に真摯に向き合い解決する

●ろうきんの目的

労働金庫法第1条で、「この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。」と規定しています。

●ろうきんの事業運営

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期事業計画および年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

東日本大震災への取組みについて

東北地方に甚大な被害をもたらした東日本大震災より13年が経過しましたが、現在もなお、津波被害や原発事故等からの復旧・復興にご尽力されている皆さまに対しまして、深く敬意を表します。

当金庫では、今後も被災地の皆さまに寄り添い、被災された方々や被災地域を支援する取組みを継続してまいります。

被災された方々を支援する取組み

(1) 低金利の「災害救援ローン」の取扱い

東日本大震災、原発事故で被災された方々の生活再建および復旧・復興を支援するため、災害救援ローン（旧商品名「特別災害ローン」）を取扱っております。

【災害救援ローン利用実績】 (2024年3月末現在)

商品名	件数	実行額(百万円)
災害救援ローン(無担保) ^{※1}	6,425	13,706
災害救援ローン(不動産担保) ^{※1}	2,396	55,833
特別災害ローンⅡ(無担保) ^{※2}	412	1,132

※1 旧商品名「特別災害ローン」の実績を含んでいます。

※2 2019年3月末で新規の取扱いを終了しました。

(2) 「東北ろうきん復興支援・社会貢献団体助成金制度」の取組み

2012年度より、東北6県に主たる事務所を有しているNPO団体やボランティア団体等で、大震災からの復旧・復興、被災者支援について顕著な功績をあげている団体等への支援として助成を行っております。2023年度は、10団体(※)に総額300万円(1団体あたり30万円)の助成を行い活動の支援を行いました。助成先については、2024年版ディスクロージャー誌(ダイジェスト)に記載しております。

※10団体のうち、震災復興および社会貢献に取組んでいる団体が5団体、社会貢献活動に取組んでいる団体が5団体となります。

(3) 二重ローン問題への対応

①東日本大震災の影響によりご利用中の住宅ローン等の返済が困難となったお客さまについて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に沿った債務整理等に関するご相談を受け付けております。

②被災県が実施している二重ローン対策事業に対し、当金庫として積極的な支援を行っております。

(4) 義援金振込口座への振込手数料の免除対応

会員団体等がろうきんに開設している義援金振込口座へのお振込について、窓口振込手数料の免除対応を行っております。

(5) 震災遺児進学支援金の取組み

お客さまの預金口座からの口座振替により行う、あしなが育英会「東日本大地震・津波遺児募金」を受け付けております。

SDGs(持続可能な開発目標)と東北ろうきんの取組み

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(持続可能な開発目標)とは

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。2030年までの達成をめざし、貧困や気候変動など、世界全体で取り組むべき様々な課題解決のための17のゴール(目標)と169のターゲット(達成基準)を設けています。

地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」という理念の下、企業や労働組合、市民社会、協同組合やNPOなどの公共的な活動を担う民間主体、地方自治体など、様々なステークホルダーが協力して達成することが期待されています。

全ての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況をめざす「金融包摂」の考え方は、ろうきんの理念やビジョンとも合致しています。この取組みの強化に向けて、全国労働金庫協会では「ろうきんSDGs行動指針」を策定・公表し、当金庫においても、この行動指針に基づき、SDGsの達成に向けた取組みを展開していきます。

具体的な取組み内容はダイジェスト版を参照下さい。



第8期中期経営計画・2024年度事業計画

現在、日本の超高齢社会においては、高齢者増加と人口減少の地域差が顕著に現れてきており、それに見合う各種対策は喫緊の課題として捉えられています。金融環境においても「マイナス金利政策の解除」「資産運用立国の実現に向け、貯蓄から投資への政府方針の確立」「DX・キャッシュレス化の加速」等、社会・経済・金融の環境変化に応じた事業の展開が求められています。当金庫は、ろうきん理念の実践・福祉金融機関としての役割発揮をめざし、様々な環境変化に対応するとともに、多様化するお客さまのニーズに応え、良質な金融サービス・付加価値を提供し、地域で選ばれ続ける金融機関へと歩みを進めていかなければなりません。

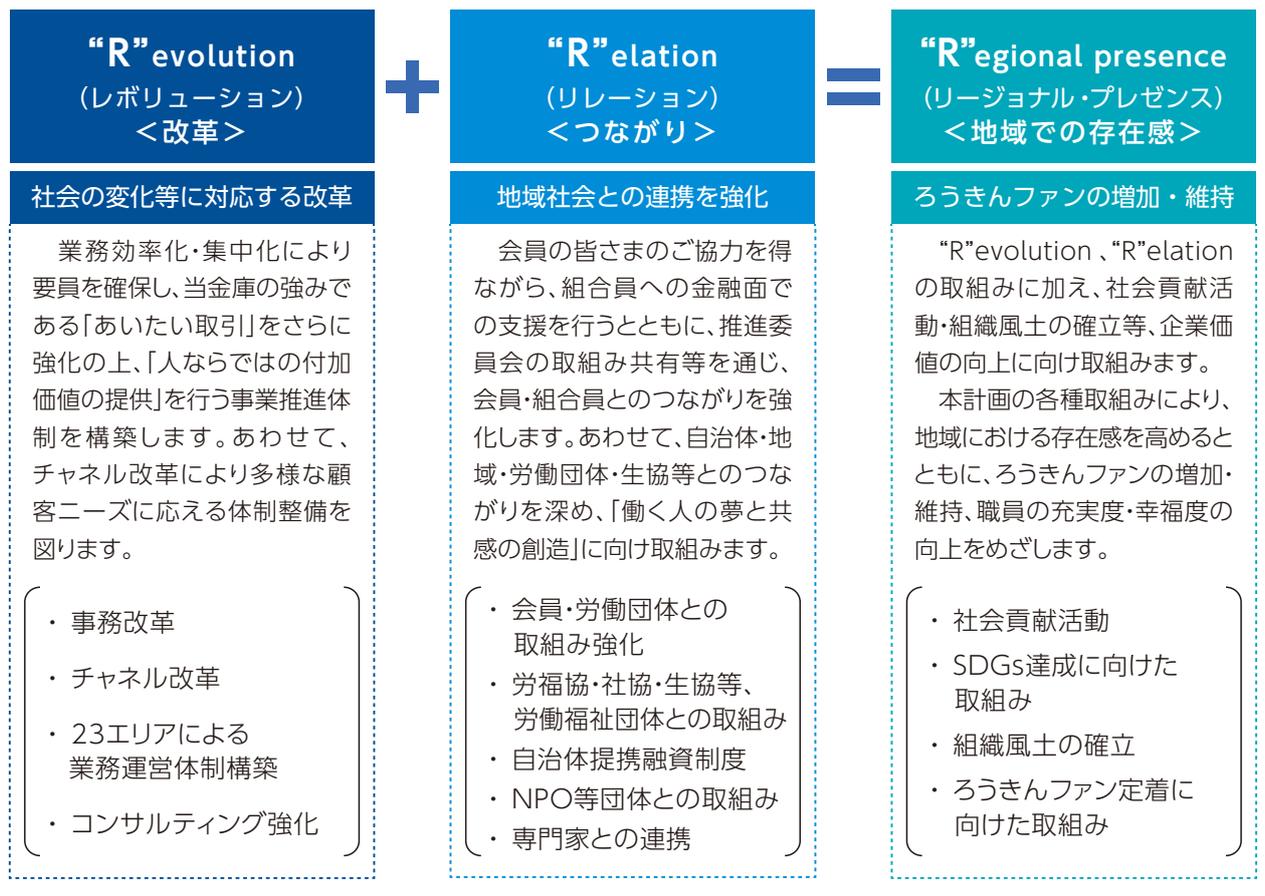
2024年度からスタートした「第8期中期経営計画」では、店舗機能の効率的、効果的運営に向けた「23エリアの導入」により「対面等チャンネルにおけるコンサルティング業務の強化」「非対面チャンネルの高度化」をめざします。

ろうきんは新たな付加価値の提供に向けたチャレンジを進め、地域社会との連携を強化しながら多くの会員そして地域の皆さまに「選ばれ続ける存在」となるため、第8期中期経営計画および2024年度事業計画を着実に進めてまいります。

第8期中期経営計画のテーマ

「Tohoku Rokin “3R”」 vision

厳しい金融環境のなか、社会の変化への適応や、お客さまが求める姿へ「変わる」とともに、地域における様々な「つながり」を強化し、助け合いの中心となることで、地域での存在感を高め「選ばれ続ける」事業体となることをめざします。



主要計数目標

(単位: 百万円、%)

項目	2024年度	項目	2024年度	項目	2024年度	項目	2024年度
預金年間増加額	20,000	コア業務純益	4,101	貸出金利回り	1.37	コアROA	0.16
貸出金年間増加額	35,000			預金金利回り	0.07	コアOHR	80.73
預貸率(平残)	61.48	当期純利益	3,014			自己資本比率	9.37

※コアROA: 総資産平残に対するコア業務純益の比率。総資産をいかに効率的に金庫本業の収益に結び付けているかを示す指標で、高いほど収益性が高いといえます。
 ※コアOHR: コア業務粗利益に対する経費の割合。コア業務粗利益とは、業務粗利益より国債等債券売却損益を控除したもので、数値が低いほど金庫本業の効率性が高いことを示します。

【“3R”】の取組み

“R”evolution (レボリューション) <改革>

※AP…アセットプランナーの略。統括店への配置を基本とします。
 ※LC…ローンセンターの略。統括店に設置しています。
 ※FA…ファイナンシャルアドバイザーの略。統括店・エリア店双方に配置を検討しています。

事務改革	コンサルティング強化	チャネル改革
後方事務 } 本部・統括店 集中化 業務機械化 窓口事務 } 業務効率化により、新たな運営体制の 確立に向け、要員を生みだす	AP 新NISA制度対応、エリア内投信推進 →投信保有者へのアフターフォロー LC 住宅ローン対応・住宅業者との連携 →保有者へのアフターフォロー FA [FA:ファイナンシャルアドバイザー]配置 →一人ひとりのライフプラン設計支援	対面 AP拡充、LC強化、FA配置 非対面 リモート取引、Web完結商品拡充 本部 コンタクトセンター設置 SNSによる広報強化 等

23エリアによる業務運営体制

FA 「あいたい」によるライフプラン設計支援等により、 会員全体の福祉向上をめざす	後方事務 本部集中部門による対応を拡充
相談窓口 リモート相談により統括店・エリア店の窓口を共有	店舗運営 エリアごとの目標・収益管理体制の構築
手続窓口 Web化・セルフ化が出来る取引を拡充 <small>※相談以外の業務</small>	人事制度 「エリア勤務」「地域採用」等の検討

“R”elation (リレーション) <つながり>

スプリング・ネットワーク※の構築

※スプリング・ネットワーク…
社会的課題を解決する様々な団体とのネットワークをろうきん
が中心となって構築し、そのつながりの連鎖により地域社会を
より良くする、福祉金融機関としての役割を發揮するイメージを
表しています。

※ソーシャルセクター…
NPOや市民活動団体等、社会課題
解決を目的とした組織・団体の総称

“R”egional presence (リージョナル・プレゼンス) <地域での存在感>

“R”evolution コンサルティング強化 等	“R”elation 会員・地域とのつながり強化	社会貢献活動・SDGs達成に向けた取組み・組織風土の確立 ・社会貢献担当者を中心とし、会員・地域と連携したSDGsの取組みを行います。 ・金庫として環境に配慮した取組みを推奨します。 ・組織風土の確立と職員の幸福度向上に向けた取組みを進め、職員の喜びが 会員・利用者の満足度向上につながる好循環な状態となることをめざします。
-------------------------------------	------------------------------------	---

“R”egional presence 地域での存在感向上

ろうきんファンの増加・維持を図り、地域で選ばれ続ける存在へ

2024年度事業計画におけるリスクアペタイト

[1] リスクアペタイト・フレームワーク (RAF) について

「リスクアペタイト・フレームワーク (RAF)」とは、事業計画 (計数計画) をリスクの取得・管理と関連づけて立案し、「収益・リスク・自己資本」に対する進捗状況を PDCA プロセスでチェックしながら修正を加え、最終的に収益とリスクの最適化をめざす取組みです。

また、その取組みを明文化したものを「リスクアペタイト・ステートメント (RAS)」といいます。

[2] 2023年度リスクアペタイト実績

2023 年度のリスクアペタイト実績は下記の通りです。

KPI については、経費抑制に伴う収益上昇により全項目達成となりました。

KRI の金利リスクについては有価証券残高の減少や市場環境変動の影響により未達となり、信用リスクについては無担保融資純増目標の達成により、目標を上回る水準となりました。

(ア) KPI (注 1)

項目	計画値	実績値	
健全性	自己資本比率	9.38% 以上	9.38%
収益性	コア R O A	0.17% 以上	0.21%
効率性	コア O H R	79.23% 以下	75.13%

(イ) KRI (注 2)

項目	計画値	実績値	
金利リスク	有価証券 10bpv (注 3)	2,400 百万円	1,756 百万円
信用リスク	無担保個人貸出 UL (注 4)	420 百万円	426 百万円

[3] 第8期中期経営計画におけるリスクアペタイト・ステートメント (RAS)

第 8 期中期経営計画における 2024 年度の RAS を以下の通り定めます。

① リスクアペタイト指針

当金庫は、ろうきんの理念「ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。」を柱に、会員の皆さまに安心していただける健全性を保ちつつ、適度なリスクを取得して、必要な範囲で収益を高め、健全経営に徹します。

② リスクアペタイト方針

- 市場リスク (金利リスク) については市場環境や当金庫の預貸バランスを勘案のうえ、低減・維持・復元等柔軟に対応することで、収益の適正化を図ります。
- 信用リスクについて、資産の増加にともなうリスク量が適切な水準かを検証し、健全性を確認しながら、収益性の確保を図ります。
- 「資本配賦」「取得リスク量」「収益性」における関連性の分析を進め、最適化をめざします。

③ リスクアペタイトの具体化

第 8 期中期経営計画における 2024 年度のリスクアペタイトの計画実現に向けた重要な管理指標 (KPI・KRI) を以下の通り定めます。以降の年度については今後の RAF 運営をふまえて、あらためて作成します。

(ア) KPI (注 1)

項目	計画値	
健全性	自己資本比率	9.37% 以上
収益性	コア R O A	0.16% 以上
効率性	コア O H R	80.73% 以下

(イ) KRI (注 2)

項目	計画値	
金利リスク	有価証券 10bpv (注 3)	1,900 百万円
信用リスク	無担保個人貸出 UL (注 4)	450 百万円

(注 1) KPI (Key Performance Indicator) : 重要業績評価指標。組織の目標達成度合いを定義する補助となる計量基準群であり、RAF では主に財務に係わるリスクアペタイトでのリターン指標を示しています。

(注 2) KRI (Key Risk Indicator) : 重要リスク指標。リスクアペタイトとして設定するリスクの種類と水準を示しています。

(注 3) 有価証券 10bpv : 金利が 0.1% 変動した場合の有価証券 (債券) の現在価値の変動額を示しています。

(注 4) 無担保個人貸出 UL : 個人の無担保ローンを対象に 100 回に 1 回の割合で発生しうる最大損失額を示しています。

④ リスクアペタイトのモニタリング

RAF における収益とリスクの関係については、下記の 2 つの指標により管理し、その変動・方向性をモニタリングしています。

各事業年度、期末に向けて定期的にこの収益とリスクの状況をモニタリングしながら、PDCA サイクルによりチェックを行い、必要に応じて経営方針・施策の見直しを行っていくこととなります。

$$\begin{aligned} \text{「取得リスク率」} &= \text{取得リスク量} \div \text{残高} \\ \text{「取得リスク利益率」} &= \text{収益} \div \text{取得リスク量} \end{aligned}$$

- ※ 「取得リスク率」は、残高に対してどの程度のリスク量を取得しているかの割合です。
- ※ 「取得リスク利益率」は、取得しているリスク量に対して、どの程度の収益を得ているかの割合です。
- ※ この 2 つの指標を掛けると、通常の利益率 (利回り) になります。(残高を平残とした場合)

ろうきんのネットワークとセキュリティ

〈ろうきん〉は総合力で事業の維持・発展に取り組んでいます

- 全国の〈ろうきん〉は、一般社団法人全国労働金庫協会（労金協会）と労働金庫連合会（労金連）を中央機関とし、13金庫596店舗により全国的なネットワークを形成しています。
- 労金協会は〈ろうきん〉業態全体の政策や課題について調査・研究・方針化し、提案・調整・指導・連絡を行い、労金連は〈ろうきん〉間の資金需給調整・運用、金融業務の補完等により金融活動を支えています。



■東北労働金庫の概要

名称	東北労働金庫
所在地	仙台市青葉区北目町1番15号
設立	1951年10月30日（設立総会） 1951年11月30日（法人登記） 2003年10月1日（合併）
理事長	伊藤 啓志
常勤役員数	1,103人
店舗数	69店舗（ローンセンター泉・インターネット東北支店を含む）
団体会員数	5,214会員
間接構成員数	819,878人
出資金	84億円
預金残高	23,044億円
貸出金残高	14,149億円
自己資本比率	9.38%

■全国の労働金庫の概要

金庫数	13金庫
常勤役員数	11,093人
店舗数	596店舗
団体会員数	47,759会員
間接構成員数	11,945,542人
出資金	968億円
預金残高	230,848億円
貸出金残高	155,716億円
自己資本比率	9.58%

ペイオフへの対応

「ペイオフ」とは、万一、「預金保険制度」に加入している金融機関が破綻した場合に、預金保険制度により「1預金者1金融機関あたり元本1,000万円までとその利息等が預金保険で保護されること」をいいます。ペイオフが全面解禁されましたが、普通預金無利息型（決済用預金）や当座預金等、お利息がつかない等の要件を満たす預金については全額が保護されます。

ろうきんは、この「預金保険制度」に加入しているため、外貨預金・譲渡性預金を除きすべての預金商品が預金保険の対象となります。また、全額保護の対象となる「決済用預金」も取扱っております。

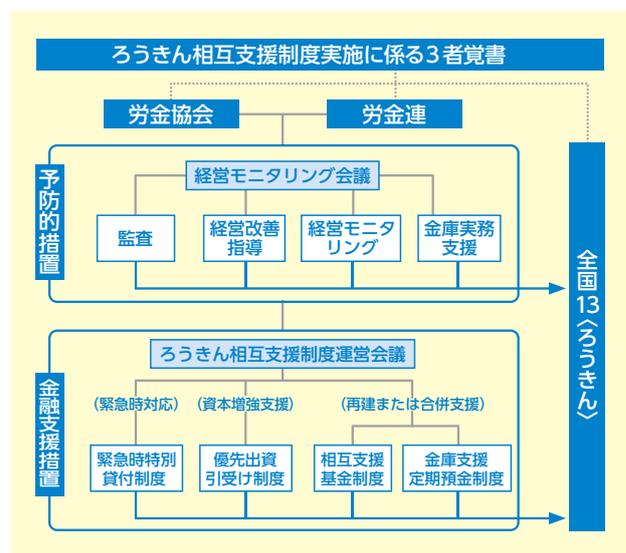
ペイオフの詳細については、当金庫窓口あるいはフリーダイヤル、または預金保険機構などへお問い合わせください。
ろうきんは、みなさまに安心してお取引いただけるよう、健全性・安全性を今後も確保し、積極的に経営情報の開示に努めていきます。

ろうきん業態セーフティネット

ろうきんでは、ろうきん業態独自のセーフティネットとして、「ろうきん相互支援制度」を設けております。この制度は、「予防的な措置」と「金融支援措置」という2つの仕組みを用意しています。

第1の柱である「予防的な措置」としては、全国13労働金庫の業態団体である全国労働金庫協会（労金協会）に設置された労働金庫監査機構による定期的な監査（金庫の業務執行や財務状況等についての監査）と労金協会による定期的な経営状況のモニタリングがあげられます。経営状況のモニタリング結果については、労金協会が開催する「経営モニタリング会議」へ報告され、経営上の問題が認められた場合には、問題の程度に応じた措置（経営改善指導等）が講じられる仕組みとなっています。

第2の柱である「金融支援措置」は、労金協会と労働金庫の系統中央金融機関である労働金庫連合会（労金連）が共同で開催する「ろうきん相互支援制度運営会議」において金融面での支援が必要と判断された場合、金庫の状況に応じて労金連の金融機能を活用し、一時的な資金の貸付である「緊急時特別貸付制度」、資本増強支援のための「優先出資引受け制度」、再建支援等のための「相互支援基金制度」や「金庫支援定期預金制度」を実施することで経営をサポートします。



盗難・偽造キャッシュカード被害への対応

〈東北ろうきん〉では、盗難・偽造キャッシュカードによる不正引出しなどの被害を防止し、お客様のご預金等の安全性を確保し、安心してご利用いただくために、次の対応を実施しております。

対応項目
ATMによる暗証番号変更の取扱いを実施しております。
ポスターやホームページにより、生年月日・電話番号や自動車のナンバー等の類推されやすい暗証番号の危険性について案内しております。
ATM操作中の覗き見防止対策として、「自動機操作者の後方確認用ミラーの設置」、「覗き見防止フィルムの装着」をしております。
ATMによる1日あたり引出限度額（振込含む）は、お客様からの申し出がない場合は50万円としております。ただし、お客様のご希望により変更できるシステムを導入しております（※増額は窓口対応のみ）。また、年齢が満70歳以上のお客様については、上記引出限度額にかかわらず1日あたりの引出限度額を20万円に制限しております。なお、利用制限の解除をご希望する場合は、当金庫本支店窓口にて所定の手続きが必要です。
ICカード（磁気ストライプ併用）を導入しております。
異常取引を早期に検知するシステムを導入しております。

※偽造キャッシュカードで不正に現金を引き出される被害に遭われたお客様に対して、〈東北ろうきん〉においてお客様に責任がないと判断した場合に、被害の全額を補償いたします。

振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口について

「振り込め詐欺救済法」（正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」2008年6月21日施行）は、被害者救済の観点から、振り込め詐欺等の犯罪行為により金融機関の預金口座に振り込まれ滞留している犯罪被害資金を被害に遭われた方に返還するための手続等について定めたものです。

当金庫では、本法律に基づいて、振り込め詐欺等による犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からのご照会を受け付けております。また、特殊詐欺の発生防止の一環として東北6県の警察と連携し、高額預金支払い時には預金小切手を活用した「預手プラン」等による対応を取組んでいます。当金庫は、今後とも振り込め詐欺等の被害発生防止ならびに被害者救済に取り組んでまいります。

● 振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ先 東北労働金庫 業務統括部 電話番号：0120-398-162 受付時間：平日午前9時～午後5時

利益相反管理方針

1. 基本方針

当金庫または当金庫の代理店（以下「当金庫等」といいます。）は、法令、規程等（以下「法令等」といいます。）を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫等の商品・サービスの最適な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取り組めます。

当金庫等は、将来にわたってお客様から信頼され必要とされる金融機関であり続けるため、お客様の保護に継続的に取り組むものとし、以下のとおり、そのための方針を公表いたします。

2. 利益相反の管理

利益相反とは、当金庫等とお客様の間、および当金庫等のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

利益相反のおそれがある場合、法令等およびこの基本方針に則り、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じるものとします。

3. お客様本位の業務運営に関する取組方針に基づく利益相反の管理

投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客様の最善の利益となる観点を重視し、関係会議での審議等を経て幅広い商品の中から取扱商品を選定し、品質の維持・向上を図ります。

4. 利益相反管理の対象取引と特定方法

当金庫等は、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当金庫等が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するかどうかにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理責任者により、適切な特定を行います。

5. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するかが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当金庫等が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引（例：優越的地位の濫用、抱き合わせ販売により、当金庫等の利益を図るために、お客様に不当に不利益を与える状況の取引）
- (2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引（例：会員等の財務に関する情報の提供・相談並びに助言・指導において、お客様の利益より優先して、他のお客様の利益を図る状況の取引）
- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当金庫等または他のお客様の利益を図る取引（例：お客様の秘密情報を流用して、他のお客様の利益を図る取引）
- (4) その他お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引

6. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当金庫等に利益相反管理統括部署を設置し、利益相反管理に係る当金庫等全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、金庫内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示し、お客様の同意を得る方法

7. 利益相反管理の対象範囲

利益相反管理の対象となるのは、当金庫および当金庫の代理店となります。

盗難通帳・インターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻しへの対応について

当金庫では、2008年2月28日に全国労働金庫協会より公表された「預金等の不正な払い戻しへの対応に関する申し合わせ」に則って、個人のお客様の盗難通帳やインターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻しに対して、以下のとおり対応しております。

1. 盗難通帳による預金等の不正払い戻しへの対応について

個人のお客様が、ご自身の責任によらず盗難通帳による預金等の不正払い戻しの被害に遭われた場合については、当金庫に過失がない場合でも、被害の補償を行うこととします。

なお、被害の補償対象外となる場合および補償額の一部減額となる場合につきましては、当金庫が定める補償要件・補償基準等に照らして、個別の事案ごとに対応させていただきます。

2. インターネットバンキングによる預金等の不正払い戻しへの対応について

個人のお客様が、ご自身の責任によらずインターネットバンキングによる預金等の不正払い戻しの被害に遭われた場合については、当金庫に過失がない場合でも、被害の補償を行うこととします。

なお、被害の補償対象外となる場合および補償額の一部減額となる場合につきましては、個別の事案ごとにお客様のお話をお伺いした上で、対応させていただきます。

金融犯罪被害防止に向けた取り組み

- インターネットバンキングによる不正取引の未然防止対応
 - ・第三者による不正利用を防止するため、パスワードの入力や届出電話番号による認証など、複数の認証方法を組み合わせた本人確認を実施しています。
 - ・パスワードの不正取得を防止する「ソフトウェアキーボード」を導入しています。
 - ・「ワンタイムパスワード」(1分ごとに变化する使い捨てパスワード)を導入しています。
 - ・「ワンタイムパスワード」未利用者の「1日あたりの振込振替限度額」の上限を20万円に制限しています。
 - ・団体向けインターネットバンキングにおいて、「電子証明書」によるログイン方式を導入しています。
 - ・ネットムーブ社のセキュリティソフト「SaAT: Netizen」を無償提供しています。
- 振り込め詐欺等への対策
 - ・ATM振込画面に注意喚起の画面を表示、また、一部ATMブースにおいて注意喚起の呼びかけアナウンスを行っています。
 - ・満70歳以上のお客様を対象に、キャッシュカードによるATMからのお振込取引が1年間ない場合、ATMによるお振込取引の制限を実施しています。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

当金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客様の個人情報の保護に努めます。なお、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」に基づく「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」に定めます。

1. 個人情報の取得

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

2. 個人情報の利用

- (1) 当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2) 当金庫は、お客様が所属する労働組合等（会員団体）との間で、お客様の個人情報を共有させていただいております。
- (3) 当金庫は、お客様の個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえで、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4) 当金庫は、お預かりした個人情報について、お客様の同意を得ない第三者には提供・開示いたしません。

3. 個人情報の適正管理

当金庫では、お客様の個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

4. 個人情報に関する法令等の遵守

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客様の個人情報を取扱いいたします。

● プライバシーポリシーのお問い合わせ先

東北労働金庫 お客様相談窓口

電話番号：0120-191-562 e-mail：conpra@tohoku-rokin.or.jp

5. 個人情報の開示・訂正・利用停止等

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口（下記に記載のお問い合わせ先）までご連絡ください。

6. 個人情報保護の維持のための組織・体制

個人情報の安全管理のための個人情報安全管理委員会を設置するとともに、各部店ごとに個人情報管理者を選定し、業務の遂行及び適正管理を図っていきます。

7. 個人情報保護の維持・改善

当金庫は、個人情報管理責任者をおき、お客様の個人情報が適正に取扱われるよう、従業員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを見直し改善いたします。

8. 個人情報の苦情処理

個人情報の取扱いに関する苦情について、苦情受付窓口（下記に記載のお問い合わせ先）を設置し、適切かつ迅速な処理に努めます。

9. 個人情報のお問い合わせ先

個人情報の取扱いに関する質問および苦情処理の窓口は、次のとおりです。

反社会的勢力等に対する基本方針

わたしたち東北労働金庫は、反社会的勢力等排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力等に対する基本方針を定めます。

1. 反社会的勢力等との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
2. 反社会的勢力等との取引は一切行いません。
3. 反社会的勢力等に対して、資金提供および不適切な便宜供与は行いません。
4. 反社会的勢力等による不当要求に対しては、断固拒絶し、法的対抗措置を講じます。
5. 反社会的勢力等による不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

金融円滑化への取組みについて

当金庫は、地域の中小企業ならびに住宅資金等の借入を個人でご利用いただいているお客様の貸付条件の変更等のご相談などに迅速かつ適切に対応するため、旧「金融円滑化法」に従い、基本方針や態勢整備を定め、役職員一同、全力を傾注して取組んでまいります。

取組みの方針および取組み体制等は、P.41～P.42を参照願います。

ろうきんの事業概況

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

2023年度の事業概況

当金庫の「第7期中期経営計画（2021年度から2023年度）」最終年度となる2023年度は、新型コロナウイルス感染症による行動規制の緩和や外国人観光客増加によるインバウンド需要の回復などにより、景気は緩やかな回復基調となりました。その一方で、長期化するロシアのウクライナ侵攻等によるエネルギー高騰をはじめとする原材料価格の上昇、物価高の中で個人消費は足踏みを続けており、依然として先行き不透明な状況となっています。

2023年度に東北労働金庫は創設20周年を迎えることができました。これまでご支援いただいた会員ならびに利用者の皆さまに感謝をお伝えするため、ろうきんだからできる取組み、社会貢献活動等を通じた福祉金融機関としての役割発揮、社会的使命の具現化をめざしてまいりました。20周年事業の一環として、資産形成を支援する「東北ろうきん20周年キャンペーン」、便利なデジタルサービスとして「ろうきんアプリ&スマホ決済キャンペーン」等を行った他、社会的な課題に取り組む学生のボランティア活動を継続的に支援するため、助成金制度「未来へのタスキ」を新設しました。2023年10月には移動金融車「ロッキーふれ愛号」を導入し、自然災害時への備えとして停電等で業務継続が困難な場合に、代替窓口を設置することで金融サービスの継続提供を行うことが可能となりました。

また、新たに7つのローンセンター開設を行い、24ローンセンターとすることで、利便性向上と相談体制を強化しました。2024年1月より制度開始となった「新NISA」についても、「ろうきんNISAスペシャルサイト」を公開した他、将来にわたる安定的な資産形成の重要性をお伝えするため、専門的な金融アドバイスを行うアセットプランナーを軸とし、セミナー等で金融教育支援を実施してまいりました。

そして、金融機関の大きな役割となるマネロン・テロ資金供与とリスク対策においても、監督官庁のマネロン対策等に関するガイドラインに基づき、金融サービスを悪用した犯罪行為やテロ行為を防止する厳格な対応を進め、会員ならびに利用者の皆さまの預金や資産を守るために防衛線を含めた盤石な管理態勢を築いてまいりました。

2024年度は第8期中期経営計画の初年度となります。金庫を取り巻く社会環境は加速度的に変化していますが、福祉金融機関としての役割発揮を「Tohoku Rokin “3R” vision」で示し、「R” evolution（レボリューション）＜改革＞」、「R”elation（リレーション）＜つながり＞」、「R”egional presence（リージョナル・プレゼンス）＜地域での存在感＞」の3つの“R”に取り組むことで、環境・ニーズへ対応した良質なサービス・付加価値を提供し、「地域で選ばれ続ける」事業体となる業務基盤の拡充と財務基盤の充実を図ってまいります。

業績

会員・出資金

当金庫の事業基盤であります団体会員は、2023年度で33会員の新規加入があったものの、組織の統廃合等で152会員の脱退、通常総会において所在不明会員34会員の除名を行ったため153会員減少し、5,214会員となりました。団体会員を構成する間接構成員は3,022人減少して819,878人となりました。出資金は84億84百万円で増減はありません。

【団体会員数・間接構成員】

	2022年度	2023年度
団体会員数	5,367 会員	5,214 会員
間接構成員	822,900 人	819,878 人

預金

総預金残高（含む譲渡性預金）は2兆3,044億78百万円と期中30億11百万円増加、前年度増加実績を533億円下回りました。個人預金は36億円増加し、計画の350億円に対する達成率は10.31%となっています。普通預金等流動性預金は386億円増加したものの、定期性預金が349億円減少しました。給与振込・年金指定口座の拡大や資産形成の取組みを進めましたが、iDeCo やつみたて NISA をはじめとした「貯蓄」から「投資」への流れが大きく影響したと思われまます。

【預金残高の推移】

2022年度	2兆3,014億円
2023年度	2兆3,044億円

貸出金

総融資残高は1兆4,149億56百万円と期中557億19百万円増加、前年度増加実績を25億円下回りました。個人融資は558億円増加し、計画の400億円に対する達成率は139.53%となりました。「団体会員限定変動金利型住宅ローン」の需要増加等により、住宅ローン等の有担保ローンは472億40百万円増加したものの、前年度増加実績を25億71百万円下回りました。また、無担保ローンは85億97百万円の増加と前年度増加実績を33億83百万円上回り、当座貸越は15億54百万円の増加と前年度増加実績を14億81百万円上回りました。

【貸出金残高の推移】

2022年度	1兆3,592億円
2023年度	1兆4,149億円

損益

経常収益は283億30百万円と計画を9億28百万円上回りましたが、前年度比3億64百万円の減収となりました。貸出金利息は個人融資の伸長により計画を78百万円上回り、前年度比2億12百万円の増加となりました。一方、有価証券利息配当金の減少や時限的の制度である日本銀行「地域金融強化のための特別当座預金制度」に係る特別付利の縮減、国債分配金の減少が減収の要因となっています。

経常費用は224億68百万円と計画を4億36百万円下回り、前年度比5億73百万円の減少となりました。預金利息が利回りの低下により、前年度比4億3百万円の減少となりました。経費は計画を8億9百万円下回りましたが、「新型コロナウイルス感染症」の5類移行による営業活動の正常化等に伴い、前年度比5億23百万円の増加となりました。また、国債等債券売却損を3億44百万円計上しましたが、前年度比9億20百万円減少となりました。

経常利益は58億61百万円と計画を13億64百万円上回り、前年度比2億8百万円の増加で、減収増益の結果となりました。本業を示す業務純益は59億円と計画を12億83百万円上回り、前年度比2億1百万円増加しましたが、コア業務純益は53億42百万円と計画を7億25百万円下回ったものの、前年度比7億25百万円の減少となりました。

店舗老朽化対策等で減損損失1億57百万円等を計上したものの当期純利益は41億30百万円と計画を8億92百万円上回り、前年度比1億37百万円増加しました。

事業の展望及び課題

2024年度は第8期中期経営計画の初年度であり、「Tohoku Rokin “3R” vision」をテーマに、ろうきんファンの増加・維持をめざし、地域での存在感の向上に取り組んでまいります。

2024年度の事業課題

「Tohoku Rokin “3R” vision」を掲げ、社会変化に対応する改革を進めます。会員・利用者の皆さまが求める姿へ「変わる」とともに、地域における様々な「つながり」を強化し、助け合いの中心となることで、ろうきんの存在感を高め、「選ばれ続ける」事業体となることをめざします。

- ◎「事務改革」[チャネル改革]による業務の見直し、DXによる業務最適化等の体制整備を進めます。
- ◎「コンサルティング強化」のため、AP・LCのスキルアップを図り、既存顧客のアフターフォロー強化に取り組めます。
- ◎「持続可能な経営基盤の構築」に向けて、マネロン・テロ資金供与と対策を経営上の重要な課題と位置づけ、ガバナンスを強化するとともに、市場環境に応じた収益確保とリスク管理を行います。
- ◎「会員・利用者・自治体・地域・労働団体等とのつながり」を一層強化するため、エリアによる体制構築に着手します。

内部統制システムの整備

当金庫は、理事会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」の決議を行い、理事および職員の職務執行が法令や定款に適合するための体制および金庫ならびに子会社の業務が適正に確保されるための体制の整備に取り組んでいます。なお、基本方針の内容は当金庫のホームページに掲載しております。

主要な経営指標

● 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項目	2022年度	2023年度
業務粗利益	21,318	22,042
業務粗利益率	0.86	0.89
業務純益	5,699	5,900
実質業務純益	5,699	5,900
コア業務純益	6,068	5,342
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	6,068	5,342
資金運用収支	23,860	24,052
役務取引等収支	△ 3,182	△ 3,364
その他業務収支	641	1,355
資金運用勘定平均残高	2,456,475	2,469,925
資金運用収益(受取利息)	25,567	25,356
資金運用収益増減(△)額	491	△ 211
資金運用利回り	1.04	1.02
資金調達勘定平均残高	2,374,584	2,383,746
資金調達費用(支払利息)	1,710	1,306
資金調達費用増減(△)額	△ 142	△ 404
資金調達利回り	0.07	0.05
資金調達原価率	0.72	0.73
資金利鞘	0.32	0.29
総資産経常利益率	0.22	0.23
総資産当期純利益率	0.15	0.16
総資產業務純益率	0.22	0.23
純資産経常利益率	4.59	4.75
純資産当期純利益率	3.24	3.35
純資產業務純益率	4.62	4.78

(注)

1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買損益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$$

● 主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	28,462	27,801	27,264	28,694	28,330
経常利益	5,083	4,903	5,320	5,652	5,861
当期純利益	3,636	3,552	3,863	3,992	4,130
純資産額	125,179	127,358	126,496	123,586	123,728
総資産額	2,350,170	2,425,063	2,448,009	2,527,071	2,502,812
預金積金残高	2,076,783	2,170,280	2,229,211	2,285,597	2,288,608
貸出金残高	1,244,519	1,279,023	1,300,981	1,359,236	1,414,956
有価証券残高	391,797	364,573	342,405	295,355	250,074
出資総額	7,483	8,484	8,484	8,484	8,484
出資総口数(口)	7,483,996	8,484,686	8,484,686	8,484,686	8,484,686
出資に対する配当金	199	229	254	254	254
職員数(人)	1,147	1,103	1,097	1,088	1,090
単体自己資本比率(%)	9.52	9.54	9.58	9.40	9.38

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：%)

2022 年度末	2023 年度末
9.40	9.38

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額（注1）－コア資本に係る調整項目の額（注2））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3）＋オペレーショナル・リスク相当額×12.5（注4）}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。

(注) 標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

② オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」（注）を採用しています。

(注) 基礎的手法…粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は9.38%であり、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	前期末 (2022年度末)	当期末 (2023年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	108,768	112,382
うち、出資金および資本剰余金の額	8,484	8,484
うち、利益剰余金の額	100,753	104,416
うち、外部流出予定額 (△)	469	519
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13	14
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13	14
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	78	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	108,861	112,396
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	185	176
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	185	176
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	438	580
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	624	756
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	108,237	111,639
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,109,698	1,147,990
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,754	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	1,754	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	41,162	41,727
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,150,861	1,189,717
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	9.40	9.38

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたパーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

「出資金」とは

会員の皆様より出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」および「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1) 金利変動準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2) 機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3) 配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4) 経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金の三種類を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありませんが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%）

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められていました。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に算入することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

（経過措置を適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能でした。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入していました。当金庫ではこの経過措置を適用しております。）

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

自己資本調達手段の概要

2023年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：東北労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：8,484百万円

自己資本の充実度に関する事項

● 信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	前期末 (2022年度末)		当期末 (2023年度末)	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	1,109,698	44,387	1,147,990	45,919
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	1,107,943	44,317	1,147,990	45,919
ソブリン向け (注4)	0	0	0	0
金融機関向け	166,118	6,644	159,113	6,364
事業法人等向け	3,665	146	5,496	219
中小企業等・個人向け	797,229	31,889	842,801	33,712
抵当権付住宅ローン	102,505	4,100	100,926	4,037
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
延滞債権 (注5)	1,158	46	786	31
その他 (注6)	37,265	1,490	38,865	1,554
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注7)	—	—	—	—
ルック・スルー方式 (注8)	—	—	—	—
マンドート方式 (注9)	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%) (注10)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%) (注10)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%) (注11)	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,754	70		
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリスク・ アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注12)	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (注13)	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク (注14) (B)	41,162	1,646	41,727	1,669
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B) (C)	1,150,861	46,034	1,189,717	47,588

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返運動はオフバランス取引として取扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、取立未済手形、その他の資産、出資金、固定資産、繰延税金資産等です。
7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8～11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
9. 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
11. 「フォールバック方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。
13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
14. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、標準的手法により、リスク量を算定しています。
(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実状況について

2023年度末の当金庫の自己資本比率は9.38%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。
 また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。
 当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。
 具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫では、3ヵ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

● 地域別

(単位：百万円)

地域区分	エクスポージャー区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
		2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末
国内		2,577,774	2,556,709	1,435,014	1,490,757	258,115	214,953	-	-	15,286	15,855	869,357	835,142	1,647	564
国外		8,310	10,565	-	-	8,202	10,385	-	-	-	-	107	180	-	-
合計		2,586,084	2,567,275	1,435,014	1,490,757	266,318	225,339	-	-	15,286	15,855	869,465	835,323	1,647	564

● 業種別

(単位：百万円)

業種区分	エクスポージャー区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
		2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末
製造業		2,293	5,185	-	-	2,291	5,179	-	-	-	-	2	6	-	-
農業、林業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		795	995	-	-	794	994	-	-	-	-	0	1	-	-
情報通信業		828	228	-	-	787	199	-	-	-	-	40	29	-	-
運輸業、郵便業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業		395	613	-	-	392	592	-	-	-	-	2	21	-	-
金融業、保険業		841,908	809,034	-	-	-	1,777	-	-	4,902	4,871	837,006	802,386	-	-
不動産業、物品賃貸業		101	498	-	-	99	497	-	-	-	-	1	0	-	-
医療、福祉		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業		436	438	-	-	-	-	-	-	-	-	436	438	-	-
国・地方公共団体		262,652	216,802	93	84	261,951	216,099	-	-	-	-	607	619	-	-
個人		1,434,046	1,490,046	1,432,999	1,488,854	-	-	-	-	-	-	1,047	1,192	1,647	564
その他		42,626	43,430	1,922	1,819	-	-	-	-	10,384	10,984	30,319	30,626	-	-
合計		2,586,084	2,567,275	1,435,014	1,490,757	266,318	225,339	-	-	15,286	15,855	869,465	835,323	1,647	564

● 残存期間別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 期間区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末
期間の定めのないもの	129,695	130,618	77,687	77,695	-	-	-	-	10,384	10,984	41,623	41,938
1年以下	645,330	712,119	97,659	99,731	38,090	40,426	-	-	4,902	4,871	504,677	567,090
1年超 3年以下	423,964	302,607	141,175	145,117	60,630	30,724	-	-	-	-	222,158	126,765
3年超 5年以下	247,367	248,894	127,573	132,246	18,788	17,119	-	-	-	-	101,006	99,528
5年超 7年以下	120,986	137,013	113,752	118,924	7,233	18,089	-	-	-	-	-	-
7年超 10年以下	187,657	194,014	161,352	168,623	26,304	25,390	-	-	-	-	-	-
10年超	831,083	842,007	715,812	748,419	115,270	93,588	-	-	-	-	-	-
合計	2,586,084	2,567,275	1,435,014	1,490,757	266,318	225,339	-	-	15,286	15,855	869,465	835,323

- (注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、出資金、その他の資産、固定資産、繰延税金資産等です。
3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2022年度	13	13	-	13	13
	2023年度	13	14	-	13	14
個別貸倒引当金	2022年度	142	132	-	142	132
	2023年度	132	127	-	132	127
合計	2022年度	155	146	-	155	146
	2023年度	146	141	-	146	141

【一般貸倒引当金】とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

【個別貸倒引当金】とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

(3) 個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

● 業種別

(単位：百万円)

業種 区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度	目的使用		その他		2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、 宿泊業、 飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、 物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方 公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	43	35	35	30	-	-	43	35	35	30	-	-
その他	98	96	96	97	-	-	98	96	96	97	-	-
合計	142	132	132	127	-	-	142	132	132	127	-	-

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額					
	2022年度末			2023年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	-	277,156	277,156	-	231,348	231,348
10%	-	5	5	-	5	5
20%	1,201	831,025	832,226	3,004	796,235	799,240
35%	-	292,873	292,873	-	288,362	288,362
50%	3,202	11	3,213	6,307	11	6,318
75%	-	1,140,377	1,140,377	-	1,201,153	1,201,153
100%	-	38,248	38,248	-	38,513	38,513
150%	-	638	638	-	465	465
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	1,499	1,499	-	2,009	2,009
1250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	4,404	2,581,834	2,586,238	9,311	2,558,105	2,567,416

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「信用リスク管理方針」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定を担当部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に企画委員会で協議・確認し、常務会および理事会に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下のとおり計上しています。

- ・正常先債権および要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- ・破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- ・破綻先債権および実質破綻先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&P グローバル・レーティング (S&P)

信用リスク削減手法に関する事項

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	77,453	77,468	—	—	—	—
ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—
事業法人等向け	73	65	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	77,380	77,402	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
延滞	—	—	—	—	—	—

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、「適格金融資産担保」および「保証」を信用リスク削減手法として用いています。「適格金融資産担保」については、告示で定められた条件を確実に満たす自金庫預金としており、融資規程に基づき適切な評価・管理を行っております。なお、

適用にあたっては、簡便手法を用いています。「保証」については、告示で定められた条件を確実に満たす地方三公社に対する地方公共団体の「保証」を用いています。

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引に該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、証券化エクスポージャーは保有しておらず、オリジネーターの場合および投資家の場合のいずれにおいても取扱いはありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	－	－	－	－
非上場株式等	328	－	328	－
その他	10,600	－	10,600	－
合計	10,928	－	10,928	－

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
売却益	－	－
売却損	－	－
償却	－	－

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

2023年度末において、出資等エクスポージャーに係る評価損益はありません。

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

2023年度末において、出資等エクスポージャーに係る評価損益はありません。

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

その他有価証券の株式については、「資金運用基準細則」で保有総数、取得基準、個別保有限度額について、「リスク管理細則」でリスクの評価・モニタリング・報告方法等について定めております。

会計処理については、当金庫の「有価証券等管理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めております。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

2023年度末において、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは保有しておりません。

金利リスクに関する事項

(1) 金利リスク量

(単位：百万円)

	2022 年度末	2023 年度末
VaR	16,777	13,841

(2) IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	31,419	40,057	2,224	2,885				
2	下方パラレルシフト	0	0	1,257	1,427				
3	スティープ化	8,614	14,626						
4	フラット化	0	0						
5	短期金利上昇	10,962	11,794						
6	短期金利低下	0	0						
7	最大値	31,419	40,057	2,224	2,885				
		ホ		へ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	111,639		108,237					

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成 31 年金融庁・厚生労働省告示第 1 号 (2019 年 2 月 18 日) による改正を受け、2019 年 3 月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB (銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しております。なお、表中のイ、ロ、…の記号は告示の様式上に定められているものです。
3. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック (金利リスク量を算定する時の市場金利の変動) に対する経済的価値の減少額として計測されるものです (経済的価値が減少する場合をプラスで表示)。
4. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです (金利収益が減少する場合をプラスで表示)。

金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、勤労者福祉金融機関としての社会的役割発揮を経営の基本理念に掲げ、預金としてお預かりした資金を勤労者の方々へご融資させていただくことを主要業務としております。

現在、貸出金については残高ベースで担保付住宅ローンが約9割を占めております。これをリスク面からみると、不良債権比率が低いこと、ほとんど機関保証が付されていることに加え、信用集中リスク顕在化の影響や特定業種への集中（注）もほとんど無いことから、信用リスクは極めて限定されているといえます。一方、預金に比べ融資の金利固定期間が長期にわたることから、金利リスクは蓄積される傾向にあります。

このため当金庫では、将来にわたって安定した収益を確保していくうえで金利リスクの管理が極めて重要であるとの認識の下、統合的なリスク管理によりリスクの適正コントロールに努めております。

リスク管理方法の概要は次のとおりです。

- (1) リスクの評価・モニタリング
有価証券については日次ベースで、その他預貸金を含めた金利感性のあ

る資産・負債については月次ベースで、VaR（バリュエーション・リスク）によるリスク計測を実施し、資本配賦による限度額管理を行っております。なお、有価証券については別途、BPVでも限度額管理を行っております。加えて、IRRBBはΔEVEおよびΔNIIを月次ベースで計測しています。

(2) リスクのコントロール

上記の計測・試算結果およびリスク削減等必要な対応については、定期的に企画委員会で協議のうえ、常務会および理事会で確認しております。

(注) 信用集中リスクとは、大口貸出上位20先のうち、債務者区分が要管理先以下の債務者に対する債権において引当金・担保等で保全されていない金額が全額損失となった場合の自己資本比率への影響度合いをいい、2024年3月末における当金庫の影響度合いは0.01ポイント未満（リスクが顕在化した場合でも、自己資本比率への影響はほとんどない）となっています。また、当金庫の貸出金に占める個人向けの割合は2024年3月末現在で99.86%となっています。

金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項は、以下のとおりです。

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2024年3月末における流動性預金全体の平均満期は4.374年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
- (3) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを用い、預金種別や顧客年代別等の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。
推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。
- (4) 貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (5) 複数通貨の集計方法およびその前提
IRRBBについては保守的に通貨ごとに算出したΔEVEおよびΔNIIが正となる通貨のみを対象としています。
- (6) スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。
- (7) 内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末のΔEVEは31,419百万円（前期末比△8,637百万円）となりました。また、当期末のΔNIIは2,224百万円（前期末比△661百万円）となりました。

(9) 計測値の解釈や重要性に関する説明

ΔEVEの計測値は、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項は、以下のとおりです。

(1) 金利ショックに関する説明

当金庫では、VaRをリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。

(2) 金利リスク計測の前提およびその意味

（特に定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点）
VaRは、保有期間120日、信頼水準99%、観測期間1年の条件のもとで、分散共分散法により算出しています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、マネー・ローディング及びテロ資金供与リスクをオペレーショナル・リスクの対象とし、それぞれに管理部署を定め管理しています。

- (1) リスクの評価・モニタリング
各管理部署がリスク状況を常時把握し改善対応にあたるほか、総合的な管理部署である経営管理部が各リスク部門からの管理状況報告等を基にリスクの評価・分析を行い、企画委員会および業務委員会に報告し、評価結果、改善課題を確認しています。

なお、お客様への影響が大きい事案や経営に重大な影響をおよぼす事案等に関しては、各管理部署が経営管理部に速やかに報告する等、迅速・的確な対応が取れるよう態勢の構築に努めています。

(2) 改善対応

確認された改善課題に関しては、担当部署が業務委員会での協議を踏まえ対応策を策定・実施しています。

なお、実施した対応策については業務委員会では進捗状況、改善効果について評価し、理事会で必要な対応について確認しています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出し自己資本比率の算定を行っています。なお、当金庫では統合的なリスク管理態勢のもと、当該リスク相当額をオペレーショナル・リスク量とし、市場リスク等他のリスクと合わせた全体のリスク量が自己資本の一定の範囲内に収まるよう管理しています。

開示債権の状況

労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権（三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）・合計額・正常債権・総与信残高）

2024年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2022 年度末	2023 年度末
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権合計 (A)	11,860	12,595
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,565	5,094
危険債権	7,169	7,401
要管理債権	126	100
三月以上延滞債権	126	100
貸出条件緩和債権	—	—
保全額 (B)	11,828	12,572
担保・保証等による回収見込み額	11,703	12,448
貸倒引当金	125	124
保全率 (B) / (A) (%)	99.72	99.82
正常債権 (C)	1,348,504	1,403,619
総与信残高 (D) = (A) + (C)	1,360,365	1,416,214
(A) / (D) (%)	0.87	0.89

(注) 1. 「労働金庫法及び金融再生法上の開示債権」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」の合計額のことです。
2. 金額は決算後（償却後）の計数です。
3. 単位未満を四捨五入しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。

「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

「正常債権」とは

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」の対象となる債権

貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことで、

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことで、

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労働金庫法に基づく開示債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

(単位：百万円)

(単位：百万円)

資産査定の債務者区分		労働金庫の償却・引当基準		
区分単位	債務者単位	区分単位	債務者単位	
対象債権	債権	対象債権	債権	
債務者区分	定義	債務者区分	処理基準	労働金庫の資産査定規程
	労働金庫の資産査定規程		分類	
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者 1,200	破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 —
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 —
			非・Ⅱ分類	
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不透明な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 3,893	実質破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 29
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 3
			非・Ⅱ分類	
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 7,401	破綻懸念先	Ⅲ分類	必要額（予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。）を個別貸倒引当金に繰入れる。 100
			非・Ⅱ分類	
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者 4,437	要注意先 要管理債権	Ⅱ分類	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。 (注1) 102
			非分類	
		要注意先 要管理債権以外(注4)	Ⅱ分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。 (注1) 4,334
			非分類	
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者 1,399,196	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。 (注1) 1,399,196
その他	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権 84	その他	—	引当は行わない。(注1)

(単位：百万円)

労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権		
区分単位	債務者単位	
対象債権	総与信	
債権区分	定義 労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条、労働金庫法施行規則第114条	
(注2)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	
(注2)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,094 *	
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く貸出金 7,401 *	
要管理債権 (債権単位)	三月以上延滞債権	元金または利息の支払が、約定支払日の翌月から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権を除く貸出金 100 *
	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権を除く貸出金 -
正常債権 (注3)	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権 1,403,619 *	

*単位未満四捨五入

(注1) 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。

(注2) 償却・引当基準と労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権の差(網かけ部分)は、直接償却額分です。

(注3) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権(未収利息等)については、正常債権に含まれます。

(注4) 要管理債権を有する債務者の、三月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。

法令等遵守の態勢

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

コンプライアンスに対する考え方

「コンプライアンス」とは、法令や内部の規程類等、さらには、確立された社会的規範など、あらゆるルールを遵守することを意味します。

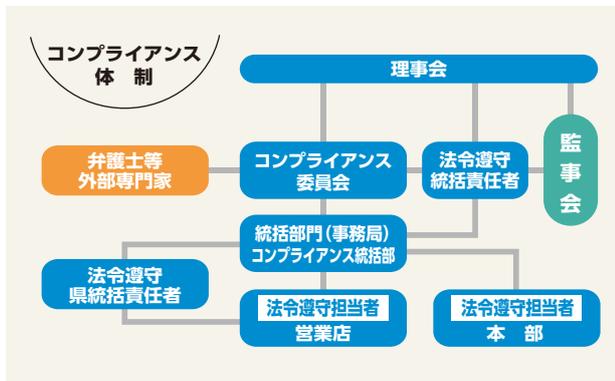
金融機関は、多数のお客様からお預りしている預金をもとに業務を営んでおり、その社会的責任と公共的使命から、法令・社会的規範の遵守にもっとも厳正であることが求められています。

とりわけ、ろうきんは非営利の勤労者福祉金融機関として、会員労働組合や勤労者の皆様の信頼にお応えるため、その経営姿勢には、特に高いレベルの倫理性が求められていると考えています。

こうした考え方に立ち、当金庫では、「コンプライアンス」を経営の最重要課題の一つとして位置付け、倫理綱領とコンプライアンス・プログラムに基づいて、コンプライアンスの実践に役職員一丸となって取り組んでおります。

コンプライアンスを重視した経営こそが、当金庫をご利用いただいている皆様の信頼・期待にお応えることにつながると考え、役員を先頭にすべての役職員がコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

コンプライアンス体制



(1) 理事および理事会

理事および理事会は、コンプライアンスの徹底が経営の最重要課題の一つであると認識し、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス関連規程、コンプライアンス・プログラム、コンプライアンス・マニュアル等を策定しています。また、金庫のコンプライアンス全般の状況を把握し、法令等遵守態勢の実効性確保に努めるとともに、コンプライアンス重視の組織風土を醸成するために行動しています。

(2) 監事および監事会

監事は、理事会等の重要な会議に出席するとともに、本部・営業店等の実地調査を行い、金庫運営におけるコンプライアンスの徹底状況について検証しています。

(3) コンプライアンス委員会

理事長が委員長となってコンプライアンス委員会を設置し、金庫のコンプライアンス全般の状況把握を行い、法令等遵守態勢の構築・整備および実効性の確保に努めるとともに、その結果について、理事会および監事会に報告しています。なお、コンプライアンス委員会には、顧問弁護士もメンバーとして出席しています。

(4) 法令遵守統括責任者

副理事長が法令遵守統括責任者となり、コンプライアンス重視の組織風土の醸成、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス違反行為の発生防止など、コンプライアンスに関するすべての活動を統括しています。

(5) コンプライアンス統括部門

コンプライアンス統括部門としてコンプライアンス統括部を設置し、コンプライアンスの状況を一元管理するとともに、コンプライアンス全般に関する指導・教育・研修、コンプライアンス違反行為の原因究明、再発・未然防止策の策定等を行っています。

また、コンプライアンス全般に関する相談窓口となっています。

(6) 法令遵守県統括責任者

各県本部副本部長が法令遵守県統括責任者となり、コンプライアンス違反行為の発生を防止するため、県内の法令遵守担当者に必要な助言を与えるとともに、コンプライアンス違反行為が発生した場合は、コンプライアンス統括部門と連携して、速やかに事実関係を調査し問題解決を図ることとしています。

(7) 法令遵守担当者

すべての部署で法令遵守担当者が任命され、コンプライアンスに関する諸施策の具体化と教育・研修の実施、コンプライアンス違反の恐れがある行為の統括部門への報告・相談、法令遵守状況の定期的なモニタリングと統括部門への報告等を行っています。また、各部署におけるコンプライアンスに関する相談窓口となっています。

(8) 弁護士等、外部の専門家との連携

必要に応じて、弁護士等の外部の専門家より、コンプライアンス態勢全般について、客観的・専門的見地からの助言・チェックを受けています。

(9) 苦情等への対応（金融ADR制度への対応）

当金庫では業務運営に関するお客様からの苦情等のお申し出について、適切に対応しお客様の信頼と満足度を高めています。当金庫の対応について、お客様にご理解を得られず、外部機関を利用して解決を図りたい旨のお申し出をいただいた場合、弁護士会が運営する仲裁センター等への取次ぎも行っています。

①苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制と内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しています。

苦情は、当金庫営業日（午前9時～午後5時）に、営業店（電話番号はP.48～P.51 参照）か、お客様相談窓口（電話：0120-191-562）または全国労働金庫協会ろうきん相談所（電話：0120-177-288）にお申し出ください。

②紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日（午前9時～午後5時）に上記お客様相談窓口または全国労働金庫協会ろうきん相談所にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等に取次ぎいたします。なお、お客様から各弁護士会等に直接お申し出いただくことも可能です。

仲裁センター等では、東京都以外の各地のお客様からの申立について、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

7. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。（東北で利用可能な県 宮城県・山形県・福島県）
4. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して紛争の解決に当たります。（東北で利用可能な県 青森県・秋田県・岩手県・山形県・福島県）

コンプライアンス態勢強化に向けた取組み

法令等遵守態勢の充実強化を図るため、以下の取組みを進めています。

(1) コンプライアンス・プログラムの作成

コンプライアンスを徹底し、コンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンスの実効性をあげていくために、年度毎にその具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを作成し、確実に実行しています。

(2) コンプライアンス・マニュアルの作成

コンプライアンスを実現するための具体的な手引書（コンプライアンスの視点から留意すべき事項を事例としてまとめたもの、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示したもの）として、「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員に配付して、その内容の周知を図っています。

(3) 各種委員会の開催

「コンプライアンス委員会」、「業務委員会」等を定例開催し、コンプライアンスをはじめとする業務執行状況の把握や、苦情等の原因分析とその改善策の立案、実践等に努めています。

(4) 法令遵守担当者会議の開催、各種研修の実施

コンプライアンス意識浸透の取組みとして、法令遵守担当者会議の開催や各種研修・啓発活動を実施しています。

○各種研修

以下の研修を行うとともに、コンプライアンスや金融法務に関する通信教育、検定試験に積極的に取り組んでいます。

- ・役員コンプライアンス研修
- ・部長コンプライアンス研修
- ・法令遵守担当者コンプライアンス研修
- ・階層別、業務担当別研修
- ・コンプライアンス・ミニ研修（全職場で第1、第2水曜日）等
- ・コンプライアンス独自研修（全職場で第3水曜日）

○役員講話

各種会議や研修会の場において、役員が直接コンプライアンスに関する講話を行い、職員との意思疎通・コンプライアンスの浸透を図っています。

(5) 苦情・相談、コンプライアンス違反対応体制の整備

お客様からの苦情・相談や犯罪の発生に備えて、適切な対応を図ることができるよう、コンプライアンス統括部を窓口とする体制や警察等関係機関への通報体制も整備しています。

(6) コンプライアンス・モニタリングの実施

コンプライアンス違反行為の有無とコンプライアンス浸透度合いを検証するため、各種チェックリストで定期的なモニタリングを実施するとともに、コンプライアンス統括部が各本店に出向いて、コンプライアンス調査を実施しています。

(7) 内部監査による取組み

被監査部門（本部各部・各営業店等）のリスク管理を含む内部管理態勢等の適切性・有効性を検証するための部門として、被監査部門から独立した代表理事直属の監査部があります。

監査部においては、定期的または随時に、本部監査および臨店監査、個別監査等を実施し、不適正な事務処理等の発見・指摘を行うとともに、内部管理態勢等の評価および改善提言・是正勧告を行っています。

また、その内容については常務会・理事会に報告されており、被監査部門の内部管理態勢等について経営陣が把握しています。

さらに、内部統制システムの妥当性を確認するために「財務諸表の正確性」について検証し、代表理事（理事長）に報告しています。

(8) 個人情報の保護

個人情報保護方針（P.9 参照）、個人情報保護規程等を制定するとともに、集合研修、職場内コンプライアンス研修等において個人情報保護の重要性を徹底し、お客様の個人情報の保護について万全を期しています。

東北労働金庫倫理綱領（抜粋）

2003年10月1日第1回理事会制定

（労働金庫の社会的責任と公共的使命の自覚）

1. 私たちは、労働金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全な業務運営に努めます。

（きめ細かい金融等サービスの提供）

2. 私たちは、創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて、勤労者の経済的地位の向上に貢献します。

（法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営）

3. 私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行います。

（フェアで透明な事業運営と政治・行政との健全かつ正常な関係の構築）

4. 私たちは、自己責任原則を基本とし、フェアで透明な事業を行います。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保っていきます。

（反社会的勢力の排除）

5. 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

（経営の積極的ディスクロージャーとコミュニケーションの充実）

6. 私たちは、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、会員はもとより、広く社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

（倫理重視の姿勢）

7. 私たちは、金庫の利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。

（難解な倫理問題の積極的な解決）

8. 私たちは、難解な倫理問題に直面した時、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

（経営トップの姿勢）

9. 経営トップは、本綱領の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。また、金庫内外の声を常時把握し、実効ある庫内体制の整備を行うとともに企業倫理の徹底を図ります。

（再発防止と厳正処分）

10. 本綱領に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行います。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への取組み

東北労働金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

マネー・ローンダリング (MoneyLaundering : 資金洗浄) とは一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして捜査機関等による収益の発見や検挙等を逃れようとする行為をいいます。

テロへの対応においては、未然防止が特に重要であり、テロ組織の活動を支える資金供給の遮断と資金供給ルートの解明、国際的な連携がマネー・ローンダリング対策と同様に必要となります。

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与 (以下「マネロン・テロ資金供与」という。) を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入に係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

態勢整備

当金庫は 2024 年 3 月末までに、マネロン・テロ資金供与対策にかかる規程改定・公布等の態勢整備を完了し、マネロン対策専門の部門設置と職員配置を行いました。マネロン・テロ資金供与対策の遵守状況や有効性、リスク管理態勢の実効性について検証を実施し、その検証結果をふまえ、管理態勢の充実強化を図っています。

リスクの特定・評価・低減

リスク管理態勢における各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、担当部門の取引・商品・業務や顧客属性に応じたマネロン等リスクを特定・評価し、当該取引・商品や顧客属性を類型化したうえで、当該リスクへの低減策を策定します。

リスク対策計画

年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、適切な手続き実施状況の定期的な監査、職員研修等に取り組んでいます。

継続的顧客管理

「継続的顧客管理に係る方針」に則り、定期・随時に実施する「顧客情報の更新」手続きを行います。個人顧客・団体顧客宛に継続的に質問票を送付し、本人特定事項や顧客管理事項等を最新化した顧客情報をふまえてリスク評価を見直します。また、見直し後のリスクに見合ったリスク低減措置を講じることとしています。

マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入に係る方針 (抜粋)

●目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク (以下「マネロン等リスク」という。) を特定・評価し、全従業員の共通認識の下に必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

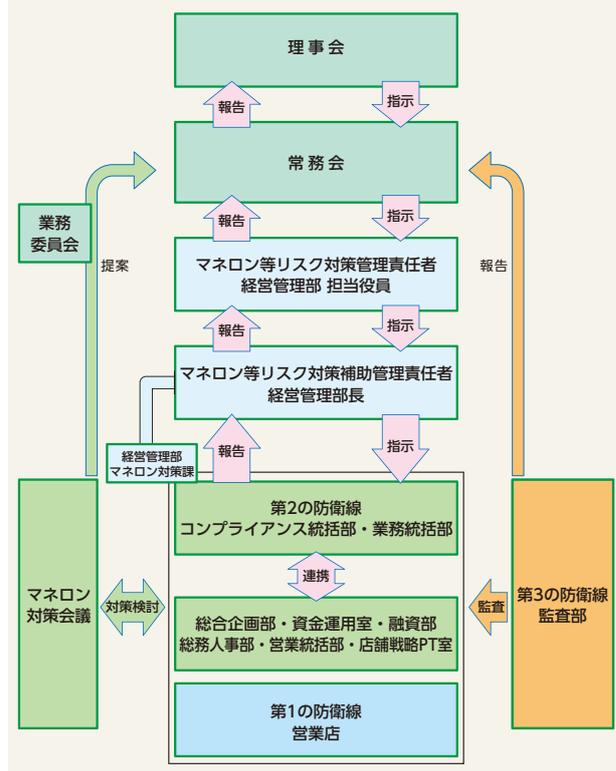
●態勢の整備

理事会は、あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、別途定める庫内横断的なリスク管理態勢を整備し、その担当責任者としてマネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与する。

●経営陣の認識

理事会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策 リスク評価書」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを確認し認識する。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策管理態勢



各リスクへの取組み

1. 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

- 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。
 - 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。
 - 金庫全体の信用リスク管理として、定期的に自己査定を行うとともに、リスク属性毎にリスク量を計測し限度額を管理するほか、同一与信先・業種等への与信集中の状況、延滞等問題債権の状況を把握し、リスクコントロールに努めています。
- 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、規程等に定める保有基準、保有限度額に基づき、信用格付機関が発表する格付等を参考に取得・保有管理するなど、信用リスクの回避に努めています。また、定期的な自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

2. 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、収益の安定性および財務の健全性を確保する観点から以下によりリスクをコントロールしています。

- VaR（バリュー・アット・リスク）により、デリバティブ取引を含め資産・負債全体で一定の確率のもと発生し得る時価ベースでの最大損失見込額を定期的（毎月末時点）に計測し限度額を管理することで、リスク量を一定の範囲内にコントロールしています。
- また、金利等のリスク要素毎に、一定幅相場が変動した場合にどの程度資産・負債の時価が変動するかといったリスク感応度分析やストレステストを実施したり、リスク要素間の変動の相関性も把握することで適切な政策対応に結びつけられるよう努めています。
- さらに、金利リスクに関しては期間損益シミュレーションを実施することで、金利変動による収益への影響を把握しています。
- 上記の計測・評価結果につきましては、定期的に担当役員に報告するとともに、リスク状況を踏まえ、預金・融資の推進、資金運用、デリバティブ取引を活用したリスクヘッ

ジ等の政策対応について、企画委員会で協議のうえ常務会等の機関会議で必要な決定のもと実施することで、的確な収益・リスク管理に努めています。

- なお、有価証券については日々評価損益、リスクの把握に努め、市場急変時への対応態勢を整えています。

以上の市場リスクの管理は、後述の流動性リスクの管理も含めて、ALM（Asset Liability Management：資産負債総合管理）の中で行っています。

3. 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、必要な資金調達ができなかったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることで損失を被る「資金繰りリスク」と、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることで損失を被る「市場流動性リスク」が、「流動性リスク」です。

当金庫では、運用・調達両面での資金動向を一元的に把握・分析・推計したうえで、収益性も踏まえた資金繰り計画を策定し、適正な流動性を確保した資金繰りを通じて流動性リスクをコントロールしています。

4. オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

当金庫では、オペレーショナル・リスクを以下のとおり区分し、管理しています。

■事務リスク

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、業務事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法など業務規程に基づく処理の厳正化について周知徹底を図っているほか、管理部が各店の事務管理態勢をチェックする態勢を整えるとともに、各店舗が定期的を実施する自店検査、監査部による内部監査、事務過誤・苦情トラブルの状況等を基にリスク状況の分析・モニタリングを行い、改善対応にあたっています。

また、研修等により職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用するなどして、事務の誤処理の発生防止に努めています。

■システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムが停止したり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

- 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの設計になっているほか、オンライン機器を収容するフロアでは、フロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が地

震による揺れを吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線を受電しているため、一方の回線が断線した際も他方から受電を継続できる仕組みとしており、それに加えて停電への備えとしてUPS（無停電電源装置）および自家発電装置を保有しています。

万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損、障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェア及び重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（Computer Security Incident Response Team）態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

- (2) 当金庫においては、情報資産の管理ならびに各種システムリスクを回避するために、「システムリスク管理細則」を制定し、重要度に応じてデータのバックアップを講じています。

また、システムアクセス時のIDおよびパスワード設定など適正な管理を行い、安全性と信頼性の確保に努めています。

さらに、規程・マニュアルの整備を図るとともに、必要に応じて見直しを行い、トラブル時の対処方法を周知徹底しています。

■法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

■人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、および差別的行為（各種ハラスメント）により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および人事等級制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、全職員が人権を尊重した行動がとれるよう全職場で研修等の取組みを行うとともに、各種ハラスメントを防止する取組みとして相談窓口の常設や職場状況の定期的なチェックを行っています。

■有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

■風評リスク

当金庫に対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

■マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク

国際社会で脅威が増している、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という）に金融サービスが悪用され、犯罪行為やテロ行為を助長することにつながるなどのリスクが「マネロン・テロ資金供与リスク」です。

当金庫では、マネロン・テロ資金供与リスク管理に関連する事項について管理規程類を整備し、整備した規程に基づき実践する事項を周知徹底し、実施状況を検証・監視する体制を構築しています。また、研修・教育等を計画的に実施しています。

リスクの種類	リスク定義	管理部署
事務リスク	役員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク	業務統括部 融資部
システムリスク	コンピュータ・システムの停止または誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク	業務統括部
法務リスク	お客様に対する過失による義務違反、その他法令等を逸脱した行為に伴い損失を被るリスク	コンプライアンス統括部
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（各種ハラスメント）により損失を被るリスク	総務人事部
有形資産リスク	災害その他の事象から有形資産が毀損することにより損失を被るリスク	総務人事部
風評リスク	当金庫に対する評判の悪化や風説の流布等から信用が低下することにより損失を被るリスク	経営管理部
マネロン・テロ資金供与リスク	国際社会で脅威が増しているマネロン・テロ資金供与に金融サービスが悪用され、犯罪行為やテロ行為を助長することにつながるなどのリスク	経営管理部

危機管理体制

当金庫では、自然災害やコンピュータ・システム障害等の危機発生時に対する基本的な方針として、「コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）」を制定し、迅速に対応できる体制を構築しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期に復旧を図り、最低限の業務を継続できるように「緊急時営業店業務継続マニュアル」にもとづき、不測の事態に備えるとともに、コンピュータ・システム障害の発生を想定した訓練を定期的実施するなど、危機意識の向上に努めています。

内部統制システムの整備に関する基本方針

(2024年6月30日現在)

1. 当金庫の理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 金庫は、「ろうきんの理念」のもと、「経営方針」において「コンプライアンス経営の継続実践」を基本方針の一つに掲げており、コンプライアンスの徹底とコンプライアンス体制の一層の強化を図ることとしている。
- また、この経営方針に則り、コンプライアンスを経営上の重要課題の一つと位置づけ、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むことを基本方針とする「コンプライアンス基本規程」を定めるとともに、当金庫役員が遵守すべき事項を「東北労働金庫倫理綱領」として定め、これを全役員に周知し遵守することとしている。
- 理事会については「理事会規程」を定め、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。
- 理事の職務執行については、監事会の定める「監事監査規程」に基づき監査対象になっている。

2. 当金庫の理事の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 理事の職務執行に係る情報（総会・理事会・常務会・各種委員会議事録、稟議書など）については、「理事会規程」「常務会規程」「理事会専門委員会規程」や「文書取扱管理規程」等に基づき作成する。
- 記録文書は、「保存文書取扱規程」に基づき、文書種類ごとに定められた期間、適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- 監事は、理事の職務の執行状況も監査している。

3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 金庫は、財務の健全性を確保する観点から①市場リスク、②信用リスク、③流動性リスクを、また、業務の適切性の観点から、①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④オペレーショナルリスク等を認識し、その把握と管理、個々のリスクについて管理する体制を整備する。
- リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」を定め、個々のリスクについての管理部署および管理責任者を決定し、リスク管理方針の策定・リスクの統括管理等を行う企画委員会をはじめ、コンプライアンス委員会、業務委員会を設置し、リスク管理規程の運用状況を確認・検証する。
- 不測の事態が発生した場合に備え、「コンティンジェンシープラン」（緊急時対応計画）では、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための対応方針等を定めている。また、同規程に基づいた危機対策本部を設置し、迅速な対応により損失の拡大を最小限にとどめる体制を整えている。
- 反社会的勢力による被害を防止するため、一元的な管理態勢を構築し、万一反社会的勢力による不当な要求を受けた場合に備え、適切な対応を行うための規程等を整備し、これを全役員に周知する。

4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、理事会を原則として月1回定期に開催するほか、必要に応じ随時開催するものとし、経営方針や経営戦略など重要事項については、事前に理事長、副理事長、専務理事および常務理事からなる常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- 理事会の決定に基づく業務執行については、「代表理事職務権限規程」、「常務会規程」、「業務組織図」および「職務権限規程」において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定める。

5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 「ろうきんの理念」のもと、コンプライアンス体制の基礎として、「経営方針」、「コンプライアンス基本規程」および「東北労働金庫倫理綱領」を定めるとともに、コンプライアンス体制について、ディスクロージャー誌等により開示する。
- 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・向上を図る。
- 内部監査部門として、執行部門から独立した監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門として、コンプライアンス統括部を設置する。
- 理事は、金庫における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するものとし、遅滞無く常務会および理事会に報告するものとする。
- 当金庫は、コンプライアンスを実現させるために、教育・研修計画等を含むコンプライアンス・プログラムを策定し、組織全体に周知のうえ実践している。
- 役員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報できる内部報告システムとして、コンプライアンス統括部、常勤監事を情報受領者とするホットライン制度を整備する。
- 監事は、金庫のコンプライアンス体制および内部報告システムの運用を監視・検証し、問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 当金庫およびその子会社が一体として業務の適正を確保するための体制

- 理事会は、当金庫および子会社における業務の適正を確保するための体制を構築するものとする。
- 経営管理については、「子会社管理規程」に基づき子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行うものとする。また、金庫と子会社間で定期協議会を設置し、金庫としての経営方針の伝達や経営状況の把握を行うものとする。
- 理事は、子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監事に報告するものとする。
- 当金庫は、子会社の管理および指導に関する事項を所管する部門を定め、当該部門が子会社の業務を所管する他の部門と連携し、経営および業務運営の状況等について、把握・分析および指導・支援を実施している。
- 監査部は、「内部監査規程」及び「関連会社内部監査実施要領」に基づき子会社監査を実施している。
- コンプライアンス統括部は、子会社よりコンプライアンスの遂行状況等について、必要に応じて都度、報告を受けるものとする。
- 監事は、当金庫およびその子会社において適切な内部管理体制が整備されているかに留意し、子会社の経営管理態勢および内部管理態勢の状況等について、必要に応じて調査等を行うほか、取締役の職務執行状況を監査している。

7. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- 金庫は、監事会が制定した「監事監査規程」に基づき、金庫職員から監事会事務局に専任の監事補助者を任命する。

8. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

- 監事補助者は、監事の指揮命令に基づき執行を行うこととし、監事以外の者からの指揮命令を受けないものとする。
- 監事補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監事の同意を得ることとする。

9. 当金庫の監事の第7号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 監事は、監事補助者の業務執行者からの独立性の確保に努めるものとし、必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には金庫の代表理事に対して必要な要請を行う。

10. 当金庫の監事への報告に関する体制

- 当金庫の理事および職員が当金庫の監事に報告するための体制
 - イ 監事全員が理事会に出席するとともに、常勤監事は常務会、企画委員会、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席し報告を受け、意見を述べることができる。
 - ロ 重要な稟議書、事務過誤報告、苦情報告等は常勤監事に回付することとし、常勤監事はこれらに意見を付すことができる。
 - ハ また、前記にかかわらず、監事監査規程に基づき、監事はいつでも必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。
 - ニ 当金庫は、役員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報制度として、弁護士等を情報受領者に加えたコンプライアンス・ホットライン制度を整備している。
- 当金庫の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および職員またはこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制
 - イ 当金庫の子会社の管理および指導に関する事項を所管する部門は、子会社が本会に提出する報告書等を常勤監事に回付している。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当金庫は、「内部通報（コンプライアンス・ホットライン）に関する規程」を定め、また子会社との間で報告、通報等を行ったこと（報告、通報等に協力したことを含む）を理由とするいかなる不利益取扱いを行うことを禁止している。

12. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用ならびに債務の処理に係る方針に関する事項

- 監事は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、事後、当金庫に償還を請求することができるものとする。

13. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監事は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うものとする。
 - また、必要に応じて会計監査人の査収および監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。
- 以上

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

ろうきんの概要 (2024年6月30日現在)

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

理事および監事の氏名および役職名



理事長
伊藤 啓志



副理事長
黒崎 保樹



専務理事
佐々木 繁



常務理事
讃岐 敏雄



常務理事
紺野 照雄



常務理事
小野 辰也



常務理事(青森県本部長)
内村 隆志



常務理事(岩手県本部長)
金田一 文紀



常務理事(宮城県本部長)
加島 勇悦



常務理事(秋田県本部長)
才村 泰彦



常務理事(山形県本部長)
丹野 忍



常務理事(福島県本部長)
今野 泰



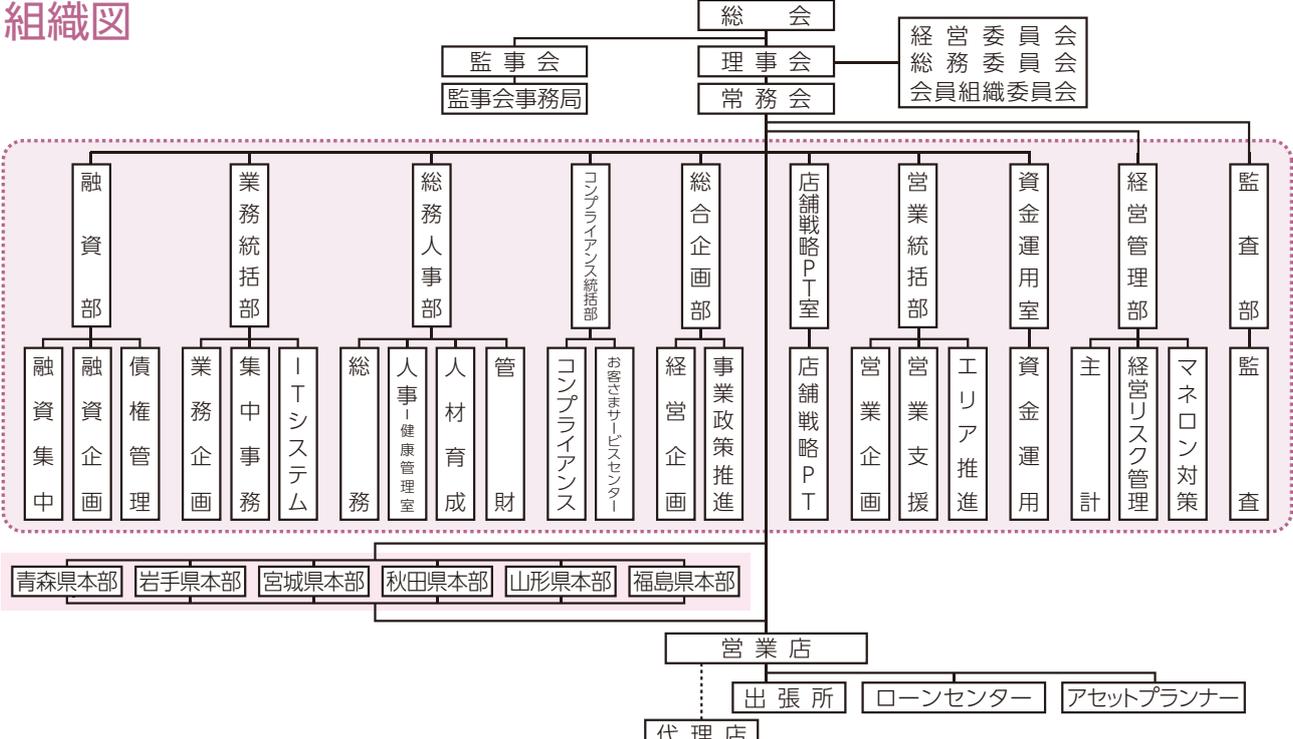
常勤監事
佐藤 賀之

● 理事長	伊藤 啓志	自治労宮城県本部	理事	納富 聡	JAM南東北山形県連絡会
● 副理事長	黒崎 保樹	情報労連秋田県協議会	理事	柿崎 隆英	電機連合山形地域協議会
● 専務理事	佐々木 繁	員外	理事	瀬戸 禎子	福島県教職員組合
常務理事	讃岐 敏雄	員外	理事	鈴木 貴也	J P 労組東北地方本部福島連絡協議会
常務理事	紺野 照雄	員外	理事	吉田 幸彦	員外
常務理事	小野 辰也	員外	理事	青木 ユカリ	員外
常務理事(青森県本部長)	内村 隆志	自治労青森県本部	★ 常勤監事	佐藤 賀之	員外
常務理事(岩手県本部長)	金田一 文紀	岩手県教職員組合	監事	佐々木 徹	UAゼンセン青森県支部
常務理事(宮城県本部長)	加島 勇悦	情報労連宮城県協議会	監事	熊谷 孝	NTT労働組合東北総支部岩手分会
常務理事(秋田県本部長)	才村 泰彦	NTT労働組合東北総支部秋田県分会	監事	加藤 忠浩	東北電力労働組合秋田県本部
常務理事(山形県本部長)	丹野 忍	情報労連山形県協議会	監事	西部 政行	J P 労組東北地方本部山形連絡協議会
常務理事(福島県本部長)	今野 泰	自治労福島県本部	監事	高橋 直人	塚化学労働組合小名浜支部
理事	金沢 秀樹	東北電力労働組合青森県本部	執行役員	堀 浩之	員外
理事	石橋 敏樹	J P 労組東北地方本部青森連絡協議会	執行役員	佐藤 圭	員外
理事	岡田 直樹	日立 Astemo ハイキャスト労働組合岩手支部	執行役員	菅原 智之	員外
理事	及川 隆浩	自治労岩手県本部			
理事	高橋 広美	岩手県医療局労働組合			
理事	杉山 剛	トヨタ自動車東日本労働組合			
理事	山田 俊徳	宮城交通労働組合			
理事	菅 憲史	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合			
理事	佐藤 学	自治労秋田県本部			
理事	井上 正克	UAゼンセン秋田県支部			
理事	齋藤 洋次	交通労連山形県支部			

(注) 1. ●印は代表理事です。
2. ★印で表示しております監事は、労働金庫法第32条第4項に規定する監事です。

代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況
労働金庫法第35条(兼職又は兼業の制限)第1項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職または兼業を行っている常勤役員等はありません。

組織図



当金庫のあゆみ

年	月	内 容	
1951年	10月	福島県労働金庫業務開始	
	12月	宮城労働金庫業務開始	
1952年	8月	秋田県労働金庫業務開始	
	11月	岩手労働金庫業務開始	
	12月	山形県労働金庫業務開始	
1953年	9月	青森県労働金庫業務開始	
1955年	4月	労働金庫連合会業務開始	
1967年	10月	労働金庫基本理念決定	
1972年	1月	財形貯蓄制度発足「虹の預金」取扱開始	
1979年	4月	労金東北事務センター発足	
1980年	10月	日本労働者信用基金協会設立	
1982年	5月	第1次総合オンラインスタート	
1984年	1月	系統内為替取引業務開始	
1985年	6月	全国労金オンラインキャッシュサービス(ROCS)開始	
1990年	7月	全国キャッシュサービス(MICS)スタート	
1991年	1月	「サンデーバンキング」取扱開始	
1992年	5月	全国統一オンラインスタート	
1994年	4月	「国債の窓口販売業務」取扱開始	
1996年	5月	「ろうきん21世紀への改革ビジョン」決定	
1997年	5月	労働金庫新理念決定	
1998年	1月	「郵貯ATM提携サービス」開始	
1999年	8月	「投信窓販業務」取扱開始	
2000年	3月	「デビットカードサービス」開始	
2001年	3月	「外貨宅配サービス」開始	
	6月	「東北6労働金庫統合基本構想案」承認	
	10月	「インターネットモバイルバンキング」取扱開始 「Epiカード」発売	
2002年	3月	「ろうきん新福祉定期預金」発売	
	6月	東北労働金庫「合併契約書」調印	
	9月	臨時総会(統合延期決定)	
2003年	5月	新オンラインシステムスタート	
	6月	東北労働金庫「合併契約書」再調印	
	9月	通常総会「東北労働金庫合併契約書」承認 ろうきんプレスト倶楽部設立	
10月 東北労働金庫誕生			
2004年	1月	「マルチペイメントネットワーク」業務開始	
	2月	黒石支店新店舗オープン	
	6月	「アイワイバンク銀行(現セブン銀行)ATM提携サービス」開始	
2005年	3月	「個人向け国債」取扱開始・「決済用預金」取扱開始	
	4月	ペイオフ全面解禁	
2006年	1月	「他行自動機手数料全額還元」スタート 「四業態(労金、第二地銀、信金、信組)相互入金制度」スタート 「ろうきんフラット35」取扱開始 「通帳不発行預金」取扱開始 「住宅ローン火災保険の窓口販売業務」取扱開始	
	4月	「Keep1」発売	
	7月	「3大疾病保障特約+障害特約付住宅ローン」発売 ろうきん5R運動実施 「育児支援ローン」発売	
	10月	鶴岡支店新店舗オープン	
	11月	山形支店新店舗オープン	
	12月	「アセットライン定期預金」発売	
	2007年	1月	「ドリームライン定期預金」発売
		3月	「スーパーKeep1」発売
		4月	「固定金利選択住宅ローン(自動更新型)」取扱開始
	2008年	6月	「マイプラン100」発売
		7月	「インターネット東北支店」開設
		11月	「NPO事業サポートローン」取扱開始
		7月	原町支店新店舗オープン
9月		「イオン銀行ATM提携サービス」開始	
2009年	12月	「就職安定資金融資」取扱開始	
	2月	「ろうきん緊急生活支援ローン(セーフティローン)」取扱開始	
	3月	「ろうきん緊急離職者生活支援ローン(セーフティローンII)」取扱開始 山形北支店新店舗オープン	
	4月	「労金住宅ローン専用火災共済」取扱開始	
	6月	久慈支店新店舗オープン	
	7月	インターネットバンキング利用手数料の無料化	

年	月	内 容
2010年	8月	「訓練・生活支援資金制度」取扱開始
	12月	中小企業等金融円滑化法施行
	2月	富岡支店新店舗オープン
2011年	3月	ローンセンター山形、ローンセンター平を開設
	10月	視覚障がいのある方に対する窓口利用の振込手数料を引下げ
	11月	北上支店、ローンセンター北上新店舗オープン
	2月	石巻支店、長町支店新店舗オープン
	3月	豪雪被害に対する災害ローン適用開始 東日本大震災に対する「特別措置」開始、「特別災害ローン」取扱開始
	4月	福島西支店廃止、福島支店に統合 秋田駅前支店廃止、秋田支店に統合 山形南支店廃止、山形支店に統合
	5月	東日本大震災に対する「特別災害ローンII」「特別災害ローン(不動産担保)」取扱開始 「技能者育成資金融資制度」取扱開始 青森東支店を青森東出張所とし、青森支店に統合 「復興支援定期預金」発売
	8月	ローンセンター長町・ローンセンター福島を開設 新潟・福島豪雨災害に対する災害ローン取扱開始 住宅ローン+既存目的型ローン500万円の導入 インターネットバンキングによる住宅ローン繰上償還手数料の無料化
	10月	「相談会予約システム」の導入 台風15号災害に対する災害ローン取扱開始 「求職者支援資金融資制度」取扱開始
	11月	高田支店プレハブ店舗オープン 水沢支店・江刺支店を統合し奥州支店を開設
2012年	2月	1月~2月大雪災害に対する災害ローン取扱開始
	4月	「新マイプラン」取扱開始 塩釜支店・多賀城支店を統合し新塩釜支店を開設 強風災害に対する災害ローン取扱開始
2013年	8月	新「ドリームライン定期預金」発売
	10月	社会貢献目的預金「ふれ愛預金」発売 「東北ろうきん復興支援助成金制度」創設
	4月	ローンセンター郡山を開設
2014年	8月	秋田・岩手大雨被害に対する災害ローン取扱開始
	10月	東北労働金庫創立10周年記念祝賀会
	1月	「全国ろうきん新オンラインシステム(アール・ワンシステム)」スタート 少額投資非課税制度「NISA(日本版ISA)」スタート
2015年	2月	「全期間固定金利型住宅ローン」発売
	3月	「ドリームライン年金型(エース預金)」発売
	4月	ローンセンター米沢、ローンセンター鶴岡、ローンセンター若松を開設
	5月	福島県本部・福島支店・ローンセンター 福島新店舗オープン
	7月	ローンセンター泉を開設 台風8号災害に対する災害ローン取扱開始
	9月	「ろうきんビジョン」策定
	1月	「マイプラン(カード不発行型)」発売
	3月	ローンセンター石巻・プライベートセンター(青森・盛岡・秋田・仙台・山形・福島)を新設
	4月	「夫婦連生団信」「ダブル・フラット」「フラット35(リフォーム一体型)」取扱開始
	7月	「東北ろうきん友の会」設立
2016年	9月	台風18号等大雨災害に対する災害ローン取扱開始
	10月	「ろうきん教育ローン(カード型)」取扱開始
	1月	「ろうきん点字通知サービス」開始 「遺言信託・遺産整理」取次業務開始
	3月	「VIEW ALTTE(ビューアルッテ)ATM提携サービス」開始 「イーネット、LANsとの提携ATM」利用拡大
	4月	東北6県生協連との「緊急災害対策等に係る相互連携協定」締結
	5月	熊本地震に対する災害ローン取扱開始 「相統定期預金」取扱開始
	7月	ろうきん団信付帯サービス「MY生活応援ネット」導入 「ヘルスケアサポート」サービス利用開始
	10月	奨学金借換え融資制度新設
	11月	青森東出張所を青森支店に再編成 協同組合がユネスコの「無形文化遺産」に登録
	12月	米沢支店新店舗オープン

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

年	月	内容	
2017年	1月	「ろうきん iDeCo (個人型年金プラン)」取扱開始	
	2月	田島支店を南会津代理店に移行	
	3月	小国支店を小国代理店に移行	
	4月	「ひまわり認知症治療保険」取扱開始 「イオン銀行との提携 ATM」利用拡大 「ネット口座振替受付サービス」取扱開始	
	6月	仙台東支店新店舗オープン	
	7月	秋田県内を中心とした大雨災害に対する災害ローン取扱開始	
	8月	インターネット投資信託のサービス開始	
	10月	「たんぼ認知症治療保険」取扱開始 スマートフォンによる口座開設アプリのサービス開始	
	2018年	12月	「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」策定
		1月	「つみたて NISA」取扱開始
2月		大曲支店新店舗オープン	
3月		角館支店を大曲支店に再編成	
5月		大館支店新店舗オープン プライベートセンター大館オープン 鹿角支店・鷹巣支店を大館支店に再編成 一関支店新店舗オープン	
6月		千厩支店を一関支店に再編成	
7月		平成 30 年 7 月豪雨 (西日本豪雨) 災害に対する災害救援ローンの取扱開始	
8月		盛岡北支店新店舗オープン	
9月		沼宮内支店を盛岡北支店に再編成	
10月		お客さまサービスセンター開設 マイプラン Web 完結型を導入	
2019年	2月	富岡支店を平支店・原町支店に再編成	
	3月	「ろうきん SDGs 行動指針」策定	
	6月	山形県沖を震源とする地震に対する災害救援ローンの取扱開始	
	8月	東北ろうきんコープローンの取扱開始 令和元年 8 月の前線に伴う大雨災害に対する災害救援ローンの取扱開始	
2020年	9月	令和元年台風第 15 号の影響による停電に対する災害救援ローンの取扱開始	
	10月	令和元年台風第 19 号に伴う災害に対する災害救援ローンの取扱開始 「ろうきんアプリ」の取扱開始 「ろうきんダイレクト」インターネットバンキングおよびろうきんインターネットバンキング (団体向け) 当日振込の取扱時間拡大	
	10月	10 店舗での窓口一時休業の試行開始	
	1月	スマホ決済サービス [LINE Pay] への口座登録開始	
	3月	11 店舗での窓口一時休業の本格導入	
	4月	スマホ決済サービス [J-Coin Pay] への口座登録開始 「新型コロナウイルス対応 ろうきん生活支援特別融資」の取扱開始 社会福祉協議会「緊急小口資金 (特例貸付)」の取次ぎ業務開始	
	5月	秋田市・盛岡市・宮城県・矢野町との提携による新型コロナウイルスに対応した自治体提携融資制度の取扱開始	
	6月	大船渡支店新店舗オープン 花巻市との提携による新型コロナウイルスに対応した自治体提携融資制度の取扱開始	
	7月	スマホ決済サービス [PayPay] への口座登録開始 令和 2 年 7 月豪雨災害に対する災害救援ローンの取扱開始	
	9月	郡山東支店仮店舗オープン	
12月	横手市との提携による新型コロナウイルスに対応した自治体提携融資制度の取扱開始		
2021年	1月	令和 3 年 1 月大雪災害に対する災害救援ローンの取扱開始	
	2月	五所川原支店新店舗オープン 令和 3 年 2 月福島県沖を震源とする地震に対する災害救援ローンの取扱開始	
	4月	大船渡支店内「東北ろうきん 東日本大震災復興展示室」一般公開開始 秋田県との提携による新型コロナウイルスに対応した自治体提携融資制度の取扱開始 「ろうきん後見制度支援預金」の取扱開始 「マイプランパートナーズ」発売	
	5月	大船渡市との提携による新型コロナウイルスに対応した自治体提携融資制度の取扱開始	

年	月	内容
2022年	6月	長井支店新店舗オープン
	7月	令和 3 年 7 月 1 日からの大雨による災害に係る災害救援ローンの取扱開始
	8月	令和 3 年台風第 9 号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害に係る災害救援ローンの取扱開始
	9月	Web 完結型ローン (マイカー・フリー) の取扱開始
	10月	団体会員限定変動金利型住宅ローン導入 住宅ローン利用者への無担保ローン金利引下げ制度開始 スマホ決済サービス [Bank Pay] への口座登録開始
	3月	令和 4 年福島県沖を震源とする地震による災害に係る災害救援ローンの取扱開始
	4月	LGBTQ に対応した融資商品の取扱開始 ローン金利引下げ制度「サステナブルポイント」の新設
	5月	新たに 23 店舗で窓口一時休業を導入 (合計 34 店舗)
	6月	マイカーローンを先行したリモート相談試行開始 (長井支店—LC 米沢、五所川原支店—LC 青森間)
	7月	ろうきんアプリ口座開設サービス開始 令和 4 年 7 月 14 日からの大雨災害に対する災害救援ローンの取扱開始
2023年	8月	令和 4 年 8 月 3 日からの大雨災害に対する災害救援ローンの取扱開始
	9月	本荘支店新店舗オープン 「がん団信・引受緩和団信」[Change500+] 取扱開始 令和 4 年台風第 14 号および 15 号により発生した災害に対する災害救援ローンの取扱開始
	12月	統合 20 周年事業のプレキャンペーンとして「Web 完結型無担保ローン」の金利引下げを実施 Web 完結型ローン (教育・無担保住宅) の取扱開始 令和 4 年 12 月 17 日および令和 4 年 12 月 22 日からの大雪災害に対する災害救援ローンの取扱開始
	1月	「リバースモーゲージローン」取扱開始 高田支店を大船渡支店に再編成 令和 4 年山形県鶴岡市の土砂崩れによる災害に対する災害救援ローンの取扱開始 令和 5 年 1 月 24 日からの大雪災害に対する災害救援ローンの取扱開始
	2月	須賀川支店新店舗オープン ローンセンター石巻営業終了 プライベートセンター (全 7 センター) 営業終了
	4月	ローンセンター釜石、ローンセンター古川、ローンセンター大館、ローンセンター大曲、ローンセンター村山、ローンセンター白河を増設 ローンセンター石巻をローンセンター新塩釜へ移設 「アセットプランナー」による資産形成支援活動を開始
	5月	新たに 7 店舗で窓口一時休業を導入 (合計 40 店舗) 令和 5 年石川県能登地方を震源とする地震に対する災害救援ローンの取扱開始
	6月	宮古支店新店舗オープン 令和 5 年梅雨前線による大雨および台風第 2 号による災害に対する災害救援ローンの取扱開始
	7月	令和 5 年 6 月 29 日からの大雨災害に対する災害救援ローンの取扱開始 令和 5 年 7 月 7 日からの大雨災害に対する災害救援ローンの取扱開始
	8月	「ろうきんダイレクト」の即時利用開始 リモート相談受付可能商品の拡大 団信 Web 告知申込みの全店取扱開始 令和 5 年台風第 6 号に伴う災害に対する災害救援ローンの取扱開始 令和 5 年台風第 7 号に伴う災害に対する災害救援ローンの取扱開始
2024年	9月	令和 5 年台風第 13 号に伴う災害に対する災害救援ローンの取扱開始
	10月	東北労働金庫創立 20 周年 移動金融車「ロッキーふれ愛号」導入 むつ支店新店舗オープン ローン商品の「ペーパーレス申込み」開始
	1月	令和 6 年能登半島地震に伴う災害救援ローンの取扱開始 令和 6 年 1 月 23 日からの大雪災害に対する災害救援ローンの取扱開始
	3月	「令和 6 年能登半島地震復興支援定期預金」取扱開始
	5月	新たに 5 店舗で窓口一時休業を導入 (合計 45 店舗)

トピックス

東北ろうきん 20 周年事業の実施

■「東北ろうきん 20 周年キャンペーン」、「ろうきんアプリ&スマホ決済キャンペーン」

日頃より東北ろうきんをご利用いただいている皆さまへのこれまでの感謝とともに、これからも会員、地域の皆さまの生活に寄り添っていききたいという気持ちを込め、二つのキャンペーンを実施いたしました。資産形成を支援する「東北ろうきん 20 周年キャンペーン」と、便利なデジタルサービス普及のための「ろうきんアプリ&スマホ決済キャンペーン」を実施しました。両キャンペーンを通じて、勤労者の皆さまの生活に少しでも役立てるよう取り組みました。



■大学生ボランティア活動向け助成金制度「未来へのタスキ」実施

福祉金融機関としての役割発揮ならびに持続可能な社会の実現に向け、社会的な課題に取り組む大学生の活動を継続的に支援するため「大学生ボランティア活動向け助成金制度“未来へのタスキ”」を新設しました。

2023 年度は、22 団体に対して 206.5 万円の助成を行いました。

■社会貢献担当者の全部店配置

職員の社会貢献活動への理解と意識醸成を目的に全部店にリーダーとなる社会貢献担当者を配置しました。



■20 周年記念ムービー

「想える、幸せ」をテーマに、「MONKEY MAJIK」の楽曲提供を受け、はたらく皆さまを応援したいとの気持ちを込め、記念ムービーを作成しました。



■記念誌の発行

東北ろうきん 20 周年のあゆみを記した記念誌を発行しました。



20周年ロゴについて

東北のT、ろうきんのRO、20周年の20を、ろうきんカラーであるブルーのリボンで表現しています。

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

移動金融車の導入

災害発生時でも会員・利用者の皆さまへ継続的に金融サービスを提供できるよう、2023年10月に導入しました。災害により営業店が業務継続困難となった場合に派遣し、代替窓口を設置して金融サービスを提供することが主たる導入目的ですが、災害時以外にも、イベント等への出展による広告塔としての活用や、NPO等と連携した活動への派遣、出張相談会や金融教育の場としても活用してまいります。



ローン商品の「ペーパーレス申込み」の開始

ローン商品のお申込み手続きを、当金庫のタブレット端末への入力で完了する「ペーパーレス申込み」を開始しました。2023年10月から住宅ローン等の有担保証書貸付とカードローン「マイプラン」、2024年6月からはマイカーローン、教育ローン、無担保住宅ローン、フリーローン等の主な無担保ローンでの取扱いを開始しております。原則、申込書類への記入や押印、収入印紙の貼付が不要となるため、従来のお手続きと比べお客様の負担軽減に繋がるものと捉えております。

リモート相談の全店運用開始

2023年5月より、各ローンセンターとその周辺の営業店を専用のシステムで接続する「リモート相談」の運用を開始しました。リバースモーゲージローンの相談を皮切りに、8月には対応商品を無担保証書貸付等に拡大しました。広域な東北エリア全域に対して、均質なサービスを提供していく上では必要不可欠な対応と捉えております。ペーパーレス申込みと合わせ、今後更なる活用を図ってまいります。

老朽化に伴う「宮古支店」・「むつ支店」の新店舗移転

2023年6月5日に宮古支店、2023年10月23日にむつ支店が新たな店舗へ移転いたしました。むつ支店の移転によって、予定していた老朽化による緊急対応が必要な店舗移転については、対応完了となります。



宮古支店



むつ支店

お客さま本位の業務運営に関する取組み

当金庫は2017年12月に『お客さま本位の業務運営に関する取組方針』を策定しております。本方針のもと、当金庫はお客さまの信頼に因るための具体的な取組みを実践してまいります。

*当金庫は、金融庁が確定・公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」（2017年3月30日策定、2021年1月15日改訂）を、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」として制定しています。

東北ろうきんの経営理念・経営方針

お客さま本位の業務運営に関する取組方針(FD方針)

金融商品勧誘方針

保険募集指針

最良執行方針

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針等

利益相反管理方針

顧客保護等管理方針

1. 『お客さま本位の業務運営に関する取組方針』ならびにアクションプラン

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、一貫して金融商品・サービスの提供を通じた、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である『労働金庫法』において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これら原則に基づき、「ろうきんの理念」を定め、これまでもお客さま本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客さまである勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客さまの立場に立った、良質な商品・サービスを提供していくのは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

〈東北ろうきん〉は、『お客さま本位の業務運営に関する取組方針』を策定・公表するにあたり、これまで取組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、更なる取組みを進めていきます。「ろうきんの理念」のもと、以下の取組方針に基づく活動を実践し、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開していきます。

方針1. 『お客さま本位の業務運営に関する取組方針』の策定・公表

【アクションプラン】

- ☑ ディスクロージャー誌において、当庫をよりわかりやすくお伝えするための誌面づくりをめざします。
- ☑ PDCAサイクルを実践し、業務運営の改善に活かすとともに、取組状況については年度ごとに公表してまいります。

方針2. お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み

【アクションプラン】

- ☑ お客さまの資産形成をサポートするため、生活応援運動を展開しながら、お客さま一人ひとりのライフステージやニーズに沿った商品・サービスを提供いたします。
- ☑ 職域セミナーなどで、お金に関する問題やライフプランに役立つ情報等を提供いたします。
- ☑ 各県に資産運用の専担者である「アセットプランナー」を配置し、お客さま一人ひとりに合ったアドバイスや適切なコンサルティングを提供します。

方針3. 利益相反を適切に管理する取組み

方針4. 手数料等に係る情報提供の取組み

方針5. お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

【アクションプラン】

- ☑ お客さまに商品内容や手数料等をご理解いただけるよう、パンフレット等の見直しを行ってまいります。
- ☑ 会員組合等からの要請に基づき企業型確定拠出年金の加入者教育講師を派遣し、参加者に分かりやすい説明を行います。
- ☑ 確定拠出年金セミナーを開催し、投資教育を含めた確定拠出年金の情報提供を行います。

方針6. お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み

【アクションプラン】

- ☑ お客さまの多様なニーズにお応えする適切かつ的確なコンサルティングを提供できるよう職員のスキルアップを図ります。
- ☑ 高度かつお客さまにとってふさわしい金融サービスを提供するため、職員の各種資格取得推進をめざし、商品提案・説明手法の高度化を進めます。
- ☑ 接遇対応の向上を図るため、当庫各種研修に「ビジネスマナー」「コミュニケーション」に関するカリキュラムを組み入れます。

方針7. 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み

【アクションプラン】

- ☑ 「ろうきん理念」の職員への定着化に向けて、全国労働金庫協会研修への職員派遣と、当庫各種研修カリキュラムに「理念研修」を組み入れます。

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

2. 当金庫の取組み状況は次のとおりです。 定期的に本取組み方針に基づき、KPI(成果指標)として公表してまいります。

情報の提供

※本項目記載の構成比・割合は、小数点第2位以下を四捨五入で記載しています。

～お客さまの生涯にわたる資産形成をサポートするため、生活応援運動を展開しながら、ライフプランに役立つ情報を提供してまいります～

■投資信託商品ラインナップ (2024年3月末現在)

種別	商品数	構成比 (%)	
債券	国内債券	1	1.5
	海外債券	11	16.2
株式	国内株式	7	10.3
	海外株式	15	22.1
REIT	国内REIT	3	4.4
	海外REIT	5	7.4
バランス型	21	30.9	
ESG関連	5	7.4	
合計	68	100.0	

■生命保険ラインナップ (2024年3月末現在)

種別	商品数	構成比 (%)
認知症保険	1	100.0
合計	1	100.0

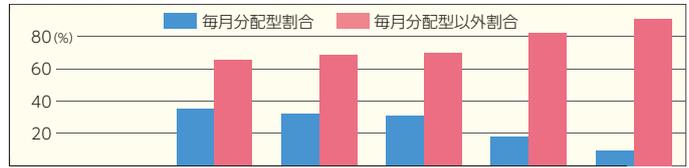
<正式名称>

たんぽぽ認知症治療保険：無配当増額認知症治療終身保険【I型】
(無解約払戻金型)(001)

■アセットプランナー

2023年度より、新たに資産形成・資産運用に特化した専門職員として「アセットプランナー」を配置しております。投資信託や預金商品等を含めたトータルアドバイザーとして、一人ひとりに合わせた提案を行うとともに、定期的なアフターフォローを通じて、将来のライフプラン実現に向けたお手伝いをさせていただきます。

■投資信託年間販売額に占める毎月分配型の割合とそれ以外の比較(2019年度～2023年度)

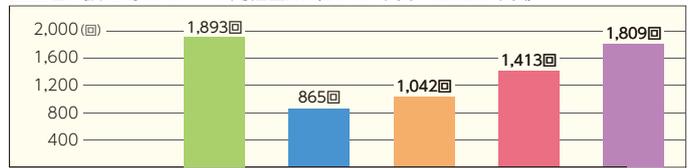


	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
毎月分配型割合	35.6%	31.9%	30.3%	18.0%	9.3%
毎月分配型以外割合	64.4%	68.1%	69.7%	82.0%	90.7%

当金庫では、“毎月分配型以外”の販売額の割合が“毎月分配型”の販売額を上回っております。複利効果(※)についても丁寧に伝え、お客さまのライフプランに沿ったご提案に努めてまいります。

※投資信託は主に値動きのあるものに投資します。そのため元本割れのリスクがございます。ファンドの運用成績次第では複利効果が得られない場合もございます。

■生活応援運動セミナーの開催回数 (2019年度～2023年度)



	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
参加者数	35,187人	11,214人	13,861人	19,998人	35,275人

当金庫では、「生活応援運動セミナー」を開催しています。“生活設計・生活防衛・生活改善”の3つのサポートを運動の柱とし、お金にまつわる諸問題の具体的な解決に向けて取り組んでいます。

お取引の状況

～お客さまのライフステージや多様なニーズにお応えできる商品の提供に努めてまいります～

■投資信託の販売上位実績 (2023年4月～2024年3月) (単位：万円)

順位	販売上位 10 銘柄	金額
1	たわらノーロード先進国株式	127,774
2	のむらップ・ファンド(普通型)	107,406
3	たわらノーロード日経 225	91,981
4	たわらノーロード S&P500	68,671
5	モルガン・スタンレーグローバル・プレミアム株式オープン(為替ヘッジなし)	62,852
6	のむらップ・ファンド(積極型)	62,744
7	つみたて 8 資産均等バランス	58,540
8	インデックスファンド NASDAQ100 (アメリカ株)	44,592
9	たわらノーロード全世界株式	43,952
10	ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) B コース	38,356

■投資信託の販売実績 (2021年度～2023年度) (単位：百万円)



	2021年度	2022年度	2023年度
投資信託実績	6,902	5,975	10,185

職員教育の実践

～お客さまに最適なアドバイスと情報提供ができるよう職員のスキルアップを図り、金融サービスの高度化をめざしてまいります～

■研修参加実績 (2023年4月～2024年3月)

研修名	回数	参加者数
全国労働金庫協会主催研修	18回	36名
東北労働金庫内集合研修(リモート研修含む)※	32回	1,731名

※複数回に分けて開催した集合研修は1名として集約しております。また実務担当者研修は除いております。

■FP・DC関連資格取得者数

資格名	取得者数
ファイナンシャル・プランニング技能士(1級・2級・3級)、CFP、AFP	744名
DCプランナー(1級・2級・3級)	86名

良質な金融サービスの提供

■お客さまに、多岐にわたる投資信託の商品をより分かりやすくご案内するため、“見やすく・読みやすい”パンフレットを提供しております。

■お客さま一人ひとりのお役に立つ、最適なサービスと分かりやすい情報をご提供できるよう“資産形成ガイド”を活用し、全部店で学習をすすめております。

■お客さまの資産状況や金融商品の取引経験、商品知識および取引目的、ニーズ等を丁寧に確認させていただき、お客さまに最適な商品・サービスの提供に努めております。商品等の内容や、リスクと運用実績、利益相反の可能性等の情報を提供し、類似の金融商品との比較を容易にする「重要情報シート」を2022年1月より導入し、お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供を行っています。



金融円滑化への取組みについて

東北労働金庫は、地域の中小企業並びに住宅資金等の借入を個人でご利用いただいているお客様の貸付条件の変更等のご相談などに迅速かつ適切に対応するため、基本方針や態勢整備を定め金融円滑化に取り組んでおります。「金融円滑化」は2013年（平成25年）3月31日に期限を迎えましたが、当金庫の金融円滑化に向けた取組み方針に変更はありません。お客様のご返済方法に係わる相談などに対し、これからも真摯に対応します。その取組み姿勢をお客様にご理解いただくため、金融円滑化の実施に関する基本方針及び体制の概要等についてお知らせいたします。

1. 金融円滑化の取組み方針

- 東北労働金庫は、勤労者のための金融機関として、勤労者福祉の向上のために金融円滑化に努めてまいりました。2008年に勤労者を取り巻く労働経済情勢が急激に悪化したことに対して、理事会にて緊急課題として「生活応援運動」を拡充し、勤労者のための金融円滑化を促進してまいりました。特に、勤労者の賃金・一時金が減少して返済が難しくなる事態に対応し、住宅資金借入者の返済計画見直し相談の取組みを積極的に行っております。
- 金融円滑化は2013年（平成25年）3月末に期限を迎えましたが、旧「金融円滑化法」の内容は、住宅資金借入者に対して労働金庫が率先して取り組んできたことであり、法の期限到来後におきましても法の精神に基づき、適切に対応いたします。
- 具体的には、融資のご利用者から返済計画の見直しに係る相談があった場合には、きめ細かく協議を行い、中小企業者からの事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者からの住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みに対しては、当該中小企業者の事業についての改善または再生の可能性その他の状況や当該住宅資金借入者の財産および収入の状況のみならず家計全体に目配りを行い、支出面の改善も勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めます。
- また、貸付条件の変更等について、他の金融機関、住宅金融支援機構、信用保証機関等が関係している場合には、独占禁止法や個人情報保護法に配慮しつつ、当該機関と緊密な連携を図って対応いたします。
- なお、中小企業者のみなさまに対しては、ご利用者に個別対応により取組みの方針等を説明いたします。

2. 金融円滑化の態勢整備

当金庫は、上記方針を適切に実施するため、理事会において、「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」「金融円滑化管理マニュアル」を策定し、以下のとおり必要な態勢整備を図っています。

※別図 東北労働金庫「金融円滑化」取組み体制（P.42）を参照

3. ご相談窓口体制の整備（2024年4月1日現在）

金融円滑化に係るご相談、要望および苦情等に対して真摯な姿勢で適切かつ十分な対応に努めるため、お客様のご相談窓口体制を次のとおり整備しております。

- 営業店・ローンセンターでの相談体制
営業店・ローンセンターでは通常の営業時間での相談のほか、休日相談および平日時間外ローン相談を下記の内容で行っております。

■休日相談

次の営業店において、第2・第4土曜日（午前9時～午後4時）もご相談・お申込みを承ります。

◆宮城県…石巻支店

※ 2024年9月までの体制となります。

■平日時間外ローン相談

全営業店は、平日午後3時～午後7時まで、全ローンセンターでは、平日午後5時～午後7時まで、事前のご予約によるご相談・お申込みを承ります。

※ ご相談の前営業日午後5時までに、お電話またはホームページよりご予約ください。

■ローンセンター相談

ローンセンターでは、月曜日から日曜日の午前9時～午後5時の時間でご相談・お申込みを承ります。なお、次のローンセンターは土曜日休業となります（ローンセンター釜石・古川・大館・大曲・村山・白河）。また、土日の正午～午後1時の時間帯およびローンセンター釜石・村山については、平日の午前11時～正午の時間帯は窓口を一時休業させていただきます。

※ 12月31日～1月3日、平日に重なる祝日（振替休日含む）は休業日となります。（2025年1月4日～1月5日も休業とさせていただきます。）

青森県	ローンセンター青森／ローンセンター八戸／ローンセンター弘前
岩手県	ローンセンター盛岡／ローンセンター釜石／ローンセンター北上／ローンセンター奥州
宮城県	ローンセンター仙台／ローンセンター新塩釜／ローンセンター古川／ローンセンター長町／ローンセンター泉
秋田県	ローンセンター秋田／ローンセンター大館／ローンセンター大曲
山形県	ローンセンター山形／ローンセンター米沢／ローンセンター鶴岡／ローンセンター村山
福島県	ローンセンター福島／ローンセンター平／ローンセンター郡山／ローンセンター若松／ローンセンター白河

(2) 本部での相談体制

本部（融資部）に、金融円滑化に関する窓口を設置しご相談に対応いたします。

● お問い合わせ窓口

東北労働金庫 融資部

フリーダイヤル：0120-113-962 受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（ただし、当金庫の休業日を除く）

4. 苦情相談窓口の設置

貸付条件変更等に係る苦情相談については、各営業店等の窓口のほか、本部（融資部）においてお客様から直接お受けする窓口を設置し対応いたします。

● お問い合わせ窓口

東北労働金庫 融資部

フリーダイヤル：0120-113-962 受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（ただし、当金庫の休業日を除く）

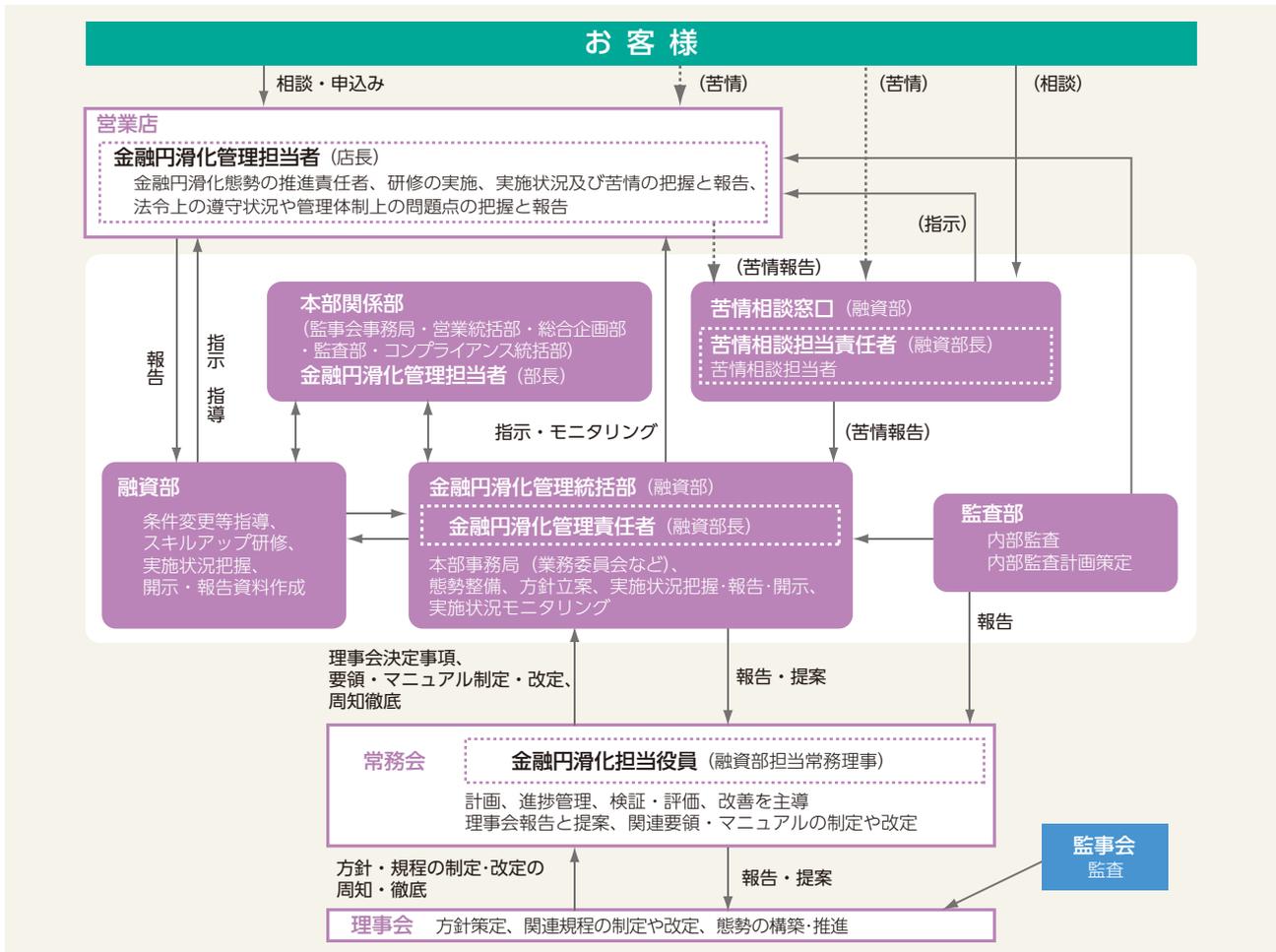
(単位：件)

■ 金融円滑化実施状況
(債務者が住宅資金借入者である場合)

	2017年 3月末	2018年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3,816	3,936	4,028	4,132	4,479	4,616	4,747	4,819
うち、実行に係る貸付債権の数	3,521	3,635	3,714	3,794	4,090	4,207	4,326	4,390
うち、謝絶に係る貸付債権の数	184	189	199	218	240	256	268	275
うち、審査中の貸付債権の数	7	7	8	7	12	10	7	6
うち、取下げに係る貸付債権の数	104	105	107	113	137	143	146	148

【別図】

■ 東北労働金庫「金融円滑化」取組み体制



預金業務のご案内

(2024年6月30日現在)

預金商品ラインアップ

商品名	お預入れ期間	お預入れ金額	ご利用のポイント
総合口座	該当の預金に準じます。		普通預金に定期預金、エース預金を担保とする当座貸越契約をセットした口座です。預ける・貯める・支払う・受取る・借りるの5つの機能がセットになった便利な口座です。自動融資(定期預金・エース預金合計額の90%以内、最高300万円まで)をご利用いただけます。
流動性預金	普通預金	お出し入れ自由 1円以上	給与・年金等のお受取りや公共料金等の自動支払など、お財布代わり・家計簿代わりに使える便利な預金です。
	普通預金(通帳不発行口座)	お出し入れ自由 1円以上	「ろうきんアプリ(かんたん通帳)」または「インターネットバンキング」で取引内容を確認いただくことを前提に、通帳を発行しない普通預金口座です。通帳紛失や盗難の心配がなく、安心です。 ※ご利用にあたり、「ろうきんアプリ(かんたん通帳)」または「インターネットバンキング」を契約していただく必要があります。 ※キャッシュカードの発行が必須です。
	普通預金無利息型(決済用預金)	お出し入れ自由 1円以上	預金保険制度により全額保護される無利息型の普通預金です。普通預金同様に、公共料金等の自動支払いや給与・年金等をお受取りいただけます。
	貯蓄預金	お出し入れ自由 1円以上	日々の最終残高に応じて、段階別の金利が適用されます。
定期預金	スーパー定期	1ヶ月以上10年以内 1円以上 1,000万円未満	ボーナスなどのお預入れにピッタリの手軽な定期預金です。複利型は、お預入れ期間1年経過後、一部払い戻しが可能です。個人の方から団体資金まで幅広くお預けいただけます。 ※複利型は個人の方のみの取扱いとなります。
	大口定期	1ヶ月以上10年以内 1,000万円以上	1,000万円以上の大口資金を有利に運用できる定期預金です。
	ワイド定期(期日指定定期預金)	据置期間:1年 最長預入期限:3年 1円以上 300万円未満	1年複利の定期預金です。お預入れ日から1年経過後は、いつでも払い戻しができます。
	変動金利定期預金	1年・2年・3年 1円以上	6ヶ月ごとに新しい金利が適用される定期預金です。お預入れ期間3年の場合は、6ヶ月複利型もご利用いただけます。
積立型預金	エース預金	エンドレス型/期間の定めはございません。 確定日型・年金型/積立期間3年以上 据置期間3ヶ月以上 1円以上	多目的な資金作りに最適です。お積立期間を決めずに自由にお積立いただく「エンドレス型」、満期日を設定してお積立いただく「確定日型」、お積立いただいた預金を年金方式でお受取りいただく「年金型」があります。
財形預金	一般財形	3年以上 1,000円以上	給与やボーナスからの天引きで、働く皆さまの財産づくりに最適な積立預金です。一部払い戻しができ、たいへん便利です。
	財形住宅	5年以上 1,000円以上	住宅の新築・購入・増改築の資金作りに最適な積立預金です。財形年金と合算で元金(継続時に元金に組入れた利息を含みます。)合計550万円までの利息が非課税です。
	財形年金	5年以上 1,000円以上	60歳からお受取りいただける年金タイプの積立預金です。財形住宅と合算で元金(継続時に元金に組入れた利息を含みます。)合計550万円までの利息が非課税です。退職後も非課税でお受取りいただけます。
当座預金	お出し入れ自由 1円以上	手形・小切手のお支払いにあてるためにお預けいただく預金です。組合財政・生協運営資金等、取引の決済口座にご利用ください。	
通知預金	据置期間:7日間以上 1円以上	まとまった資金の短期運用に便利です。ご解約する日の2日前までにご通知ください。	
譲渡性預金	1日以上10年以内 5,000万円以上	大口資金の運用に最適です。満期日前に譲渡し資金化することもできます。(預金保険制度の対象外商品です。)	
後見制度支援預金	定めはありません。 1円以上	成年後見制度を利用されているお客さま(被後見人)の預金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭を別管理するための専用預金(普通預金)です。家庭裁判所が発行した「指示書」にもとづく取扱いとなります。 ※お取引の都度、「指示書」のご提出が必要です。 ※キャッシュカードおよびインターネットバンキングはご利用できません。	

- ※ 普通預金無利息型(決済用預金)・当座預金は預金保険制度により全額保護されます。
 ※ 譲渡性預金は預金保険制度の対象とはなりません。
 ※ 普通預金無利息型(決済用預金)・当座預金・譲渡性預金以外の商品は、預金保険制度により、同保険の範囲内で保護されます。
 ※ 店頭に説明書をご用意しています。詳しくはお近くのろうきん窓口にお問い合わせください。
 ※ 金利情勢により有利な運用とならない場合もあります。

金融商品に関する勧誘方針

- 当金庫は、次の4項目を遵守し、お客様に対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。
 - お客様の意向と実状に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
 - お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
 - お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
 - 本勧誘方針を従業員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

- 当金庫は、労働金庫電子決済等代行業者のサービスを利用するお客さまの利便性を向上すべく、APIの公開に取り組んでまいります。
- 当金庫は、オープンAPIの環境を構築し、「労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働」を安全に実現します。

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

貸出業務のご案内 (2024年6月30日現在)

ローン商品ラインアップ

	商品名	ご融資金額	ご融資期間	ご利用のポイント
住宅	住宅ローン (有担保)	1億円以内	40年以内 (全期間固定金利型は35年以内)	ご本人またはご親族(2親等以内)が居住するための住宅の新築・購入資金としてご利用いただけます。また、他の金融機関の住宅ローンのお借換えにもご利用いただけます。
	ろうきんフラット35 (住宅金融支援機構提携ローン)	100万円以上8,000万円以下	15年以上35年以内	住宅金融支援機構の証券化事業を活用した長期固定金利の住宅ローンです。
目的別	無担保住宅ローン	2,000万円以内	10年以内(固定金利) 25年以内(変動金利)	ご本人またはご親族(2親等以内)の住宅の新築・購入、家屋の増築、改築、修繕資金等の居住住宅関連資金としてご利用いただけます。また、他の金融機関からのお借換えにもご利用いただけます。
	マイカーローン	2,000万円以内	10年以内(固定金利) 25年以内(変動金利)	ご本人またはご親族(2親等以内)の自動車、オートバイの購入費用、車庫建設、運転免許取得、車検、パーツ購入費用、マリン・スノーレジャー関連資金にご利用いただけます。また、他の金融機関からのお借換えにもご利用いただけます。
	教育ローン	2,000万円以内	10年以内(固定金利) 25年以内(変動金利)	ご本人またはご親族(2親等以内)の教育のために必要な入学金・授業料、受験費用、教科書購入費用、アパート費用、仕送り等の資金にご利用いただけます。また、他の金融機関からのお借換えにもご利用いただけます。
	教育ローン(カード型)	2,000万円以内	20年以内(変動金利)	
福祉	福祉ローン	500万円以内	10年以内(固定金利) 15年以内(変動金利)	ご本人またはご親族(2親等以内)のための医療・介護・育児・災害復旧等、福祉に係る資金としてご利用いただけます。
多目的	有担保フリーローン	1億円以内	35年以内	住宅・教育・自動車・耐久消費財購入等、暮らしに関わるさまざまな資金としてご利用いただけます。 ※事業資金や投機目的資金、負債整理資金としてはご利用いただけません。
	フリーローン (メンバーズ)	1,000万円以内	10年以内(固定金利) 15年以内(変動金利)	暮らしに関わるさまざまな資金にご利用いただけます。会員の方専用のローンです。 ※事業資金や投機目的資金、負債整理資金としてはご利用いただけません。
	フリーローン	1,000万円以内	10年以内(固定金利) 15年以内(変動金利)	暮らしに関わるさまざまな資金にご利用いただけます。 ※事業資金や投機目的資金、負債整理資金としてはご利用いただけません。
債務整理	おまとめローン	500万円以内	10年以内	借換え資金としてご利用いただけます。会員の方専用のローンです。 ※事業資金のお借換え・負債整理資金としてはご利用いただけません。
	サポートローン (負債整理資金有担保ローン)	5,000万円以内	25年以内(固定金利) 35年以内(変動金利)	住宅ローンを含めて、現在ご利用のローンを一本にまとめるローンです。(住宅ローン含まない場合は2,000万円までのご利用となります)
	サポートローン (負債整理資金無担保ローン)	500万円以内	10年以内	ご利用中のローンやクレジットを一本にまとめ、返済金の軽減、余裕のある生活設計を応援する商品です。
災害	災害救援住宅ローン (有担保)	1億円以内	40年以内 (全期間固定は35年以内)	東日本大震災・福島原発事故、令和5年7月7日からの大雨、令和5年台風第13号に伴う災害で被災されたご本人またはご親族(3親等以内)の生活再建、および復旧のための必要資金や住宅資金としてご利用いただける専用のローンです。災害救援住宅ローン(有担保)は住宅関連資金、災害救援ローン(無担保)は生活再建・復旧必要資金・住宅関連資金としてご利用いただけます。なお、今後災害救助法が適用される自然災害が発生した際には、当該災害における災害救援住宅ローンおよび災害救援ローンの取扱いを開始し、被災者支援に取組みます。
	災害救援ローン (無担保)	1,000万円以内 *住宅資金は2,000万円以内	10年以内 *住宅資金は25年以内	
カード	マイプラン	500万円以内	1年更新	暮らしに関わるさまざまな資金に自由にご利用いただけます。 ※事業資金や投機目的資金、負債整理資金としてはご利用いただけません。
生活支援商品	技能者育成資金融資	300万円の範囲内 *ただし、各施設の定めにより融資限度額が決定されます。	元金据置期間終了後 10年以内	「職業能力開発総合大学校」および「公共職業能力開発施設」で職業訓練を受けることが経済的理由により困難な訓練生のうち、各施設の長から推薦があった方がご利用いただけます。
	求職者支援資金融資	240万円以内 *ただし、各施設の定めにより融資限度額が決定されます。	10年以内	厚生労働省が実施する「求職者支援制度」に規定する訓練を受ける対象者のうち、職業訓練受講給付のみでは訓練受講中の生活費が不足する方の生活費としてご利用いただけます。
	継続支援ローン	100万円以内 *教育資金は200万円以内	5年以内 *教育資金は10年以内	法的整理を行った方等への生活再建を支援する商品です。会員の方専用のローンです。
その他	住宅つなぎローン	住宅ローン申込金額の90%以内	6ヶ月以内	当金庫で取扱う住宅ローン・公的融資等の資金が融資されるまでのつなぎ資金として、ご利用いただけます。
	預金担保ローン	預金残高の範囲内	預金の満期日まで	預金残高の範囲内でご利用いただけるローンです。
	年金ローン	200万円以内 *年金受取額上限	5年以内	公的年金のお受取りを当金庫にご指定されている方にご利用いただけます。
	リバースモーゲージローン	8,000万円以内	債権者および連帯債務者がお亡くなりになるまで	ご契約者の住宅を担保に、老後の生活資金等をご融資する商品です。ご自宅にお住いのまま、お借入れが可能です。毎月のご返済はお利息のみとなります。

* 店頭にて説明書をご用意しています。詳しくはお近くのろうきん窓口にお問い合わせください。
* 審査の結果、ご融資できないなどご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

その他業務のご案内

●有価証券投資業務

業務上の余裕金の一部について、確実性、流動性、収益性に留意して有価証券投資を行っています。詳しくは「財務データ」に掲載しています。

●有価証券業務

業務の種類	期間	申込単位	特徴・留意点
国債窓口販売業務			国が発行する安全性の高い債券です。満期日の元本の償還や半年ごとの利子のお支払いは国が行います。 ※中途換金した場合、投資金額を下回ることもございます。
個人向け国債変動10年	10年	1万円	
個人向け国債固定5年	5年	1万円	
個人向け国債固定3年	3年	1万円	
投資信託窓口販売業務			多くの投資家から集めた資金をひとつのファンド(基金)としてまとめ、専門の運用会社が株式や債券などに分散投資して運用する商品です。 ※市場価格の変動によっては、お預りした払込金が入元割れすることもございます。

●個人型確定拠出年金(iDeCo)

個人型確定拠出年金(iDeCo)とは、公的年金に上乗せして給付を受けられる私的年金の一つです。当金庫では、老後の資産形成を応援するため個人型確定拠出年金(iDeCo)への取組みを行っています。

●内国為替業務

当金庫では、給与振込や国内のお客様の間での資金の送金(送金為替)、取立ての仲介(代金取立)業務を行っています。

●共済代理業務

こくみん共済coop(全労済)(全国労働者共済生活協同組合連合会)の代理店として、「ろうきんローン専用住まい共済」および「住み共済」の代理募集の取扱いを行っています。

●損害保険窓口販売業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

●生命保険窓口販売業務

生命保険代理店として、「医療保険」および「介護保険」の代理店業務を行っています。

●その他

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託業務、信託業務は行っていません。

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

自治体との提携融資制度のご案内 (2024年6月30日現在)

各自治体と「ろうきん」が提携して、勤労者の福祉のために、より低利で身近な資金を提供し、生活設計のお手伝いをしています。

各県との提携融資制度

青森県	育児・介護休業者生活安定資金／離職者生活安定資金	秋田県	育児・介護休業者生活安定支援資金／離職者生活安定支援資金
岩手県	育児・介護休業者生活資金貸付金／離職者対策資金貸付金	山形県	山形県労働者福祉団体等支援資金／賃金手当対策資金
宮城県	中小企業労働者福祉資金(生活資金／教育資金／自動車資金／福祉等支援資金)／緊急生活支援資金／みやぎっこ応援ローン(生活資金／教育資金／自動車資金／福祉資金)	福島県	勤労者支援融資制度(災害復旧資金／医療資金／育児・介護資金／教育資金／冠婚葬祭資金／福祉車両購入等資金／求職者緊急支援資金)

各市町村との提携融資制度

市町村名	生活資金 関連	教育 資金 関連	福祉 資金 関連	自動車 資金 関連	住宅 資金 関連	水洗 化等 資金	その他 の 制度	市町村名	生活資金 関連	教育 資金 関連	福祉 資金 関連	自動車 資金 関連	住宅 資金 関連	水洗 化等 資金	その他 の 制度	市町村名	生活資金 関連	教育 資金 関連	福祉 資金 関連	自動車 資金 関連	住宅 資金 関連	水洗 化等 資金	その他 の 制度
青森市						○	※	多賀城市	○	○	○	○			○	※	中山町	○	○	○	○		
弘前市						○	※	岩沼市	○		○				○		河北町	○	○	○	○		○
八戸市	○	○	○	○				登米市	○	○	○	○			○		西川町	○	○	○	○		
黒石市						○		栗原市	○	○	○	○			○		朝日町	○	○	○	○		
十和田市						○		東松島市	○	○	○	○			○		大江町	○	○	○	○		
むつ市						○		大崎市	○	○	○	○			○	※	大石田町	○	○	○	○	○	
つがる市						○		大河原町							○		金山町	○	○	○	○		
盛岡市	○	○	○	○				村田町							○		最上町	○	○	○	○		
宮古市	○	○				○		松島町	○	○	○	○					舟形町	○	○	○	○		
大船渡市	○	○	○			○		七ヶ浜町	○	○	○	○					真室川町	○	○	○	○		
花巻市		○				○		利府町	○	○	○	○			○		大蔵村	○	○	○	○		○
北上市						○		秋田市	○						○	※	鮭川村	○	○	○	○		
久慈市	○					○		能代市							○	※	戸沢村	○	○	○	○		
遠野市	○					○		横手市	○	○	○	○			○	※	高島町	○	○	○	○		○
一関市	○					○		大館市									川西町	○	○	○	○		○
陸前高田市	○	○		○		○		湯沢市	○	○	○	○			○		小国町	○	○	○	○		○
釜石市						○		鹿角市							○		白鷹町	○	○	○	○		
二戸市	○	○				○		由利本荘市				○					飯豊町	○	○	○	○		○
奥州市						○		大仙市	○	○	○	○					三川町	○	○	○	○		
滝沢市				○		○		北秋田市							○		庄内町	○	○	○	○		
雫石町	○	○						仙北市	○	○	○	○			○		遊佐町	○	○	○	○		
岩手町	○					○		山形市	○	○	○	○			○		福島市						○
紫波町	○	○						米沢市	○	○	○	○			○		会津若松市						○
矢巾町	○	○						鶴岡市	○	○	○	○	○		○		郡山市						○
西和賀町	○	○	○	○				酒田市	○	○	○	○			○		いわき市						○
平泉町	○							新庄市	○	○	○	○			○		白河市	○	○	○			○
大槌町	○							寒河江市	○	○	○	○			○		須賀川市						○
山田町	○							上山市	○	○	○	○	○		○		喜多方市						○
洋野町						○		村山市	○	○	○	○	○				相馬市						○
一戸町		○						長井市	○	○	○	○			○		南相馬市		○				○
仙台市	○	○	○	○			※	天童市	○	○	○	○	○		○		伊達市						○
石巻市	○	○		○		○	※	東根市	○	○	○	○					国見町		○	○			○
塩竈市	○	○	○	○		○		尾花沢市	○	○	○	○	○				西郷村						○
気仙沼市	○	○	○	○		○		南陽市	○	○	○	○			○								
名取市	○	○	○	○				山辺町	○	○	○	○											

- 上記の表は、現在新規のお申込みをお取扱いしている制度の一覧です。
- 福祉資金関連は、育児資金・介護資金・災害復旧資金・その他福祉資金等の融資制度を含みます。制度内容は、自治体により異なります。
- その他の制度内容(表中※印)や、融資額・融資利率等の詳細につきましては、各取扱店舗にお尋ねください。

「新型コロナウイルス」感染拡大に対応した提携融資制度

岩手県	盛岡市勤労者新型コロナウイルス感染症対応生活資金特別融資制度	秋田県	秋田県新型コロナウイルス対応特別融資制度
	花巻市新型コロナウイルス感染症対策勤労者生活資金特別融資制度		秋田市新型コロナウイルス感染症対策勤労者特別融資制度
宮城県	宮城県新型コロナウイルス対応生活応援緊急融資制度		横手市新型コロナウイルス対応自治体提携特別融資制度

■2024年6月30日現在、上記全ての自治体で新規でのお取扱いを停止しております。

ローンご利用にあたっての留意点

- ◆ローンの商品はご利用目的、ご返済計画に合わせて多様な商品をご用意しております。ご契約条件(返済方法・期間・金利等)をご確認のうえご利用ください。
- ◆ろうきんでは、ご返済計画に無理のないようにご返済基準を設けております。生活設計に合わせた資金計画をお立て下さい。
- ◆融資利率は、ご利用時期により異なる場合があります。
- ◆保証については、原則として保証機関の保証をご利用いただけます。

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

各種サービス業務のご案内

(2024年6月30日現在)

キャッシュサービス

- **全国の〈ろうきん〉はもちろんコンビニエンスストアのATMでも**
 ろうきんカードは、全国の〈ろうきん〉はもちろん、MICS加盟金融機関（都銀、信託銀行、地銀、信金、信組、JA等）、ゆうちょ銀行、イオン銀行、コンビニエンスストア、JR東日本の駅構内などに設置してあるVIEW ALTTEでもご利用いただけます。
 ※ご利用可能時間・お取引の内容は、キャッシュコーナーにより異なります。
 ※ご利用手数料については、全額還元しております。詳しくは下記の「ATMお引出手数料還元サービス」に記載しております。

ご利用可能ATM	営業時間	お引出し	ご入金	残高照会	お振込
セブン銀行 ※1※2 主な設置先 「セブンイレブン」	24時間 365日	●	●	●	-
ローソン銀行 ※1 主な設置先 「ローソン」		●	●	●	-
イーネット ※1 主な設置先 「ファミリーマート」		●	●	●	-

※1: システムメンテナンスなどにより、毎月第1・第3月曜日の2時～6時およびハッピーマンデー前日の21時～翌朝6時にご利用いただけません。また一部設置していない場所もあります。
 ※2: ATMお引出手数料は、7時～19時は無料です。それ以外の時間帯は所定のお引出手数料をご負担いただきますが、即時ご利用口座にキャッシュバックいたします。

※当金庫の店舗に設置している自動機（外壁ATM）のご利用時間帯は、下記の通りです。外壁ATM以外のご利用時間・お取引内容についてはP.52～P.53をご覧ください。

（**ご利用時間** 平日 …………… 午前7時～午後9時）
 土曜日・日曜日・祝日 …………… 午前9時～午後7時）

※ゆうちょ銀行およびセブン銀行、イオン銀行、ローソン銀行、イーネット、VIEW ALTTEのご利用時間等は、P.47をご覧ください。

ATMお引出手数料還元サービス

〈東北ろうきん〉のキャッシュカードで、銀行・信金など全国のMICS加盟金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア等のATM・CDから「お引出し」された際のお引出手数料を、【時間外】・【土曜日】・【日曜日】・【祝日】の手数料も含めて、ご利用回数分即時全額キャッシュバックいたします。

対象となるキャッシュカード

『普通預金』『貯蓄預金』

『カードローン(マイプラン)・教育ローンカード型・生き生きカード』

ろうきんダイレクト(インターネットバンキング)

〈ろうきん〉の窓口が開いていない時間（休日含む）でもパソコン、スマートフォンなどで、【残高照会】、【お振込】、【一般財形等のお支払い】、【投資信託の購入・解約】、【ローンの繰上返済】、【住所変更】などがご利用いただけます。

※ご利用形態により、サービスの内容が異なります。
 ※すでに通帳・キャッシュカードが発行されている普通預金口座（総合口座含む）をお持ちの方はweb上での手続きだけでいつでも簡単に申込み、利用が可能です。

Webお知らせサービス

〈ろうきん〉が発行する「残高のお知らせ」などの書類を、〈郵送交付〉に替えて〈電子交付〉で受け取るサービスです。ご自宅のパソコン、スマートフォンなどでいつでも利用でき、手数料は無料です。
 ※ご覧いただける対象書類は26種類のお知らせです。
 ※財形預金の場合は企業との契約が必要となります。
 ※本サービスの利用には〈ろうきんダイレクト〉のお申込みが必要です。

ろうきんアプリ

ご登録いただいた口座の【残高照会】、【入出金明細照会】のほか、【税公金の支払い】、【住所変更】、【ろうきん窓口でのローンや資産運用に関する相談予約】等のサービスをご利用いただけるスマートフォンアプリです。
 ※ご利用にはキャッシュカードが発行されている普通預金口座（総合口座含む）の登録が必要です。
 ※本アプリは無料でご利用いただけますが、アプリのダウンロードや利用時にかかる通信料はお客様のご負担となります。

デビットカードサービス

ろうきんキャッシュカードなら「J-Debit（ジェイデビット）」マークのあるお店（加盟店）で、そのまま買い物や飲食代等のお支払いにご利用いただけます。また、対応する加盟店においてキャッシュアウト（レジ等で現金を引き出すこと）がご利用いただけます。ご利用代金はご利用口座から即時に自動引落としされます。お申込みやカードの切替、年会費は一切かかりません。



- **ご利用可能カード**：普通預金・貯蓄預金のキャッシュカード

自動送金サービス

定期的に一定金額を全国の金融機関の指定口座へ普通預金から自動的に送金するサービスです。毎月の家賃やお子さまへの仕送りなどに便利です。
 ※サービスのご利用にあたっては、所定のお手続きが必要となります。

給与振込/年金自動受取サービス

毎月の給与やボーナス、年金がご指定の普通預金口座へ自動的に振込まれるサービスです。
 ※給与振込のご指定は、お勤め先によりご利用いただけない場合があります。

ファームバンキング (FB) サービス

お客様のパソコンとろうきんのホストコンピュータをインターネットで接続し、給与振込などのデータを一括伝送するサービスです。事務の効率化・省力化・経費削減のお役に立ちます。
 ※本サービスはろうきん法人版インターネットバンキングのオプション機能です。

公共料金等自動支払サービス

電気・電話・ガス・水道・NHK等の公共料金をはじめ、クレジットの利用代金、各種保険料等のお支払日にご指定の口座から、自動的にお支払いいただけます。

点字通知サービス

視覚に障がいをお持ちのお客様に、点字で印刷した毎月末日現在の残高（預金・融資）や毎月1ヶ月分のお取引明細（普通預金、貯蓄預金）をご自宅に郵送いたします。ご利用に係る手数料は無料です。

相続関連業務

お客様の相続ニーズにお応えするために、遺産整理業務・遺言信託業務の媒介（商品のご紹介と情報のお取次ぎ）を行っております。

ホームページ

当金庫では、ホームページを開設し、当金庫の概要、店舗のご案内、商品やサービス、預金や融資の金利、投資信託の基準価額の情報などを掲載しています。また、ローンのご返済試算や資料請求のほか、インターネットバンキングにもアクセスできます。そのほか、各種ローンの事前申込、ローンや資産運用に関する相談ご来店予約（PC・スマートフォンのみ）も24時間いつでも便利にご利用いただけます。

- **ホームページ**
<https://www.tohoku-rokin.or.jp>

フリーダイヤル

ご預金やご融資、その他お取引に関する様々なご相談などをフリーダイヤルでお受けしています。

- **お客様サービスセンター**
 ☎ 0120-1919-62 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

※サービスの内容やメンテナンス等により、ご利用いただけない日・時間帯があります。

各種手数料のご案内 (2024年6月30日現在)

※ 手数料には、10%の消費税が含まれています。

為替手数料

項目	ろうきん本・支店宛	他金融機関宛	
振込手数料 (1件につき)	同一店舗宛てのお振込		
	窓口でのお振込 (注1)	1万円未満	文書扱い (注3) 330円
		5万円未満	電信扱い 572円 / 文書扱い (注3) 440円
		5万円以上	電信扱い 792円 / 文書扱い (注3) 660円
	ATM (注2)	5万円未満	242円
		5万円以上	462円
	自動送金でのお振込	5万円未満	242円
		5万円以上	462円
	インターネットバンキングでのお振込	5万円未満	132円
		5万円以上	187円
ろうきんダイレクト 自動振込サービスでのお振込	5万円未満	132円	
	5万円以上	187円	
FB、インターネットバンキング (団体向け) でのお振込	5万円未満	242円	
	5万円以上	462円	
送金手数料 (1件につき)	440円	660円	
代金取立手数料 (1通につき)	440円	普通扱い 660円 / 至急扱い 880円	
その他の諸手数料 (1通につき)	送金・振込の粗戻料 / 取立手形粗戻料 取立手形店頭呈示料 / 不渡手形返却料		
	660円		

注1. 視覚に障がいのある方が窓口でお振込をされた場合の振込手数料は、ATM振込手数料と同額です。窓口ご来店の際は、身体障害者手帳をご持参ください。なお、ご本人様名義のお振込に限ります。
 注2. 提携金融機関のキャッシュカードでATMのお振込の際は、別途当金庫所定のATM利用手数料がかかります。ご利用ATMの管理店と、お客様のキャッシュカードの管理店が異なる場合は、ろうきん本・支店宛の当金庫所定の振込手数料が適用されます。(ろうきんATM)を他の金融機関が共同利用している場合の振込手数料は、「当金庫が設定している振込手数料」が適用されます。
 注3. 文書扱いのお振込は、「国庫金」、「公金」および「付帯物件付振込で文書扱いに限定されているもの」のみご利用いただけます。

ATM利用手数料

ご利用日	ご利用時間帯	ろうきんATM				
		全国ろうきんのカード 入金・出金	ゆうちょ銀行のカード 入金・出金	他行のカード 出金	入金ネット加盟 金融機関のカード 入金	イオン銀行のカード(注1) 入金・出金
平日	7:00~8:00	無料	220円	—	—	無料
	8:00~8:45		220円	220円	220円	
	8:45~18:00		110円	110円	110円	
	18:00~21:00		220円	220円	220円	
土曜日	7:00~8:00		220円	—	—	無料
	8:00~9:00		110円	220円	220円	
	14:00~21:00		220円	—	—	
日曜日・祝日	7:00~8:00		220円	—	—	無料
	8:00~21:00		220円	220円	220円	
12月31日	7:00~8:00		※該当日の手数料 となります。	—	—	無料
	8:00~21:00		220円	220円	220円	

※ ATMのご利用時間帯・営業日は最長時間帯であり、お取扱内容はATMによって異なります。ろうきんATMのご利用時間帯・営業日はP.48~P.53をご覧ください。
 ※ ろうきんカードで、MICS加盟金融機関、ゆうちょ銀行、セブン銀行およびコンビニのATM・CDを利用してお引出しされた場合および入金ネット加盟金融機関ATMで入金された場合の利用手数料は、即時にご利用口座へキャッシュバックします (実質無料)。
 ※ クレジットカードでCDキャッシングをご利用時のATM利用手数料は、カード会社所定の手数料となります。
 注1. 12月31日~1月3日の取扱時間は、土曜日・日曜日・祝日と同様です。毎週月曜日、1月4日、5月6日の取扱開始時間は8:00からとなります。
 注2. ファミリーマート設置のゆうちょ銀行ATMは第1第3月曜日のみ7:00から取扱開始、1月1日および1月4日は0:15から取扱開始となります。またハッピーマンデーの取扱開始は7:00~21:00となります。
 注3. システムメンテナンスなどにより、毎月第1・第3月曜日の2:00~6:00およびハッピーマンデー前日の21:00~翌朝6:00はご利用いただけません。
 注4. カードローンはご利用いただけません。

	ご利用日	ご利用時間帯	ろうきんのカード
ゆうちょ銀行 ATM (入金・出金) (注2)	平日	0:05~8:45	220円
		8:45~18:00	110円
		18:00~23:55	220円
	土曜日	0:05~9:00	220円
		9:00~14:00	110円
		14:00~23:55	220円
日曜日・祝日	0:05~21:00	220円	
セブン銀行 ATM (入金・出金) (注3)	平日・土曜日	0:00~7:00	110円
	日曜日・祝日	7:00~19:00	無料
	日曜日・祝日	19:00~24:00	110円
イオン銀行 ATM (入金・出金) (注1)	月曜日	8:00~23:00	無料
	火曜日~金曜日	1:00~23:00	
	土曜日・日曜日・祝日	8:00~21:00	
	12月31日	8:00~21:00	
イーネットATM ローソン銀行ATM (入金・出金)(注3)	平日・土曜日 日曜日・祝日	24時間	無料
	VIEW ALTTE (ビューアレット) ATM (出金)(注3)(注4)	平日・土曜日 日曜日・祝日	始発~終電

その他手数料

項目	金額		
小切手帳・手形帳発行手数料	1冊 550円		
自己宛小切手発行手数料	550円		
証明書発行手数料 (残高証明書等)	センター発行 (継続発行)	1通につき 220円	
	窓口発行 (端末発行、手書発行)	1通につき 550円	
ICカード発行手数料 (注1)	1枚につき 1,100円		
再発行手数料	通帳・証書	1冊 (枚) 1,100円	
	MSキャッシュカード・MSローンカード	1枚につき 1,100円	
	ICカード	1枚につき 1,100円	
	Epiカード	1枚につき 1,650円	
	ダイレクトカード	営業店 (書面) 受付 インターネット申込受付	1枚につき 440円 無料
	貸金庫カード	1枚につき 550円	
全額繰上償還手数料 (有担保) (注2)	3年以内	3,300円	
	5年以内	2,200円	
固定金利選択型および 上限金利設定型住宅ローン 繰上償還手数料 (注2)	一部 (特約期間中)	22,000円	
	全額 (特約期間中)	33,000円	
	一部	22,000円	
全期間固定金利型住宅 ローン繰上償還手数料 (注2)	一部	22,000円	
	全額	33,000円	
借換手数料 (有担保) (注3)	55,000円		
切替手数料	長プラ変動型から新基準変動型への切替など	5,500円	
ろうきんフラット35 融資手数料	Aタイプ (定額型)	55,000円	
	Bタイプ (定率型) (注4)	お借入金額 × 2.20%	
担保不動産取扱手数料		55,000円	
リバースモーゲージローン取扱手数料 (注5)		11,000円	
法定書面閲覧手数料		無料	
保護預り料	封緘方式・披封方式 (保管袋1個当たり)	1,100円	
夜間金庫利用料 (注6)	基本料金	年間 26,400円	
	契約手数料	入金帳 1冊 3,300円	

項目	金額		
貸金庫利用料 (注6)	小型	年間 7,700円	
	大型	年間 11,000円	
自動送金手数料 (取扱手数料)	1件 55円		
ろうきんダイレクト自動振込サービス (取扱手数料)	無料		
集金代行手数料	1回 99円		
FBサービス手数料	(VALUX)	月額 3,300円	
	(Anser DATAPORT)	月額 5,500円	
ろうきんダイレクト利用手数料	無料		
インターネットバンキング (団体向け) 利用手数料	ライトタイプ	月額 1,100円	
	フルタイプ	月額 3,300円	
パスワード生成機発行手数料 (団体向けインターネットバンキング)	新規契約 (1契約先1個まで)・故障	無料	
	追加発行・紛失再発行	1個につき 1,650円	
個人情報開示 手数料	基本手数料	依頼書1通につき 1,100円	
	加算手数料	預金・借入残高	1口座1基準日毎 550円
		取引履歴	1口座1ヶ月毎 220円 (上限金額 3,300円)
		その他	1項目毎 1,100円
両替手数料	1~50枚	無料	
	51~100枚	330円	
	101~500枚	440円	
	501~1,000枚	550円	
	1,001~2,000枚	880円	
	2,001枚~500枚毎に	880円+	

注1. シングルスライプのローンカードのICカード新規発行手数料は無料です (再発行は手数料をいただきます)。
 注2. インターネットバンキングによる取引に限り、特約期間中の繰上償還手数料、全額繰上償還手数料は無料となります。
 注3. 2021年4月1日以降に住宅ローンをお借入れされたお客さまより適用します。
 注4. 融資手数料が計算の結果55,000円以下となった場合、55,000円となります。
 注5. 取扱店はローンセンター青森・盛岡・仙台・秋田・山形・福島です。
 注6. 取扱店は本店営業部です。

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

店舗・ローンセンター・店舗外自動機のご案内

(2024年6月30日現在)

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

店舗・ローンセンター

※ **■**内の数字は店番号を表示しています。
 ※ 店舗のATMは、すべて通帳繰越機能および受話器式の音声機能付ATMとなります。



青森県本部 青森支店
052

〒030-0802 青森市本町3-3-11
 青森県本部 TEL 017(777)6165
 FAX 017(777)8318
 青森支店 TEL 017(777)6161
 FAX 017(773)4695

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

053 八戸支店

〒031-0071 八戸市沼館1-6-1
 TEL 0178(22)8221
 FAX 0178(43)1490

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

054 弘前支店

〒036-8022 弘前市大字堂町44-1
 TEL 0172(33)4441
 FAX 0172(33)4444

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

055 むつ支店

〒035-0071 むつ市小川町1-6-1
 TEL 0175(22)7272
 FAX 0175(22)4666

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

056 十和田支店

〒034-0011 十和田市稲生町11-20
 TEL 0176(22)5321
 FAX 0176(24)0670

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

057 五所川原支店

〒037-0016 五所川原市一ツ谷547-1
 TEL 0173(34)6161
 FAX 0173(34)8466

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

059 黒石支店

〒036-0306 黒石市大字内町62-17
 TEL 0172(53)4441
 FAX 0172(53)4105

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00



岩手県本部 盛岡支店
062

〒020-0062 盛岡市長田町6-7
 岩手県本部 TEL 019(622)4104
 FAX 019(624)1505
 盛岡支店 TEL 019(629)1111
 FAX 019(623)8771

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

063 釜石支店

〒026-0034 釜石市中妻町2-1-7
 TEL 0193(25)2311
 FAX 0193(25)2315

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

064 大船渡支店

〒022-0002 大船渡市大船渡町字笹崎250-7
 TEL 0192(27)6110
 FAX 0192(27)0778

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

065 一関支店

〒021-0821 一関市三関字神田17-1
 TEL 0191(23)4540
 FAX 0191(21)5035

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

066 花巻支店

〒025-0092 花巻市大通り1-9-25
 TEL 0198(23)6241
 FAX 0198(24)7270

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

067 宮古支店

〒027-0075 宮古市和見町8-37
 TEL 0193(62)6843
 FAX 0193(63)7409

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

068 北上支店

〒024-0061 北上市大通り4-1-25
 TEL 0197(64)2225
 FAX 0197(64)7715

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

069 奥州支店

〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字後樋78-2
 TEL 0197(24)7722
 FAX 0197(24)9454

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

071 二戸支店

〒028-6103 二戸市石切所字川原60-2
 TEL 0195(25)4911
 FAX 0195(23)5543

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

073 遠野支店

〒028-0523 遠野市中央通り4-3
 TEL 0198(62)2020
 FAX 0198(62)2110

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

075 久慈支店

〒028-0023 久慈市新中の橋第37地割60-2
 TEL 0194(52)4700
 FAX 0194(52)4702

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

076 盛岡北支店

〒020-0132 盛岡市西青山2-18-55
 TEL 019(646)3000
 FAX 019(646)3330

ATM 平日/7:00~21:00
 土・日・祝日/9:00~19:00

宮城県 【13店舗】

**082 宮城県本部
本店営業部
インターネット東北支店**

〒980-0023 仙台市青葉区北日町1-15
宮城県本部 TEL 022(227)1663
FAX 022(266)9360
本店営業部 TEL 022(227)1311
FAX 022(266)6039
インターネット店舗 TEL 022(723)1131

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

083 新塩釜支店

〒985-0016 塩竈市港町1-1-16
TEL 022(364)3115
FAX 022(366)7494

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

084 石巻支店

〒986-0825 石巻市穀町16-6
TEL 0225(22)3355
FAX 0225(93)8515

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

085 古川支店

〒989-6162 大崎市古川駅前大通
2-4-13
TEL 0229(24)1400
FAX 0229(22)3637

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

086 気仙沼支店

〒988-0042 気仙沼市本郷10-6
TEL 0226(24)2222
FAX 0226(24)2237

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

087 大河原支店

〒989-1201 柴田郡大河原町
大谷字末広132-7
TEL 0224(53)2278
FAX 0224(52)6088

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

088 長町支店

〒982-0007 仙台市太白区あすと
長町3-3-46
TEL 022(248)0151
FAX 022(249)2694

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

089 築館支店

〒987-2216 栗原市築館伊豆
2-13-24
TEL 0228(22)1211
FAX 0228(23)6860

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

091 仙台東支店

〒983-0842 仙台市宮城野区
五輪2-13-5
TEL 022(291)2551
FAX 022(293)4015

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

092 仙台北支店

〒981-0933 仙台市青葉区柏木
1-2-45
TEL 022(271)3151
FAX 022(275)5170

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

093 白石支店

〒989-0228 白石市夷作3-3
TEL 0224(25)0321
FAX 0224(25)5222

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

094 迫支店

〒987-0511 登米市迫町佐沼字
天神前81-14
TEL 0220(22)6511
FAX 0220(22)3231

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

096 岩沼支店

〒989-2426 岩沼市末広2-4-15
TEL 0223(29)2222
FAX 0223(29)2235

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

秋田県 【8店舗】

**103 秋田県本部
秋田支店**

〒010-0951 秋田市山王4-4-13
秋田県本部 TEL 018(866)1315
FAX 018(823)3100
秋田支店 TEL 018(866)1311
FAX 018(823)3000

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

104 大館支店

〒017-0046 大館市清水4-4-46
TEL 0186(42)6464
FAX 0186(49)4641

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

105 能代支店

〒016-0804 能代市万町9-25
TEL 0185(54)4520
FAX 0185(55)1373

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

106 大曲支店

〒014-0027 大崎市大曲通町
6-20
TEL 0187(63)4100
FAX 0187(63)0067

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

107 横手支店

〒013-0068 横手市梅の木町17-7
TEL 0182(32)6112
FAX 0182(33)1541

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

108 湯沢支店

〒012-0042 湯沢市字小豆田
133-15
TEL 0183(73)2110
FAX 0183(73)6150

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

109 本荘支店

〒015-0885 由利本荘市水林430-3
TEL 0184(23)3850
FAX 0184(24)2149

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

113 土崎支店

〒011-0946 秋田市土崎港中央
3-12-7
TEL 018(847)1231
FAX 018(847)1051

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

山形県 【12店舗】

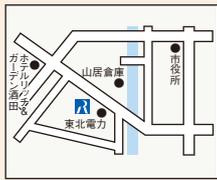
122 山形県本部 山形支店



〒990-0044 山形市木の実町12-37
山形県本部 TEL 023 (632) 6220
FAX 023 (642) 4129
山形支店 TEL 023 (631) 0511
FAX 023 (624) 3184

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

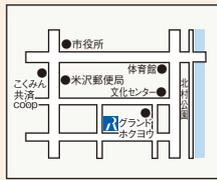
123 酒田支店



〒998-0843 酒田市千石町
1-12-30
TEL 0234 (22) 0321
FAX 0234 (22) 3078

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

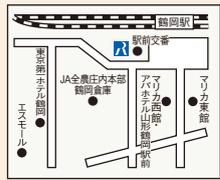
124 米沢支店



〒992-0012 米沢市金池2-2-14
TEL 0238 (23) 2601
FAX 0238 (22) 1842

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

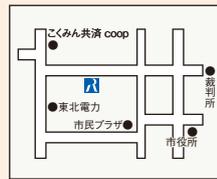
125 鶴岡支店



〒997-0015 鶴岡市末広町1-12
TEL 0235 (22) 3147
FAX 0235 (25) 1864

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

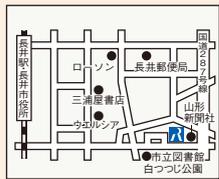
126 新庄支店



〒996-0084 新庄市大手町1-39
TEL 0233 (22) 7151
FAX 0233 (22) 8546

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

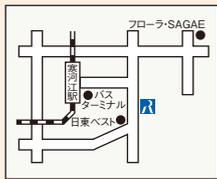
127 長井支店



〒993-0003 長井市東町7-27
TEL 0238 (84) 1100
FAX 0238 (84) 0244

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

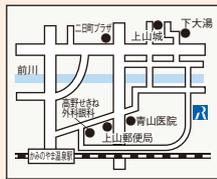
128 寒河江支店



〒991-0035 寒河江市幸町2-20
TEL 0237 (86) 2210
FAX 0237 (86) 0786

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

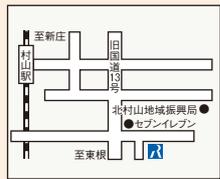
129 上山支店



〒999-3132 上山市茶町2-6-2
TEL 023 (672) 6688
FAX 023 (673) 5552

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

131 村山支店



〒995-0033 村山市橋岡新町
3-9-5
TEL 0237 (55) 5115
FAX 0237 (55) 4729

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

132 山形北支店



〒990-0061 山形市五十鈴1-1-7
TEL 023 (641) 1331
FAX 023 (624) 3189

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

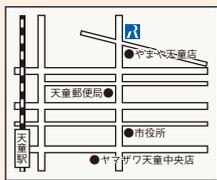
133 南陽支店



〒999-2221 南陽市櫛塚1607-4
TEL 0238 (40) 3511
FAX 0238 (40) 3783

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

134 天童支店



〒994-0016 天童市東久野本
2-9-3
TEL 023 (653) 2020
FAX 023 (654) 6018

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

福島県 【15店舗】

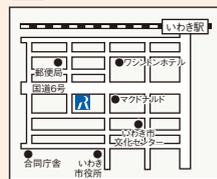
福島県本部 福島支店



〒960-8105 福島市仲間町4-8
福島県本部 TEL 024 (521) 2515
FAX 024 (523) 4660
福島支店 TEL 024 (522) 3176
FAX 024 (524) 1020

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

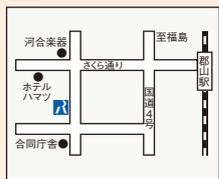
143 平支店



〒970-8026 いわき市平字堂ノ前22
TEL 0246 (24) 2525
FAX 0246 (25) 1943

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

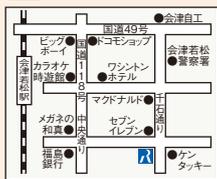
144 郡山支店



〒963-8014 郡山市虎丸町1-27
TEL 024 (933) 2387
FAX 024 (934) 7394

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

145 若松支店



〒965-0817 会津若松市千石町
9-34
TEL 0242 (24) 1800
FAX 0242 (24) 1288

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

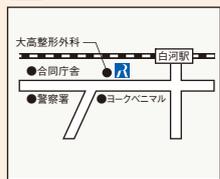
146 原町支店



〒975-0031 南相馬市原町区
錦町1-68-1
TEL 0244 (23) 6136
FAX 0244 (22) 6447

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

147 白河支店



〒961-0971 白河市昭和町3
TEL 0248 (22) 6521
FAX 0248 (22) 5684

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

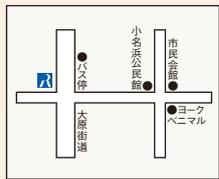
148 須賀川支店



〒962-0013 須賀川市岡東町92
TEL 0248 (73) 2177
FAX 0248 (76) 8561

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

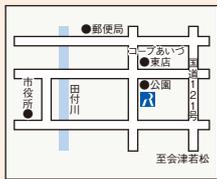
149 小名浜支店



〒971-8101 いわき市小名浜字
道珍59-14
TEL 0246 (53) 5155
FAX 0246 (92) 3177

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

151 喜多方支店



〒966-0086 喜多方市字西四ツ谷69
TEL 0241 (24) 2111
FAX 0241 (24) 5104

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

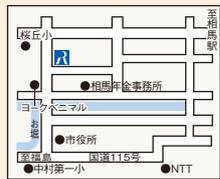
152 勿来支店



〒974-8233 いわき市錦町中央
2-8-12
TEL 0246 (63) 2441
FAX 0246 (63) 6500

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

153 相馬支店



〒976-0042 相馬市中村字
桜ヶ丘85-2
TEL 0244 (36) 3511
FAX 0244 (36) 1639

ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

155 二本松支店

〒964-0916 二本松市向原256-10
TEL 0243(23)3111
FAX 0243(23)2258
ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

156 郡山東支店

〒963-8022 郡山市西ノ内2-10-24 (仮店舗)
TEL 024(954)7111
FAX 024(932)3396
ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

157 石川支店

〒963-7857 石川郡石川町字当町50-12
TEL 0247(26)7177
FAX 0247(26)7069
ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

158 保原支店

〒960-0612 伊達市保原町字宮下157-7
TEL 024(576)4141
FAX 024(576)4155
ATM 平日/7:00~21:00
土・日・祝日/9:00~19:00

ローンセンター【24店舗】

名称	所在地	電話番号	FAX番号
ローンセンター青森	〒030-0802 青森市本町3-3-11 (青森支店内)	017 (777) 6163	017 (777) 6177
ローンセンター八戸	〒031-0071 八戸市沼館1-6-1 (八戸支店内)	0178 (22) 8224	0178 (22) 8234
ローンセンター弘前	〒036-8022 弘前市大字萱町44-1 (弘前支店内)	0172 (33) 7785	0172 (33) 7786
ローンセンター盛岡	〒020-0062 盛岡市長田町6-7フリエ21ビル3F (盛岡支店内)	019 (626) 0407	019 (622) 8151
ローンセンター釜石	〒026-0034 釜石市中妻町2-1-7 (釜石支店内)	0193 (27) 6600	0193 (25) 3033
ローンセンター北上	〒024-0061 北上市大通り4-1-25 (北上支店内)	0197 (64) 6650	0197 (64) 5151
ローンセンター奥州	〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字後樋78-2 (奥州支店内)	0197 (24) 7729	0197 (24) 8078
ローンセンター仙台	〒980-0023 仙台市青葉区北目町1-15 (本店営業部内)	022 (227) 1471	022 (711) 1439
ローンセンター新塩釜	〒985-0016 塩竈市港町1-1-16 (新塩釜支店内)	022 (352) 3144	022 (364) 8811
ローンセンター古川	〒989-6162 大崎市古川駅前大通2-4-13 (古川支店内)	0229 (25) 5405	0229 (23) 8700
ローンセンター長町	〒982-0007 仙台市太白区あすと長町3-3-46 (長町支店内)	022 (308) 0262	022 (308) 0209
ローンセンター泉	〒981-3135 仙台市泉区八乙女中央3-2-30 (地図は右記参照)	022 (725) 7233	022 (375) 5130
ローンセンター秋田	〒010-0951 秋田市山王4-4-13 (秋田支店内)	018 (866) 1361	018 (823) 3000
ローンセンター大館	〒017-0046 大館市清水4-4-46 (大館支店内)	0186 (57) 8644	0186 (43) 6333
ローンセンター大曲	〒014-0027 大仙市大曲通町6-20 (大曲支店内)	0187 (73) 8021	0187 (63) 4118
ローンセンター山形	〒990-0044 山形市木の実町12-37 (山形支店内)	023 (629) 0100	023 (624) 3319
ローンセンター米沢	〒992-0012 米沢市金池2-2-14 (米沢支店内)	0238 (23) 2602	0238 (22) 1852
ローンセンター鶴岡	〒997-0015 鶴岡市末広町1-12 (鶴岡支店内)	0235 (35) 7100	0235 (24) 2515
ローンセンター村山	〒995-0033 村山市榎岡新町3-9-5 (村山支店内)	0237 (53) 0075	0237 (55) 5444
ローンセンター福島	〒960-8105 福島市仲間町4-8 (福島支店内)	024 (522) 7300	024 (522) 7355
ローンセンター平	〒970-8026 いわき市平字堂ノ前22 (平支店内)	0246 (35) 1250	0246 (25) 9250
ローンセンター郡山	〒963-8014 郡山市虎丸町1-27 (郡山支店内)	024 (991) 5155	024 (933) 2510
ローンセンター若松	〒965-0817 会津若松市千石町9-34 (若松支店内)	0242 (24) 1801	0242 (24) 1822
ローンセンター白河	〒961-0971 白河市昭和町3 (白河支店内)	0248 (21) 9150	0248 (22) 7055



代理店
【3店舗】

労働金庫代理業者 (株)東北労金サービス

虹の丘代理店

〒981-8007 仙台市泉区虹の丘4-10-1
TEL 022(375)2266
FAX 022(375)2277

小国代理店

〒999-1351 西置賜郡小国町大字小国町229-41
TEL 0238(62)4456
FAX 0238(62)3347

南会津代理店

〒967-0004 南会津郡南会津町田島字本町甲3845-1
TEL 0241(62)1200
FAX 0241(62)4800

店舗外自動機

- ・通帳繰越機能付ATMは、「通帳繰越」の欄に表示をしています。なお、通帳によっては自動機での繰越ができない場合がございます。
- ・設置区分（共同）は、お支払・残高照会がご利用いただけます。お振込をご利用される場合は、別途MICS加盟金融機関所定の振込手数料および利用手数料がかかります。なお、利用手数料は、即時に利用口座へキャッシュバックいたします。
- ・設置区分（企業）は、企業内に設置しておりますので、一般の方はご利用いただくことができません。
- ・正月三が日はご利用いただくことができません。
- ・ゴールデンウィーク期間中の祝日（5月3日～5月5日）は設置場所により稼働日が異なりますので、最寄りの店舗にお問い合わせください。

所在地	設置場所	通帳繰越	設置区分	平日	土曜日	日曜日	祝日
青森県	青森市 青森市役所駅前庁舎		店外	8:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	青森市 県民生協アカシア館	繰越	店外	8:00～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	青森市 青森県庁		店外	8:00～18:00			
	青森市 青森市企業局交通部東部営業所		店外	8:00～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	青森市 NTT松原ビル		店外	8:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	青森市 青森県民生協さくら館		店外	8:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
	青森市 青森県民生協金沢店	繰越	店外	7:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
	青森市 青森県民生協つくだ店	繰越	店外	7:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
	青森市 青森県民生協あじさい館	繰越	店外	7:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
	青森市 青森市民病院		共同	8:00～19:00	9:00～14:00		
	八戸市 八戸市民病院		店外	8:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	むつ市 むつ総合病院		店外	8:00～18:00	9:00～14:00		
	十和田市 十和田市役所		店外	8:00～18:00			
	五所川原市 TVS REGZA株式会社		店外	8:45～19:00			
つがる市 つがる市役所		店外	8:00～18:00				
東通村 東北電力(株)東通原発		企業	8:00～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
岩手県	盛岡市 岩手県庁		店外	9:00～18:00			
	盛岡市 盛岡市都南総合支所		店外	9:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	盛岡市 渋民	繰越	店外	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
	盛岡市 岩手教育会館	繰越	店外	8:00～20:00	9:00～18:00	9:00～18:00	9:00～18:00
	盛岡市 ベルフまつぞの	共同	共同	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
	盛岡市 盛岡市役所		共同	9:00～17:30			
	矢巾町 岩手医科大学トクタヴェール		店外	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
	岩手町 いわて沼宮内	繰越	店外	7:00～21:00	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00
	八幡平市 ベルフ八幡平	繰越	店外	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
	大船渡市 太平洋セメント(株)大船渡工場		店外	9:00～20:00	9:00～19:00		
	一関市 一関市役所		店外	8:30～18:00	9:30～14:00		
	一関市 エスピー	繰越	店外	9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	一関市 道の駅むろね	繰越	店外	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	一関市 大東町摺沢	繰越	店外	8:00～21:00	9:00～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00
	一関市 イオン一関店		共同	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
	花巻市 花巻市役所		店外	9:00～19:00	9:30～14:00		
	宮古市 宮古市役所		店外	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
	宮古市 コープ西ヶ丘		店外	10:00～19:00	10:00～17:00	10:00～17:00	10:00～17:00
	宮古市 マリンコープドラ		店外	9:00～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00
	北上市 北上市役所		店外	9:30～18:00	9:30～14:00		
	北上市 北工業団地		店外	9:30～18:00	9:30～14:00		
	北上市 江釣子ショッピングセンター		店外	10:00～20:00	10:00～19:00	10:00～19:00	10:00～19:00
	北上市 キオクシア岩手		企業	9:00～18:00	9:00～14:00		
	奥州市 いわて生協コープAterui		店外	9:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	奥州市 奥州市江刺総合支所	繰越	店外	8:00～21:00	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00
	奥州市 水沢観光物産センター		店外	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	二戸市 (株)PJ二戸フーズ		企業	9:00～18:00	9:00～14:00		
久慈市 久慈病院		共同	8:00～19:00	8:00～19:00			
金ヶ崎町 トヨタ自動車東日本岩手工場		企業	9:00～19:00				
陸前高田市 アバッセたかた	繰越	店外	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	
陸前高田市 陸前高田市役所	繰越	店外	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	
住田町 住田町役場前	繰越	店外	8:00～21:00	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	
宮城県	仙台市 NTT五橋ビル		企業	9:00～18:00			
	仙台市 ハーネル仙台		店外	9:30～19:00	9:30～17:00	9:30～17:00	
	仙台市 CO-OP虹の丘店		店外	9:30～19:00	9:30～17:00		
	仙台市 仙台市役所前		店外	8:00～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	仙台市 NTT青葉通りビル		店外	9:00～19:00	9:00～17:00		
	宮城県庁		店外	9:00～18:00			
	仙台市 地下鉄仙台駅		店外	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
	仙台市 虹の丘代理店	繰越	店外	7:00～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	仙台市 仙台市水道局		店外	9:00～19:00	9:00～17:00		
	仙台市 DNP東北		店外	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	仙台市 仙台市交通局		店外	9:00～19:00	9:00～17:00		
	仙台市 仙台市泉区役所		店外	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00
	石巻市 日本製紙石巻工場前		店外	9:00～19:00	9:00～17:00		
	角田市 角田市役所		店外	9:00～19:00	9:00～17:00		
	多賀城市 宮内		店外	9:30～19:00	9:30～17:00		
	多賀城市 多賀城市役所	繰越	店外	9:00～18:00	9:00～17:00		
	大河原町 大河原町役場		店外	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	大和町 ヨークベニマル大和吉岡店		店外	10:00～20:00	10:00～17:00	10:00～17:00	10:00～17:00
	大衡村 トヨタ自動車東日本大衡工場	繰越	企業	7:00～21:00	7:00～21:00	7:00～21:00	7:00～21:00

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

	所在地	設置場所	通帳繰越	設置区分	平日	土曜日	日曜日	祝日	
秋田県	秋田市	秋田市役所		店外	8:30~19:00				
		秋田県庁		店外	9:00~17:00				
		労館前	繰越	店外	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
	鹿角市	ユニバース毛馬内店	繰越	店外	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	
		いとく鹿角ショッピングセンター	繰越	店外	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	
	北秋田市	北秋田市森吉庁舎	繰越	店外	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00	
		いとく鷹巣ショッピングセンター	繰越	店外	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	
	仙北市	北秋田市役所本庁舎	繰越	店外	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	
		仙北市役所西木庁舎	繰越	店外	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
		ワンダーモールタカヤナギ	繰越	店外	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	
	市立田沢湖病院	繰越	店外	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00		
小坂町	マックスバリュ小坂店	繰越	店外	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00		
山形県	山形市	山形県庁		店外	9:00~17:00				
		篠田病院前		店外	9:30~19:00	9:30~19:00			
		山形市役所		店外	9:00~17:00				
		山形市立病院済生館		店外	9:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	
		生協桜田センター	繰越	店外	9:30~20:30	9:30~19:00	9:00~19:00	9:30~19:00	
	酒田市	酒田市役所		店外	9:00~17:30				
	米沢市	米沢市役所		店外	8:00~20:00				
		米沢市立病院・三友堂病院		店外	8:00~19:00	8:00~19:00	8:00~19:00	8:00~19:00	
	鶴岡市	生協共立社切添センター		店外	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00	
		協立病院		店外	9:30~19:00	9:30~19:00			
		鶴岡協同の家こびあ		店外	10:00~21:00	10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00	
		鶴岡市役所		店外	9:00~18:00				
	新庄市	新庄市役所		店外	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
	長井市	長井市役所		店外	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	
	寒河江市	寒河江市役所		店外	9:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00		
	上山市	上山市役所		店外	9:00~17:00				
	東根市	東根市役所		店外	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
	村山市	村山市役所		店外	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00		
	尾花沢市	尾花沢市役所		店外	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00		
	南陽市	南陽市役所		店外	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00		
	天童市	天童市役所		店外	9:00~17:00				
	川西町	川西町役場前		店外	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
		公立置賜総合病院		店外	9:00~18:00	9:00~17:00			
	小国町	小国代理店	繰越	店外	7:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
	福島県	福島市	福島県庁西庁舎		店外	8:45~18:00			
			北芝電機前原		企業	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
			ヨークベニマル野田店	繰越	店外	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
福島県立医科大学病院				店外	9:00~19:00	9:00~17:00			
福島製鋼				店外	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00		
コープマート方木田				店外	9:00~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	
コープマートやのめ				店外	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
コープマートいづみ				店外	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
福島セントランドビル				店外	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00		
福島市役所本庁舎				店外	8:30~18:00				
		福島交通榎水駅前		店外	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
		イオン福島店		共同	8:00~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	
いわき市		いわき市役所		店外	8:45~18:00				
		いわき市労働福祉会館		店外	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00		
郡山市		郡山市役所西庁舎		店外	8:30~18:00				
		ヨークベニマル横塚店	繰越	店外	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	
会津若松市		会津若松市役所第二庁舎		店外	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	
白河市		白河市役所		店外	9:00~19:00	9:00~17:00			
		ヨークベニマルメガステージ白河店		共同	9:00~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	
喜多方市		喜多方市役所		店外	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00	
		イオンタウン塩川		店外	10:00~21:00	10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00	
相馬市		相馬市役所		店外	8:00~18:00				
		IHI相馬工場		企業	8:00~20:00				
南相馬市		南相馬市役所		店外	8:00~19:00	9:00~17:00			
二本松市		コープマートあだたら		店外	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
本宮市		本宮市役所		店外	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00	
川俣町		ファンズ川俣店	繰越	店外	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	
棚倉町		棚倉	繰越	店外	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	
桑折町		曙ブレーキ工業福島製造(株)		店外	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
南会津町		南会津代理店	繰越	店外	7:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
新地町		新地町役場		共同	8:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	
富岡町		さくらモールとみおか	繰越	店外	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00	
広野町		ひろのてらす	繰越	店外	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00	

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ

TOHOKU ROKIN
DISCLOSURE

2024

東北労働金庫の現況

財務データ
INDEX

●財務データ(単体)

～東北ろうきんの経営状況～

貸借対照表	55
損益計算書	59
剰余金処分計算書	59
会計監査人の氏名または名称	59
純資産の内訳	60
出資配当等	61
預金に関する指標	61
貸出金等に関する指標	62
有価証券に関する指標	63
有価証券の時価情報	63
金銭の信託の時価情報	64
金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等	64
その他	64

●財務データ(連結)

～東北ろうきんとその子会社等の連結経営状況～

連結情報	65
連結貸借対照表	66
連結損益計算書	66
連結剰余金計算書	66
連結各種指標	70
自己資本の充実の状況	70
連結セグメント情報	75

○監査法人による法定監査の実施

当金庫は労働金庫法施行令第1条の4および同施行令第1条の7に定められた一般員外預金比率の基準を超えているため、会計監査人の監査を要します。

このため、ここに掲載した事項のうち、計算書類の掲載事項(貸借対照表・損益計算書・剰余金処分等)については、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

財務データ(単体)

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2022年度末	2023年度末	科 目	2022年度末	2023年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	14,389,888	14,475,069	預当座預金	2,285,597,104	2,288,608,594
預け金	824,230,609	789,036,116	普通預金	119,732	19,942
買入手形	-	-	貯蓄預金	687,958,416	729,596,570
コーポレート	-	-	通知預金	3,554,254	3,457,380
買現先勘定	-	-	別段預金	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	納税準備預金	548,312	1,020,664
買入金銭債権	-	-	定期預金	-	-
金銭の信託	4,902,294	4,871,163	その他の預金	1,593,416,388	1,554,514,036
商品有価証券	-	-	譲渡性預金	-	-
商品国債	-	-	借用金	15,870,000	15,870,000
商品地方債	-	-	借入金	88,800,000	62,100,000
商品政府保証債	-	-	当座借越	88,800,000	62,100,000
その他の商品有価証券	-	-	再割引手形	-	-
有価証券	295,355,085	250,074,968	売渡手形	-	-
国債	264,595,950	209,977,750	コーポレートマネー	-	-
地方債	1,997,100	1,982,700	売現先勘定	-	-
短期社債	-	-	債券貸借取引受入担保金	-	-
社債	4,366,910	9,240,720	コマースナル・ペーパー	-	-
貸付信託	-	-	外国為替	-	-
投資信託	13,534,560	16,296,098	外国他店預り	-	-
株	328,021	328,021	外国他店借	-	-
外国証券	10,532,543	12,249,678	売渡外国為替	-	-
その他の証券	-	-	未払外国為替	-	-
貸出金	1,359,236,889	1,414,956,475	その他負債	4,662,467	5,332,878
割引手形	-	-	未決済為替借	22,604	9,997
手形貸付	13,600,520	12,013,360	未払費用	1,209,355	866,344
証書貸付	1,319,933,385	1,375,675,165	給付補填備金	-	-
当座貸越	25,702,984	27,267,949	未払法人税等	1,284,217	1,431,964
外国為替	-	-	前受取	25,633	23,602
外国他店預け	-	-	払戻未済金	4,767	6,323
外国他店貸	-	-	払戻未済持分	2,898	2,583
買入外国為替	-	-	先物取引受入証拠金	-	-
取立外国為替	-	-	先物取引差金勘定	-	-
その他資産	14,629,679	15,255,567	借入商品債券	-	-
未決済為替貸	132,040	10,660	借入有価証券	-	-
労働金庫連合会出資金	10,600,000	10,600,000	売付商品債券	-	-
前払費用	60,821	79,578	売付債権	-	-
未収収益	3,176,542	3,477,239	金融派生商品	-	-
先物取引差入証拠金	-	-	リース債務	207,550	182,148
先物取引差金勘定	-	-	資産除去債務	202,193	215,892
保管有価証券等	-	-	その他の負債	1,703,247	2,594,022
金融派生商品	-	-	代理業務勘定	-	-
金融商品等差入担保金	-	-	賞与引当金	395,654	395,199
リース投資資産	-	-	役員賞与引当金	-	-
その他の資産	660,274	1,088,090	退職給付引当金	3,943,561	3,918,238
有形固定資産	13,521,347	13,168,706	役員退職慰労引当金	83,050	123,280
建物	5,650,171	5,513,651	債務保証損失引当金	186	998
土地	6,428,296	6,284,279	睡眠預金払戻損失引当金	216,364	174,508
リース資産	203,139	177,780	特別法上の引当金	-	-
建設仮勘定	66,000	35,636	金融商品取引責任準備金	-	-
その他の有形固定資産	1,173,739	1,157,357	繰延税金負債	3,339,931	2,004,092
無形固定資産	258,002	244,647	再評価に係る繰延税金負債	491,389	491,389
ソフトウェア	206,989	193,852	債務保証	85,053	65,620
のれん	-	-	負債の部合計	2,403,484,764	2,379,084,799
リース資産	-	-	(純資産の部)		
その他の無形固定資産	51,013	50,795	出資	8,484,686	8,484,686
前払年金費用	608,681	806,124	普通出資金	8,484,686	8,484,686
繰延税金資産	-	-	優先出資金	-	-
再評価に係る繰延税金資産	-	-	優先出資申込証拠金	-	-
債務保証見返	85,053	65,620	資本剰余金	-	-
貸倒引当金	△146,099	△141,534	資本準備金	-	-
(うち個別貸倒引当金)	(△132,363)	(△127,287)	その他資本剰余金	-	-
			利益剰余金	100,755,841	104,416,849
			利益準備金	8,484,686	8,484,686
			その他利益剰余金	92,271,155	95,932,163
			特別積立金	86,735,846	90,235,846
			(特別積立金)	(7,130,000)	(7,130,000)
			(金利変動等準備積立金)	(28,799,000)	(29,799,000)
			(機械化積立金)	(25,012,000)	(26,012,000)
			(配当準備積立金)	(1,384,000)	(1,384,000)
			(経営基盤強化積立金)	(24,385,000)	(25,885,000)
			(圧縮積立金)	(25,846)	(25,846)
			当期末処分剰余金	5,535,309	5,696,317
			処分未済持分	△9	△9
			自己優先出資	-	-
			自己優先出資申込証拠金	-	-
			役員勘定合計	109,240,518	112,901,526
			その他有価証券評価差額金	13,082,577	9,563,027
			繰延ヘッジ損益	-	-
			土地再評価差額金	1,263,572	1,263,572
			評価・換算差額等合計	14,346,150	10,826,599
			純資産の部合計	123,586,669	123,728,126
資産の部合計	2,527,071,434	2,502,812,925	負債及び純資産の部合計	2,527,071,434	2,502,812,925

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ(単体)

注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)により評価しております。

満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております(該当する残高はありません)。

5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 8年～50年
その他 5年～20年

6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

7. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る[有形固定資産]中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号」令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した金額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

10. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

12. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

13. 債務保証損失引当金の計上基準

債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

14. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

15. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。

役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税等は事業年度の費用に計上しております。

17. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額 15,466,227千円
有形固定資産の圧縮記帳額 - 千円

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

668,991千円

19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

- 千円

20. 子会社等の株式(及び出資金)総額

315,000千円

21. 子会社等に対する金銭債権総額

- 千円

22. 子会社等に対する金銭債務総額

359,782千円

23. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は5,094,475千円、危険債権額は7,401,405千円です。

なお、債権は、貸借対照表の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

24. 三月以上延滞債権額

債権のうち、三月以上延滞債権額は99,503千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

25. 貸出条件緩和債権額

債権のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

26. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、12,595,384千円です。

なお、23. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

27. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

預け金 62,100,000千円

担保資産に対応する債務

借入金 62,100,000千円

上記のほか、公金事務取扱等の担保として定期預け金600千円、為替決済保証金及び当座貸越の担保として定期預け金114,322,200千円(上記借入金を含む)を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は264,850千円であります。

28. 土地の再評価の方法と差額

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布、法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づいて同時点修正等による合理的な調整を行って算出。および第2条第4号に定める地価税に基づく課税価格(路線方式)により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

1,046,489千円

29. 出資1口当たりの純資産額

14,582円54銭

30. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

31. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、その他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

この他、当金庫では現在、デリバティブ取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信

用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による企画委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。リスク管理や ALM 運営の仕方や手続等の詳細を規程で定め、企画委員会や理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、企画委員会や理事会において確認しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関しても経営管理部がリスクを計測・評価し、企画委員会や理事会で確認しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、取得・管理に係る基準、権限、手続き等を定めた規程に従い行われております。

このうち、資金運用室では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

一方で、有価証券に係る価格変動リスクの計測・評価については経営管理部が行うことで率制態勢を構築するとともに、計測・評価した結果については日々、担当役員が確認するほか、企画委員会や理事会で確認しております。

保有している株式はすべて、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部率制を確立するとともに、執行・管理方法を規程で定めることで管理態勢を構築しておりますが、現在は取引がありません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫の VaR は分散共分散法(信頼区間:99%、観測期間:1年、保有期間:120日)により算出しており、令和6年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で14,716,343千円です。

なお、当金庫では、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテスティングを定期的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

32. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)を参照)。なお、市場価格のない株式及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	789,036,116	787,418,156	△1,617,959
(2)有価証券	249,746,946	249,746,946	-
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	249,746,946	249,746,946	-
(3)貸出金	1,414,956,475	-	-
貸倒引当金(*1)	△135,579	-	-
貸倒引当金控除後残高	1,414,820,896	1,422,658,920	7,838,024
金融資産計	2,453,603,959	2,459,824,023	6,220,064
(1)預金積金	2,288,608,594	2,288,578,995	△29,599
(2)譲渡性預金	15,870,000	15,870,000	-
(3)借入金	62,100,000	62,100,000	-
金融負債計	2,366,578,594	2,366,548,995	△29,599

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金に対する金額のみ控除しているため貸借対照表の表示金額とは異なります。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似して

いることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券及び外国証券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価額によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、預入期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	315,000
関連法人等株式(*1)	-
非上場株式(*1)	13,021
組合出資金(*2)	10,600,000
合 計	10,928,021

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号_令和3年6月17日)第24-16項の取扱いを適用しており、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	562,758,116	226,278,000	-	-
有価証券	40,400,000	47,300,000	42,839,480	93,781,780
満期保有目的の債券	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	40,400,000	47,300,000	42,839,480	93,781,780
貸出金(*)	99,727,939	277,363,944	287,547,952	748,419,458
合 計	702,886,056	550,941,944	330,387,432	842,201,238

(*) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額(単位:千円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金積金(*)	2,008,940,734	253,475,047	21,942,065	4,250,746
譲渡性預金	15,870,000	-	-	-
借入金	62,100,000	-	-	-
合 計	2,086,910,734	253,475,047	21,942,065	4,250,746

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

33. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれております(以下、37.まで同様)。

(1) 売買目的有価証券

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (千円)
売買目的有価証券	-

(2) 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		-	-	-

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
子会社・子法人等株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合計	-	-	-

(4) その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	200,630,100	194,382,396	6,247,703
	国債	199,929,250	193,682,396	6,246,853
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	700,850	700,000	850
	その他	28,047,258	20,770,056	7,277,201
	小計	228,677,358	215,152,453	13,524,905
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	20,571,070	20,712,511	△141,441
	国債	10,048,500	10,112,634	△64,134
	地方債	1,982,700	2,000,000	△17,300
	短期社債	-	-	-
	社債	8,539,870	8,599,877	△60,007
	その他	498,518	600,000	△101,481
	小計	21,069,588	21,312,511	△242,923
合計		249,746,946	236,464,964	13,281,982

34. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

	売却原価(千円)	売却額(千円)	売却損益(千円)
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
合計	-	-	-

35. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	16,976,200	10,562	219,789
国債	16,976,200	10,562	219,789
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	5,856,888	891,670	124,354
合計	22,833,088	902,232	344,143

36. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に於いて、保有目的を変更した有価証券はありません。

37. 減損処理を行った有価証券

当事業年度中に於いて、減損処理を行った有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)はありません。

38. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1) 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額(千円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額(千円)
運用目的の金銭の信託	4,871,163	-

(2) 満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの(千円)	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの(千円)
満期保有目的の金銭の信託	-	-	-	-	-

(3) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(千円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(千円)
その他の金銭の信託	-	-	-	-	-

39. 有価証券の貸付等

現金担保付債券貸付取引により借り入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れているもの、及び当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものはありません。

40. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は213,315,399千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)は61,844,622千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項がつけられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半期毎に)予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち151,470,777千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

41. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
減価償却資産償却限度超過額	509,384千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,097,107
役員退職慰労引当金	34,518
賞与引当金	110,655
その他	363,344
繰延税金資産 小計	2,115,010
評価性引当額	△141,729
繰延税金資産 合計	1,973,281

繰延税金負債	
資産除去債務(除去費用資産)	22,652
固定資産圧縮積立額	10,051
その他有価証券評価差額	3,718,954
前払年金費用	225,714
繰延税金負債 合計	3,977,373
繰延税金負債の純額	2,004,092千円

以上

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2022年度	2023年度
経常収益	28,694,990	28,330,288
資金運用収益	25,567,624	25,356,270
貸出金利息	19,065,035	19,277,498
預け金利息	1,570,199	1,732,768
買入手形利息	-	-
コールローン利息	-	-
買現先利息	-	-
債券貸借取引受入利息	-	-
有価証券利息配当金	3,751,843	3,378,248
金利スワップ受入利息	-	-
その他の受入利息	1,180,545	967,755
役務取引等収益	1,191,676	1,243,758
受入為替手数料	212,004	221,232
その他の役務収益	979,672	1,022,526
その他業務収益	1,908,275	1,702,460
外国為替売買益	165	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	895,445	902,232
国債等債券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	1,012,664	800,228
その他経常収益	27,413	27,798
貸倒引当金戻入益	9,005	4,564
償却債権取立益	-	-
株式等売却益	-	-
金銭の信託運用益	206	1,375
その他の経常収益	18,200	21,858
経常費用	23,042,096	22,468,704
資金調達費用	1,710,903	1,306,897
預金利息	1,708,643	1,305,130
給付補填備金繰入額	-	-
譲渡性預金利息	419	420
借入金利息	-	-
売渡手形利息	-	-
コールマネー利息	-	-
売現先利息	-	-
債券貸借取引支払利息	-	-
コマーシャル・ペーパー利息	-	-
金利スワップ支払利息	-	-
その他の支払利息	1,840	1,347
役務取引等費用	4,374,667	4,608,175
支払為替手数料	802,154	830,710
その他の役務費用	3,572,513	3,777,465
その他業務費用	1,267,265	347,280
外国為替売買損	-	-
商品有価証券売買損	-	-
国債等債券売却損	1,264,232	344,143
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の業務費用	3,033	3,136
経常費用	15,675,143	16,172,774
人件費	7,783,578	7,829,967
物件費	7,155,875	7,587,142
税金	735,689	755,664
その他経常費用	14,116	33,575
貸倒引当金繰入額	-	-
貸出金償却	-	-
株式等売却損	-	-
株式等償却	1,000	-
金銭の信託運用損	3,461	27,594
その他資産償却	4,539	4,458
退職手当金	4,944	549
その他の経常費用	171	973
経常利益	5,652,893	5,861,584
特別利益	7,092	5,111
固定資産処分益	166	5,111
負ののれん発生益	-	-
金融商品取引責任準備金取崩額	-	-
その他の特別利益	6,926	-
特別損失	168,267	180,747
固定資産処分損失	48,661	22,985
減損損失	119,606	157,761
金融商品取引責任準備金繰入額	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	5,491,717	5,685,948
法人税、住民税及び事業税	1,370,267	1,522,664
法人税等調整額	128,779	32,875
法人税等合計	1,499,047	1,555,539
当期純利益	3,992,670	4,130,409
繰越金(当期首残高)	1,542,638	1,565,908
当期末処分剰余金	5,535,309	5,696,317

注記

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 45,380千円
子会社との取引による費用総額 369,394千円
(子会社等との取引) (単位：千円)

属 性	子会社		
会社等の名称	㈱東北労金サービス		
議決権等の所有割合	所有 直接100%		
関連当事者との関係	預金の受入、従属業務の委託、土地建物の賃貸借		
取引の内容	土地建物賃貸他	預金利息の支払	業務委託他
取引金額	45,380	5	369,389
科 目	未収収益	預金積金	未払費用
期末残高	-	339,238	20,543

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して協議のうえ決定しております。

3. 出資1口当たりの当期純利益金額 486円99銭

4. 固定資産の重要な減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場 所	用 途	種 類	減損損失額
青森県むつ市 (むつ支店)	遊休資産	土地	37,361
		建物	7,616
		動産	294
岩手県金石市 (金石支店)	営業用店舗	土地	83,425
		建物	15,659
		動産	13,404
合 計			157,761

上記の資産グループについては投資額の回収が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

資産のグルーピングの方法は、当金庫の管理会計上の区分に基づき、営業店を最小単位としております。

本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。

当該資産グループの回収可能価額は、不動産鑑定評価額等に基づいた正味売却価額により算定しております。

5. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

以 上

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2022年度 総会承認日(2023年6月26日)	2023年度 総会承認日(2024年6月25日)
当期末処分剰余金	5,535,309,758	5,696,317,401
積立金取崩額	-	-
剰余金処分額	3,969,401,520	4,019,346,253
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金	(年3.0%) 254,397,270	(年3.0%) 254,341,830
事業の利用分量に対する配当金	215,004,250	265,004,423
特別積立金	3,500,000,000	3,500,000,000
(金利変動等準備積立金)	(1,000,000,000)	(1,500,000,000)
(機械化積立金)	(1,000,000,000)	(1,000,000,000)
(経営基盤強化積立金)	(1,500,000,000)	(1,000,000,000)
繰越金(当期末残高)	1,565,908,238	1,676,971,148

※2023年度の「事業の利用分量に対する配当金」については、20周年事業の特別利用配当「20周年記念配当」として、5,000万円を含みます。

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2024年5月20日に労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき会計監査人(EY新日本有限責任監査法人)の監査を受け、2024年5月29日に監事の監査を受けております。

なお、貸借対照表、損益計算書は同年6月25日の総会に報告し、剰余金処分計算書は承認を受けております。

会計監査人の氏名または名称

EY新日本有限責任監査法人(2024年7月現在)

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月26日

東北労働金庫 理事長

伊藤 啓志

●純資産の内訳

(単位:百万円)

科 目	2022年度	2023年度
純 資 産	123,586	123,728
出 資 金	8,484	8,484
普 通 出 資 金	8,484	8,484
優 先 出 資 金	-	-
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
資 本 剰 余 金	-	-
資 本 準 備 金	-	-
そ の 他 資 本 剰 余 金	-	-
利 益 剰 余 金	100,755	104,416
利 益 準 備 金	8,484	8,484
そ の 他 利 益 剰 余 金	92,271	95,932
特 別 積 立 金	86,735	90,235
(特別積立金)	(7,130)	(7,130)
(金利変動等準備積立金)	(28,799)	(29,799)
(機械化積立金)	(25,012)	(26,012)
(配当準備積立金)	(1,384)	(1,384)
(経営基盤強化積立金)	(24,385)	(25,885)
(圧縮積立金)	(25)	(25)
当期末処分剰余金	5,535	5,696
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0
自 己 優 先 出 資	-	-
自己優先出資申込証拠金	-	-
会 員 勘 定 合 計	109,240	112,901
その他有価証券評価差額金	13,082	9,563
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金	1,263	1,263
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	14,346	10,826

●会員数内訳

(単位:会員、千円、%)

項 目	2022年度末			2023年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団 体	5,367	8,273,490	97.51	5,214	8,283,388	97.62
民間労働組 合	2,790	4,221,600	49.75	2,662	4,240,294	49.97
民間以外の労働組合及び公務員の団体	1,175	2,073,133	24.43	1,170	2,071,450	24.41
消費生活協同組合及び同連合会	70	620,077	7.30	70	620,077	7.30
そ の 他 の 団 体	1,332	1,358,680	16.01	1,312	1,351,567	15.92
個 人	10,772	211,187	2.48	10,338	201,289	2.37
処分未済持分	0	9	0.00	0	9	0.00
合 計	16,139	8,484,686	100.00	15,552	8,484,686	100.00

*出資割合は端数の関係から合計が100%とならない場合があります。

●大口出資会員一覧

(単位:千円、%)

順位	会 員 名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	一般社団法人宮城県労働者福祉資産協会	479,060	5.64
2	岩手県学校生活協同組合	243,907	2.87
3	一般社団法人福島県労働者福祉基金協会	239,822	2.82
4	一般財団法人岩手県退職教職員互助会	139,033	1.63
5	一般財団法人宮城県教育会館	131,610	1.55
6	岩手県交通労働組合	102,067	1.20
7	一般財団法人ハビネス共済会	88,171	1.03
8	岩手県教職員組合	84,626	0.99
9	I H I労働組合連合会相馬支部	81,510	0.96
10	ニデックプレジジョン労働組合	80,616	0.95

●常勤役員一人当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	2022年度	2023年度
預 金 残 高	1,985	2,023
貸 付 金 残 高	1,141	1,206

(注) 役員数は期中平均人員を使用しています。

●1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	2022年度	2023年度
預 金 残 高	33,438	33,702
貸 付 金 残 高	19,217	20,082

(注) 店舗数は期末の店舗数を使用しています。

●報酬等に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員および監事全員の支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては、役員や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 役員退職慰労金の支給

役員に対しては、その在任期間中の功勞に報いるために、総会の承認を得て役員退職慰労金を支給する。

b. 支給額の算定方法

役員退職慰労金支給額の算定方法については、常勤役員が、退任時の月額報酬に対して在任期間1年につき、2.5の支給率を乗じた金額とし、非常勤役員は、退任時の月額報酬に対して在任期間1年につき、2.5の支給率を乗じた金額とする。

この場合、1,000円未満の端数が生じた時は1,000円に切り上げる。

c. 在任期間の計算

1. 在任期間は、役員に就任した日の属する月から退任した日の属する月までとする。ただし、再任の場合は、常勤と非常勤とを区分して在任期間を計算する。

2. 在任期間に1年未満の端数が生じた場合は、月割計算とし、1ヵ月未満の端数が生じた場合は、1ヵ月に切り上げる。

d. 支払時期と支払方法

役員退職慰労金は、総会の承認を得た後、速やかに一括して支払うものとする。

e. 支給の例外

1. 金庫に損害を与え退任した役員に対しては、理事会の議を経て退職慰労金の全額または一部を減額することができる。

2. 役員が退職慰労金の辞退を申し出た場合、理事会の議を経て退職慰労金の全額を支払わないことができる。

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	236

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「報酬」198百万円、「退職慰労金」37百万円となっております。なお、「退職慰労金」とは、当年度に繰り入れた役員退職慰労金です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号)第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等級以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2023年度において対象職員等に該当する者はおりません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。当金庫の連結子法人は100%出資子会社である関東北労金サービスとなります。

3. 「同等級」とは、2023年度に対象職員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2023年度において対象職員が受ける報酬等と同等級以上の報酬等を受ける者はおりません。

以上

●職員の状況

項 目	2022年度末	2023年度末
一 般 職 員	723人	742人
そ の 他 の 従 業 員	365人	348人
合 計	1,088人	1,090人
平 均 年 齢	43歳 0月	43歳 3月
平 均 勤 続 年 数	14年 2月	14年 0月
平 均 給 与 月 額	370千円	359千円

(注) 1. 職員及び従業員には、常勤の職員等を記載し、臨時的職員及び嘱託は含まれておりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

■出資配当等

(単位：千円、%)

項目	2022年度末	2023年度末
出資配当	254,397	254,341
(配当率)	(年3.00%の割合)	(年3.00%の割合)
利用配当	215,004	265,004
配当負担率	8.48	9.11

(注)

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$

■預金に関する指標

●預金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円)

項目	2022年度末					2023年度末				
	個人	法人			合計	個人	法人			合計
		公金預金	金融機関預金	その他預金			公金預金	金融機関預金	その他預金	
当座預金	-	-	-	119	119	-	-	-	19	19
普通預金	639,631	606	198	47,525	687,958	678,656	614	134	50,191	729,596
貯蓄預金	3,554	-	-	-	3,554	3,457	-	-	-	3,457
通知預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
別段預金	7	106	4	430	548	24	134	2	858	1,020
納税準備預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
定期預金	1,478,516	53,211	7,397	54,291	1,593,416	1,443,534	50,268	8,187	52,523	1,554,514
定期積金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,121,708	53,921	7,600	102,366	2,285,597	2,125,672	51,018	8,324	103,593	2,288,608

(注) 上表には譲渡性預金は含まれておりません。

●預金種類別内訳(平均残高)

(単位：百万円)

項目	2022年度	2023年度
流動性預金	678,771	723,407
定期性預金	1,612,611	1,586,169
譲渡性預金	15,870	15,870
その他の預金	-	-
合計	2,307,253	2,325,446

●定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位：百万円)

項目	2022年度末	2023年度末
固定金利定期預金	1,593,228	1,554,323
変動金利定期預金	187	190
その他	-	-
合計	1,593,416	1,554,514

●預金者別内訳(期末残高)

(単位：百万円、%)

項目	2022年度末		2023年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	1,887,712	82.59	1,884,115	82.32
民間労働組合	555,374	24.29	553,780	24.19
民間以外の労働組合及び公務員の団体	750,925	32.85	750,108	32.77
消費生活協同組合及び同連合会	9,168	0.40	9,880	0.43
その他の団体(うち間接構成員)	572,244	25.03	570,345	24.92
	(1,812,666)	(79.30)	(1,810,212)	(79.09)
個人会員	4,310	0.18	4,347	0.18
国・地方公共団体・非営利法人	54,272	2.37	51,429	2.24
一般員外(a)	339,300	14.84	348,716	15.23
合計	2,285,597	100.00	2,288,608	100.00

(注) 当金庫は、右表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4第2項に定められた「100分の10」以上であることにより労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行い、また、労働金庫法施行令第1条の7第2項に定められた「100分の10」以上であることにより同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

(単位：百万円、%)

項目	2022年度末	2023年度末
一般員外譲渡性預金(b)	15,820	15,820
一般員外預金計(c)： (左表の(a) + (b))	355,120	364,536
譲渡性預金を含む 総預金残高(d)	2,301,467	2,304,478
一般員外預金比率 (c) / (d) × 100	15.43	15.81

●外貨預金(期末残高)

(単位：百万円)

項目	2022年度末	2023年度末
外貨預金	-	-

●財形貯蓄残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

項目	2022年度末		2023年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	136,566	5.97	133,100	5.81
財形年金	49,960	2.18	47,527	2.07
財形住宅	8,692	0.38	7,844	0.34
合計	195,219	8.54	188,471	8.23

貸出金等に関する指標

●貸出金科目別内訳 (平均残高)

(単位：百万円)

項目	2022年度	2023年度
手形貸付	15,016	14,997
証書貸付	1,283,697	1,342,452
当座貸越	27,320	28,248
割引手形	-	-
合計	1,326,034	1,385,698

●貸出金の固定金利・変動金利別内訳 (期末残高)

(単位：百万円)

項目	2022年度末	2023年度末
固定金利貸出金	151,046	144,718
変動金利貸出金	1,208,190	1,270,238
合計	1,359,236	1,414,956

(注) 手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

●預貸率

(単位：%)

項目	2022年度	2023年度
預貸率(期末値)	59.05	61.40
預貸率(期中平均値)	57.47	59.58

●貸出金使途別内訳 (期末残高)

(単位：百万円、%)

項目	2022年度末		2023年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
貸金手当て策資金	-	-	-	-
生活資金	127,241	9.36	137,143	9.69
カードローン	23,789	1.75	25,370	1.79
教育ローン	25,368	1.86	27,125	1.91
その他	78,083	5.74	84,646	5.98
福利共済資金	511	0.03	476	0.03
運営資金	1,380	0.10	1,320	0.09
生協資金	29	0.00	40	0.00
運営資金	7	0.00	-	-
設備資金	-	-	-	-
住宅資金	1,230,055	90.49	1,275,967	90.17
一般住宅資金	11	0.00	8	0.00
住宅事業資金	-	-	-	-
合計	1,359,236	100.00	1,414,956	100.00

●貸出金貸出先別・業種別内訳 (期末残高)

(単位：百万円、%)

項目	2022年度末		2023年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
民間労働組合	449,729	33.08	481,538	34.03	
民間以外の労働組合及び公務員の団体	194,440	14.30	209,170	14.78	
消費生活協同組合及び同連合会	54,355	3.99	57,703	4.07	
その他の団体	644,291	47.40	651,263	46.02	
(うち日本勤労者住宅協会)	(-)	(-)	(-)	(-)	
〈間接構成員〉	〈1,340,981〉	〈98.65〉	〈1,397,922〉	〈98.79〉	
上記に所属しない個人会員	5,690	0.41	4,879	0.34	
会員等計	1,348,507	99.21	1,404,555	99.26	
預金積金担保貸出	204	0.01	193	0.01	
その他	10,525	0.77	10,207	0.72	
(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	
業種別内訳	製造業	-	(-)	-	(-)
	農業、林業	-	(-)	-	(-)
	漁業	-	(-)	-	(-)
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	(-)	-	(-)
	建設業	-	(-)	-	(-)
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	(-)	-	(-)
	情報通信業	-	(-)	-	(-)
	運輸業、郵便業	-	(-)	-	(-)
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	(-)	-	(-)
	金融業、保険業	-	(-)	-	(-)
	不動産業、物品賃貸業	-	(-)	-	(-)
	医療、福祉	-	(-)	-	(-)
	サービス業	-	(-)	-	(-)
	国・地方公共団体	93	(0.88)	84	(0.82)
	個人	10,420	(99.00)	10,115	(99.09)
その他	11	(0.10)	8	(0.08)	
会員外計	10,729	0.78	10,400	0.73	
合計	1,359,236	100.00	1,414,956	100.00	

■有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

●有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位：百万円)

項 目	計	期間の定めなし					
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超		
国 債	2022年度末	264,595	—	35,163	77,131	33,437	118,863
	2023年度末	209,977	—	40,139	38,719	40,723	90,395
地 方 債	2022年度末	1,997	—	—	—	1,997	—
	2023年度末	1,982	—	—	1,973	—	—
短 期 社 債	2022年度末	—	—	—	—	—	—
	2023年度末	—	—	—	—	—	—
社 債	2022年度末	4,366	—	—	3,887	479	—
	2023年度末	9,240	—	399	7,769	1,070	—
貸 付 信 託	2022年度末	—	—	—	—	—	—
	2023年度末	—	—	—	—	—	—
投 資 信 託	2022年度末	13,534	13,534	—	—	—	—
	2023年度末	16,296	16,296	—	—	—	—
株 式	2022年度末	328	328	—	—	—	—
	2023年度末	328	328	—	—	—	—
外 国 証 券	2022年度末	10,532	—	3,938	—	—	6,594
	2023年度末	12,258	—	—	—	4,334	7,915
そ の 他 の 証 券	2022年度末	—	—	—	—	—	—
	2023年度末	—	—	—	—	—	—
合 計	2022年度末	295,355	13,862	39,101	81,018	35,914	125,457
	2023年度末	250,083	16,624	40,538	48,463	46,129	98,310

●有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円、%)

項 目	2022年度		2023年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	278,435	91.27	228,500	89.25
地 方 債	1,999	0.65	1,999	0.78
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	3,707	1.21	6,946	2.71
貸 付 信 託	—	—	—	—
投 資 信 託	10,393	3.40	10,576	4.13
株 式	329	0.10	328	0.12
外 国 証 券	10,183	3.33	7,648	2.98
その他の証券	—	—	—	—
合 計	305,048	100.00	256,000	100.00

(注) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

●預証率

(単位：%)

項 目	2022年度	2023年度
預証率(期末値)	12.83	10.85
預証率(期中平均値)	13.22	11.09

預証率とは

健全性と収益性とのバランスをはかる指標で、金融機関が調達した資金をどれだけ有価証券運用しているかを示しています。

■有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形で預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどで活用して勤労者の借入ニーズに応じていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させています。

当金庫は、保有する有価証券をはじめとする金融商品について金融商品会計基準に基づく時価会計を実施しています。金融商品の時価に関する情報は、貸借対照表注記(P.57)をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、貸借対照表計上額は、あくまでも2024年3月末現在の状況であり、今後、変動することも想定されます。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

●売買目的有価証券

(単位：百万円)

売 買 目 的 有 価 証 券	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
	—	—	—	—

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2022年度末			2023年度末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当在庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「市場価格のない株式等及び組合出資金の主な内容及び貸借対照表計上額」に記載しております。

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2022 年度末			2023 年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	261,289	248,444	12,844	200,630	194,382	6,247
	国 債	259,688	246,844	12,843	199,929	193,682	6,246
	地 方 債	1,000	1,000	0	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	600	600	0	700	700	0
	そ の 他	24,067	18,587	5,480	28,047	20,770	7,277
小 計	285,356	267,031	18,324	228,677	215,152	13,524	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	9,670	9,825	△ 154	20,571	20,712	△ 141
	国 債	4,907	5,025	△ 117	10,048	10,112	△ 64
	地 方 債	996	1,000	△ 3	1,982	2,000	△ 17
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	3,766	3,799	△ 33	8,539	8,599	△ 60
	そ の 他	-	-	-	498	600	△ 101
小 計	9,670	9,825	△ 154	21,069	21,312	△ 242	
合 計	295,027	276,856	18,170	249,746	236,464	13,281	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公債、金融債、事業債が含まれます。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は、本表には含めておりません。

●市場価格のない株式等及び組合出資金の内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	2022 年度末	2023 年度末
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	315	315
関 連 法 人 等 株 式	-	-
非 上 場 株 式	13	13
合 計	328	328

■金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

	2022 年度末		2023 年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	4,902	-	4,871	-

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3. 「満期保有目的の金銭の信託」及び「その他の金銭の信託」はありません。

■金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

2023年度末における取引はありません。

■その他

●内国為替取扱実績

(単位：件)

項 目	区 分	2022 年度	2023 年度
送金・振込	各地へ向けた分	442,984	479,824
	各地より受けた分	3,049,010	3,230,114
代金取立	各地へ向けた分	41	0
	各地より受けた分	16	1
合 計	各地へ向けた分	443,025	479,824
	各地より受けた分	3,049,026	3,230,115

●公共債窓販取扱実績

(単位：千円)

項 目	2022 年度	2023 年度
国 債	5,524,010	10,654,170

●投資信託窓販取扱実績

(単位：千円)

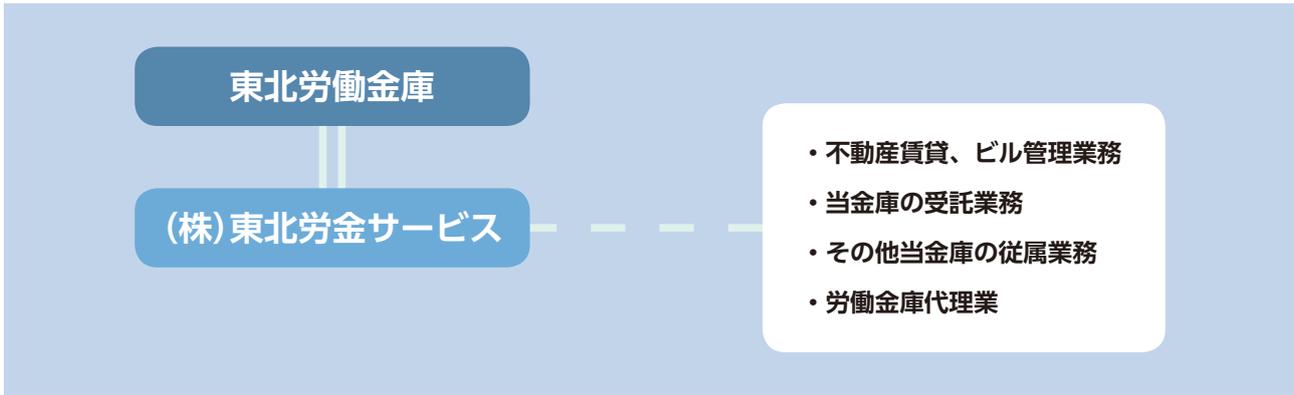
項 目	2022 年度	2023 年度
投 資 信 託	5,975,720	10,185,517

(注) 解約は含んでおりません。

財務データ(連結)

■ 連結情報

● 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成



● 金庫の子会社等に関する事項

名 称	株式会社 東北労金サービス
主たる営業所または事務所の所在地	仙台市青葉区北目町1番15号
資本金または出資金	80百万円
事業の内容	不動産賃貸、ビル管理業務 当金庫の受託業務 その他当金庫の従属業務 労働金庫代理業
設立年月日	昭和62年6月15日 (平成17年12月1日合併)
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	- %

● 金庫及びその子会社等の事業の概況

純 資 産	当金庫と(株)東北労金サービスを連結した結果、利益剰余金は1,065億72百万円となりました。また、出資金は、当金庫の上記連結対象子会社等への出資に連結に伴う調整除去を加えた結果、84億84百万円となりました。その結果、純資産は1,258億83百万円となりました。
預 金	上記連結対象子会社等からの預金積金に連結に伴う調整除去を加えた結果、2兆3,041億39百万円(譲渡性預金含む)となりました。
貸 出 金	当金庫は上記連結対象子会社等への貸出金はなく、金庫単体の貸出金残高と変わらず、期末残高は1兆4,149億56百万円となりました。
損 益	経常収益は283億89百万円、一方、経常費用は225億13百万円となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、41億38百万円となりました。
課 題	(株)東北労金サービスは金庫と密接に連携しながら、金庫の受託業務の整理を進めて効率化を図り、また事務集中化に伴う受託業務の拡大、さらに各種幹旋手数料収入の拡大を図ってまいりました。今後も、資産負債のスリム化とキャッシュフローの向上による財務体質の強化を図り、子会社としての役割発揮に努めてまいります。

● 金庫及びその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項 目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経 常 収 益	28,498	27,833	27,291	28,726	28,389
経 常 利 益	5,163	4,961	5,401	5,735	5,876
親会社株主に帰属する当期純利益	3,687	3,589	3,913	4,052	4,138
純 資 産 額	127,180	129,396	128,584	125,734	125,883
総 資 産 額	2,351,876	2,426,867	2,449,888	2,528,901	2,504,667
連 結 自 己 資 本 比 率	9.70	9.71	9.75	9.57	9.54

(注) 1. 連結貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
 2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」により連結自己資本比率を算定しています。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ(連結)

■連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2022年度末	2023年度末	科 目	2022年度末	2023年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預け金	838,620	803,511	預 金 積 金	2,285,225	2,288,269
コールローン及び買入手形	-	-	譲 渡 性 預 金	15,870	15,870
買 現 先 勘 定	-	-	借 用 金	88,800	62,100
債券貸借取引支払保証金	-	-	コールマネー及び売渡手形	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	売 現 先 勘 定	-	-
金 銭 の 信 託	4,902	4,871	債券貸借取引受入担保金	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	コマーシャル・ペーパー	-	-
有 価 証 券	295,040	249,759	外 国 為 替	-	-
貸 出 金	1,359,236	1,414,956	そ の 他 負 債	4,701	5,354
外 国 為 替	-	-	代 理 業 務 勘 定	-	-
そ の 他 資 産	14,531	15,167	賞 与 引 当 金	400	400
有 形 固 定 資 産	15,759	15,421	役 員 賞 与 引 当 金	-	-
建 物	6,552	6,436	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,945	3,921
土 地	7,680	7,536	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	83	124
リ ー ス 資 産	203	177	債 務 保 証 損 失 引 当 金	0	0
建 設 仮 勘 定	69	35	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	216	174
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,253	1,234	特 別 法 上 の 引 当 金	-	-
無 形 固 定 資 産	262	249	繰 延 税 金 負 債	3,346	2,011
ソ フ ト ウ ェ ア	207	193	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	491	491
の れ ん	-	-	債 務 保 証	85	65
リ ー ス 資 産	-	-	負 債 の 部 合 計	2,403,166	2,378,783
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	55	55	(純資産の部)		
退 職 給 付 に 係 る 資 産	608	806	出 資 金	8,484	8,484
繰 延 税 金 資 産	-	-	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	-	-	資 本 剰 余 金	-	-
債 務 保 証 見 返	85	65	利 益 剰 余 金	102,903	106,572
貸 倒 引 当 金	△ 146	△ 141	処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0
			自 己 優 先 出 資	-	-
			自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
			会 員 勘 定 合 計	111,388	115,057
			そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,082	9,563
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-	-
			土 地 再 評 価 差 額 金	1,263	1,263
			為 替 換 算 調 整 勘 定	-	-
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	14,346	10,826
			新 株 予 約 権	-	-
			非 支 配 株 主 持 分	-	-
			純 資 産 の 部 合 計	125,734	125,883
資 産 の 部 合 計	2,528,901	2,504,667	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,528,901	2,504,667

■連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2022年度	2023年度
経 常 収 益	28,726	28,389
資 金 運 用 収 益	25,567	25,356
貸 出 金 利 息	19,065	19,277
預 け 金 利 息	1,570	1,732
コールローン利息及び買入手形利息	-	-
買 現 先 利 息	-	-
債券貸借取引受入利息	-	-
有価証券利息配当金	3,751	3,378
そ の 他 の 受 入 利 息	1,180	967
役 務 取 引 等 収 益	1,244	1,329
そ の 他 業 務 収 益	1,887	1,676
そ の 他 経 常 収 益	27	27
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	9	4
償 却 債 権 取 立 益	-	-
そ の 他 の 経 常 収 益	18	23
経 常 費 用	22,991	22,513
資 金 調 達 費 用	1,710	1,306
預 金 利 息	1,708	1,305
給付補填備金繰入額	-	-
譲 渡 性 預 金 利 息	0	0
借 用 金 利 息	-	-
コールマネー利息及び売渡手形利息	-	-
売 現 先 利 息	-	-
債券貸借取引支払利息	-	-
コマーシャル・ペーパー利息	-	-
そ の 他 の 支 払 利 息	1	1
役 務 取 引 等 費 用	4,641	4,957
そ の 他 業 務 費 用	1,267	347
経 常 費 用	15,357	15,867
そ の 他 経 常 費 用	14	33
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-	-
そ の 他 の 経 常 費 用	14	33
経 常 利 益	5,735	5,876

科 目	2022年度	2023年度
特 別 利 益	7	5
固 定 資 産 処 分 益	0	5
負 の の れ ん 発 生 益	-	-
そ の 他 の 特 別 利 益	6	-
特 別 損 失	168	181
固 定 資 産 処 分 損	48	23
減 損 損 失	119	157
そ の 他 の 特 別 損 失	-	-
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	5,573	5,700
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,392	1,528
法 人 税 等 調 整 額	128	33
法 人 税 等 合 計	1,521	1,561
当 期 純 利 益	4,052	4,138
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-	-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,052	4,138

■連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	2022年度	2023年度
(資本剰余金の部)		
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	-	-
資 本 剰 余 金 増 加 高	-	-
資 本 剰 余 金 減 少 高	-	-
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	-	-
(利益剰余金の部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	99,321	102,903
利 益 剰 余 金 増 加 高	4,052	4,138
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,052	4,138
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	-	-
利 益 剰 余 金 減 少 高	469	469
配 当 金	469	469
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	-	-
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	102,903	106,572

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ(連結)

●連結貸借対照表注記

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております（該当する残高はありません）。

5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

当金庫の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 8年から50年

その他 5年から20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては当金庫並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております（該当する残高はありません）。

9. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号」令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

10. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数計計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理

(2) 数計計算上の差異

各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌連結会計年度から損益処理

12. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

13. 債務保証損失引当金の計上基準

債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

14. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

15. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。

役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足さ

れるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理

当金庫並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

17. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額 17,278,296千円

有形固定資産の圧縮記帳額 - 千円

18. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は5,094,475千円、危険債権額は7,401,405千円です。

なお、債権は、連結貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

19. 三月以上延滞債権額

債権のうち、三月以上延滞債権額は99,503千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

20. 貸出条件緩和債権額

債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

21. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、12,595,384千円です。

なお、18. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

22. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

預け金

62,100,000千円

担保資産に対応する債務

借入金

62,100,000千円

上記のほか、公金事務取扱等の担保として定期預け金600千円、為替決済保証金及び当座借越の担保として定期預け金114,322,200千円（上記借入金分を含む）を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は165,716千円であります。

23. 土地の再評価の方法と差額

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布、法律第34号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布、政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づいて同時点修正等による合理的な調整を行って算出。および第2条第4号に定める地価税に基づく課税価格（路線価方式）により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,046,489千円

14,836円62銭

24. 出資1口当たりの純資産額

25. 労働金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 668,991千円

26. 労働金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

27. 子会社等の株式及び出資金の総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資）を除く） - 千円

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、その他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

この他、当金庫グループでは現在、デリバティブ取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、

定期的に経営陣による企画委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理やALM運営の仕方や手続等の詳細を規程で定め、企画委員会や理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、企画委員会や理事会において確認しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関しても、経営管理部がリスクを計測・評価し、企画委員会や理事会で確認しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、取得・管理に係る基準、権限、手続き等を定めた規程に従い行われております。

このうち、資金運用室では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

一方で、有価証券に係る価格変動リスクの計測・評価については経営管理部が行うことで牽制態勢を構築するとともに、計測・評価した結果については日々、担当役員が確認するほか、企画委員会や理事会で確認しております。

保有している株式はすべて、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、執行・管理方法を規程で定めることで管理態勢を構築しておりますが、現在は取引がありません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法(信頼区間:99%、観測期間:1年、保有期間:120日)により算出しており、令和6年3月31日(当連結会計年度の決算日)現在で当金庫グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で14,714,587千円です。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストリングを定期的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)を参照)。

なお、市場価格のない株式及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預け金	803,511,185	801,893,226	△ 1,617,959
(2)有価証券	249,746,946	249,746,946	-
満期保有目的の債券	-	-	-
其他有価証券	249,746,946	249,746,946	-
(3)貸出金	1,414,956,475		
貸倒引当金(*1)	△ 135,579		
貸倒引当金控除後残高	1,414,820,896	1,422,658,920	7,838,024
金融資産計	2,468,079,028	2,474,299,092	6,220,064
(1)預金積金	2,288,269,355	2,288,239,752	△ 29,602
(2)譲渡性預金	15,870,000	15,870,000	-
(3)借入金	62,100,000	62,100,000	-
金融負債計	2,366,239,355	2,366,209,752	△ 29,602

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金に対する金額のみ控除しているため貸借対照表の表示金額とは異なります。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券及び外国証券は取引所の価格又は取引金融機関から提示

された価格によっております。

投資信託は公表されている基準価額によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、預入期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫並びに連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	13,021
組合出資金(*2)	10,600,000
合 計	10,613,021

(*1) 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に従い時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号_令和3年6月17日)第24-16項の取扱いを適用しており、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預け金	577,233,185	226,278,000	-	-
有価証券	40,400,000	47,300,000	42,839,480	93,781,780
満期保有目的の債券	-	-	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの	40,400,000	47,300,000	42,839,480	93,781,780
貸出金(*)	99,727,939	277,363,944	287,547,952	748,419,458
合 計	717,361,125	550,941,944	330,387,432	842,201,238

(*) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金積金(*)	2,008,601,495	253,475,047	21,942,065	4,250,746
譲渡性預金	15,870,000	-	-	-
借入金	62,100,000	-	-	-
合 計	2,086,571,495	253,475,047	21,942,065	4,250,746

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、連結貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれております(以下、34.まで同様)。

(1) 売買目的有価証券

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (千円)
売買目的有価証券	-

(2) 満期保有目的の債券

	種 類	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	そ の 他	-	-	-
	小 計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	そ の 他	-	-	-
	小 計	-	-	-
合 計		-	-	-

(3) その他有価証券

	種 類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	200,630,100	194,382,396	6,247,703
	国 債	199,929,250	193,682,396	6,246,853
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	700,850	700,000	850
	そ の 他	28,047,258	20,770,056	7,277,201
	小 計	228,677,358	215,152,453	13,524,905
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-
	債 券	20,571,070	20,712,511	△ 141,441
	国 債	10,048,500	10,112,634	△ 64,134
	地 方 債	1,982,700	2,000,000	△ 17,300
	短期社債	-	-	-
	社 債	8,539,870	8,599,877	△ 60,007
	そ の 他	498,518	600,000	△ 101,481
	小 計	21,069,588	21,312,511	△ 242,923
合 計		249,746,946	236,464,964	13,281,982

31. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

	売却原価(千円)	売却額(千円)	売却損益(千円)
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	-	-	-
合 計	-	-	-

32. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株 式	-	-	-
債 券	16,976,200	10,562	219,789
国 債	16,976,200	10,562	219,789
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	5,856,888	891,670	124,354
合 計	22,833,088	902,232	344,143

33. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、保有目的を変更した有価証券はありません。

34. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度中に、減損処理を行った有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)はありません。

35. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1) 運用目的の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額(千円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(千円)
運用目的の金銭の信託	4,871,163	-

(2) 満期保有目的の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの(千円)	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの(千円)
満期保有目的の金銭の信託	-	-	-	-	-

(3) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(千円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(千円)
その他の金銭の信託	-	-	-	-	-

36. 有価証券の貸付等

現金担保付債券貸付取引により借り入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れているもの、及び当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものはありません。

37. 当座貸越契約等

当座貸越契約(及び貸出金に係るコミットメントライン契約)は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、213,315,399千円です。

このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)は61,844,622千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫(並びに連結される子会社)の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫(並びに連結される子会社)が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半期毎に)予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち151,470,777千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

38. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりです。

退職給付債務	△ 11,208,399千円
年金資産(時価)	9,489,868
未積立退職給付債務	△ 1,718,530
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	△ 1,345,407
未認識過去勤務費用(債務の減額)	△ 50,970
連結貸借対照表計上額の純額	△ 3,114,908
退職給付に係る資産	806,124
退職給付に係る負債	△ 3,921,033

以上

● 連結損益計算書注記

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 487円92銭
 3. 固定資産の重要な減損損失
 当連結会計年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場 所	用 途	種 類	減損損失額
青森県むつ市(むつ支店)	遊休資産	土 地	37,361
		建 物	7,616
		動 産	294
岩手県釜石市(釜石支店)	営業用店舗	土 地	83,425
		建 物	15,659
		動 産	13,404
合 計			157,761

上記の資産グループについては投資額の回収が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

資産のブルーピングの方法は、当金庫の管理会計上の区分に基づき、営業店を最小単位としております。

本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。当該資産グループの回収可能価額は、不動産鑑定評価額等に基づいた正味売却価額により算定しております。

4. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

以上

■連結各種指標

●労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権(三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)・合計額・正常債権・総与信残高)

連結対象子会社が保有する債権については、回収が懸念される債権がないことから、連結上のリスク管理債権の額は当金庫単体のリスク管理債権と同額となります。各項目の金額および用語等の説明については、本誌 P.23 をご参照願います。

■自己資本の充実の状況

(1) 連結自己資本比率(国内基準)

(単位：%)

2022年度末	2023年度末
9.57	9.54

(注) 当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。))により、連結自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位：百万円、%)

項 目	前期末 (2022年度末)	当期末 (2023年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	110,919	114,537
うち、出資金および資本剰余金の額	8,484	8,484
うち、利益剰余金の額	102,903	106,572
うち、外部流出予定額(△)	469	519
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13	14
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13	14
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	78	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	111,011	114,552
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	189	179
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	189	179
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	438	580
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	627	759
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	110,384	113,792
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,111,523	1,149,830
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,754	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,754	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	41,218	41,800
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,152,742	1,191,630
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	9.57	9.54

「為替換算調整勘定」とは

在外子会社等の財務諸表の換算手続において発生する決算時為替相場で換算される円貨額と、取得時または発生時の為替相場で換算される円貨額との差額のことです。なお、当金庫の子会社等のうち在外子会社等に該当するものではありません。

(注) その他の用語等の説明については、P.14をご確認ください。

●連結の範囲に関する事項

- ・連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）（以下、「自己資本比率告示」といいます。）第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社」と「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。
- ・当金庫の連結子会社（連結自己資本比率を算出する対象となる子会社）は1社です。
- ・自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものはありません。
- ・連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものはありません。
- ・連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

●自己資本調達手段の概要

2023年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫連結グループの自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：東北労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：8,484百万円
普通株式	①発行主体：(株)東北労金サービス
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：－百万円

(3) 自己資本の充実度に関する事項

●信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	前期末（2022年度末）		当期末（2023年度末）	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	1,111,523	44,460	1,149,830	45,993
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,109,768	44,390	1,149,830	45,993
ソブリン向け	0	0	0	0
金融機関向け	166,118	6,644	159,113	6,364
事業法人等向け	3,665	146	5,497	219
中小企業等・個人向け	797,229	31,889	842,801	33,712
抵当権付住宅ローン	102,505	4,100	100,926	4,037
不動産取得等事業向け	0	0	0	0
延滞債権	1,158	46	786	31
その他	39,090	1,563	40,704	1,628
証券化エクスポージャー（うち再証券化）	(－)	(－)	(－)	(－)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－
ルック・スルー方式	－	－	－	－
マンドート方式	－	－	－	－
蓋然性方式(250%)	－	－	－	－
蓋然性方式(400%)	－	－	－	－
フォールバック方式(1250%)	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,754	70	－	－
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	－	－	－	－
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
オペレーショナル・リスク (B)	41,218	1,648	41,800	1,672
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B) (C)	1,152,742	46,109	1,191,630	47,665

●連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実状況について

2023年度末の当金庫連結グループの自己資本比率は9.54%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。また、自己資本のうち出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されるコア資本が占める割合が非常に高くなっています。自己資本に占める割合が高ければ、より健全性が高い水準にあると考えられます。したがって、当金庫連結グループの自己資本比率は、質・量ともに充実していると評価しています。

将来の自己資本の充実策

金庫および子会社の計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(4) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

●地域別

(単位：百万円)

地域区分	合計		貸出金等取引(注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)		延滞エクスポージャー(注3)	
	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末
国内	2,579,604	2,558,564	1,435,014	1,490,757	258,115	214,953	－	－	15,286	15,855	871,187	836,997	1,647	564
国外	8,310	10,565	－	－	8,202	10,385	－	－	－	－	107	180	－	－
合計	2,587,914	2,569,130	1,435,014	1,490,757	266,318	225,339	－	－	15,286	15,855	871,295	837,178	1,647	564

● 業種別

(単位：百万円)

業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2022 年度末	2023 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2022 年度末	2023 年度末
製造業	2,293	5,185	-	-	2,291	5,179	-	-	-	-	2	6	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・ 熱供給・水道業	795	995	-	-	794	994	-	-	-	-	0	1	-	-
情報通信業	828	228	-	-	787	199	-	-	-	-	40	29	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、 宿泊業、飲食 サービス業	395	613	-	-	392	592	-	-	-	-	2	21	-	-
金融業、保険業	841,908	809,034	-	-	-	1,777	-	-	4,902	4,871	837,006	802,386	-	-
不動産業、 物品賃貸業	101	498	-	-	99	497	-	-	-	-	1	0	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	2,266	2,293	-	-	-	-	-	-	-	-	2,266	2,293	-	-
国・地方公共団体	262,652	216,802	93	84	261,951	216,099	-	-	-	-	607	619	-	-
個人	1,434,046	1,490,046	1,432,999	1,488,854	-	-	-	-	-	-	1,047	1,192	1,647	564
その他	42,626	43,430	1,922	1,819	-	-	-	-	10,384	10,984	30,319	30,626	-	-
合計	2,587,914	2,569,130	1,435,014	1,490,757	266,318	225,339	-	-	15,286	15,855	871,295	837,178	1,647	564

● 残存期間別

(単位：百万円)

期間区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2022 年度末	2023 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2022 年度末	2023 年度末
期間の定めのないもの	131,522	132,460	77,687	77,695	-	-	-	-	10,384	10,984	43,450	43,781
1年以下	645,330	712,130	97,659	99,731	38,090	40,426	-	-	4,902	4,871	504,677	567,101
1年超3年以下	423,964	302,607	141,175	145,117	60,630	30,724	-	-	-	-	222,158	126,765
3年超5年以下	247,370	248,895	127,573	132,246	18,788	17,119	-	-	-	-	101,008	99,529
5年超7年以下	120,986	137,013	113,752	118,924	7,233	18,089	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	187,657	194,014	161,352	168,623	26,304	25,390	-	-	-	-	-	-
10年超	831,083	842,007	715,812	748,419	115,270	93,588	-	-	-	-	-	-
合計	2,587,914	2,569,130	1,435,014	1,490,757	266,318	225,339	-	-	15,286	15,855	871,295	837,178

- (注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、出資金、その他の資産、固定資産、繰延税金資産等です。
 3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 4. CVA リスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2022年度	13	13	-	13
	2023年度	13	14	-	14
個別貸倒引当金	2022年度	142	132	-	142
	2023年度	132	127	-	127
合計	2022年度	155	146	-	155
	2023年度	146	141	-	141

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

●業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業・郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	43	35	35	30	-	-	43	35	35	30	-	-
その他	98	96	96	97	-	-	98	96	96	97	-	-
合計	142	132	132	127	-	-	142	132	132	127	-	-

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2022年度末			2023年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	-	277,156	277,156	-	231,358	231,358
10%	-	5	5	-	5	5
20%	1,201	831,025	832,226	3,004	796,235	799,240
35%	-	292,873	292,873	-	288,362	288,362
50%	3,202	11	3,213	6,307	11	6,318
75%	-	1,140,377	1,140,377	-	1,201,153	1,201,153
100%	-	40,077	40,077	-	40,358	40,358
150%	-	638	638	-	465	465
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	1,499	1,499	-	2,009	2,009
1250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	4,404	2,583,664	2,588,068	9,311	2,559,960	2,569,271

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法動案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

P.19の内容を参照願います。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

P.19の内容を参照願います。

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ(連結)

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		77,453	77,468	-	-	-	-
	ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関向け	-	-	-	-	-	-
	事業法人等向け	73	65	-	-	-	-
	中小企業等・個人向け	77,380	77,402	-	-	-	-
	抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
	不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
	延滞	-	-	-	-	-	-

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

P.19の内容を参照願います。

(6) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫連結グループでは、証券化エクスポージャーは保有しておらず、オリジネーターの場合および投資家の場合のいずれにおいても取扱いはありません。

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

① 連結貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2022年度末		2023年度末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	-	-	-	-
非上場株式等	13	-	13	-
その他	10,600	-	10,600	-
合計	10,613	-	10,613	-

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

② 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償却	-	-

③ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

2023年度末において、出資等エクスポージャーに係る評価損益はありません。

④ 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

2023年度末において、出資等エクスポージャーに係る評価損益はありません。

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

P.20の内容を参照願います。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

2023年度末において、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは保有しておりません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスク量

(単位：百万円)

	2022 年度末	2023 年度末
VaR	16,780	13,840

② IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	31,422	40,062	2,222	2,884
2	下方パラレルシフト	0	0	1,257	1,427
3	スティープ化	8,617	14,630		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	10,962	11,795		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	31,422	40,062	2,222	2,884
		ホ		ヘ	
8	自己資本の額	当期末		前期末	
		113,792		110,384	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しております。なお、表中のイ、ロ、…の記号は告示の様式上に定められているものです。
3. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合をプラスで表示)。
4. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合をプラスで表示)。

●金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

P.22の内容を参照願います。

なお、VaRによるリスク計測は年次ベースで実施し、IRRBBはΔEVEおよびΔNIIを半期ベースで計測しています。

●金利リスクの算定手法の概要

P.22の内容を参照願います。

なお、当期末のΔEVEは31,422百万円(前期末比△8,639百万円)となりました。また、当期末のΔNIIは2,222百万円(前期末比△661百万円)となりました。

(11) オペレーショナル・リスクに関する事項

P.22の内容を参照願います。

■連結セグメント情報

連結の対象となる(株)東北労金サービスは、当金庫の事務代行や不動産賃貸業務等を営んでいますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常収益、経常利益または経常損失の額および資産の額(以下「経常収益等」といいます。)の、経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

索引(開示項目一覧)

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目

■ 労働金庫法施行規則第114条による開示項目(単体)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	34
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	34
(3) 会計監査人の氏名又は名称	59
(4) 事務所の名称及び所在地	48
(5) 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する事項	51
2. 金庫の主要な事業の内容	43
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	10
(2) 主要な事業の状況を示す指標	11
(3) 事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	11
② 預金に関する指標	61
③ 貸出金等に関する指標	62
④ 有価証券に関する指標	63
⑤ 信託業務に関する指標	該当なし
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の態勢	30
(2) 法令等遵守の態勢	26
(3) 地域の活性化のための取組みの状況(地域と協働した社会貢献活動等)	ダイジェスト
(4) 苦情等への対応(金融ADR制度への対応について)	27

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表	55
(2) 損益計算書	59
(3) 剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	59
(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破産更正債権及びこれらに準する債権	23
② 危険債権	23
③ 三月以上延滞債権	23
④ 貸出条件緩和債権	23
⑤ ①～④の合計額	23
⑥ 正常債権	23
(5) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額	該当なし
(6) 自己資本の充実の状況	12
(7) 有価証券	63
(8) 金銭の信託	64
(9) 労働金庫法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等)	64
(10) 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	17
(11) 貸出金償却の額	18
(12) 金庫が労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合のその旨	59
(13) 重要事象等	該当なし

■ 労働金庫法施行規則第115条による開示項目(連結)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	65
(2) 金庫の子会社等に関する事項	65
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	65
(2) 主要な事業の状況を示す指標	65

3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表	66
(2) 連結損益計算書	66
(3) 連結剰余金計算書	66
(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破産更正債権及びこれらに準する債権に該当する貸出金	70
② 危険債権に該当する貸出金	70
③ 三月以上延滞債権に該当する貸出金	70
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	70
⑤ ①～④の合計額	70
⑥ 正常債権に該当する貸出金	70
(5) 自己資本の充実の状況	70
(6) 連結セグメント情報	75

労働金庫法施行規則第114条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を定める件に基づく開示項目

■ 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項	13
2. 定性的な開示事項	15
3. 定量的な開示事項	15

■ 連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項	70
2. 定性的な開示事項	71
3. 定量的な開示事項	71

労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

1. 破産更生債権及びこれらに準する債権	23
2. 危険債権	23
3. 要管理債権	23
4. 正常債権	23

労働金庫の自主開示項目

1. 概況等		3. 資金調達	
(1) 事業計画	4	(1) 預金科目別残高	61
(2) 役員所属団体	34	(2) 預金者別内訳	61
(3) 代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況	34	(3) 財形貯蓄残高	61
(4) 報酬等に関する事項	60	4. その他の業務	
(5) 職員の状況	60	(1) 公共債窓販実績	64
(6) 自動機設置状況	52	(2) 投資信託窓販実績	64
(7) 大口出資会員	60	(3) 内国為替取扱実績	64
(8) 会員数内訳	60	(4) 手数料	47
(9) 出資配当等	61	5. その他	
2. 経理・事業内容		(1) 沿革・歩み	35
(1) 純資産の内訳	60	(2) 商品・サービスのご案内と利用にあたっての注意事項	43
(2) 業務純益	11	(3) トピックス	37
(3) 利益率	11	(4) 基本姿勢	2
(4) 常勤従業員1人当たり預金残高	60	(5) 全国の労働金庫の概要	7
(5) 1店舗当たり預金残高	60		
(6) 常勤従業員1人当たり貸出金残高	60		
(7) 1店舗当たり貸出金残高	60		



2024年版ディスクロージャー誌
発行／東北労働金庫総合企画部 2024年7月

〒980-8661 仙台市青葉区北目町1-15
TEL 022-227-1356 FAX 022-215-3158
<https://www.tohoku-rokin.or.jp/>